

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

DECEMBER 2015 **148**

トピックス

- ・ドラッグストア研究レポート報告会 開催報告
- ・政治連盟特別講演 開催報告
- ・OTC医薬品品揃えチェックリストについて

協会活動

- ・「新しい介護食品に関するシンポジウム」
- ・記者会見、記者懇談会 開催報告
- ・台風18号募金とりまとめとお礼
- ・第10回 全国小売業万引被害実態調査
- ・11月度月次活動報告
- ・議事録

協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援
第11回セルフメディケーションアワード作品募集のお知らせ
第4回健康(セルメ)川柳コンクールのお知らせ
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
漢方アドバイザー募集案内
ダブルライセンス認定制度実施
健康食品市場創造研究会
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金
日本チェーンドラッグストア協会政治連盟 会員募集のご案内

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、埼玉県

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせることに

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

2015年もあとわずかとなりました。機能性表示食品制度施行、松本南海雄JACDS名誉会長の業界初の旭日小綬章受章、そして祝賀会開催、青木JACDS新会長就任、インバウンド需要(流行語大賞の一つは“爆買い”でした)、スマイルケア食の普及推進、日本ヘルスケア協会の設立、医薬品の特別所得控除制度化などなど、多くの出来事がありました。

日本はさらに高齢社会の度を深めており、その生活をサポートする存在が切に求められています。ドラッグストアが声を大きく、「任せて下さい」といえるようになりたいと思います。そのためには何をしなければならないか。何が必要か。「健康寿命延伸産業の育成」アベノミクスの命題を中心となって実現するのはドラッグストアにおいて他にないと思います。そして、ドラッグストア業界の発展に向け、現在12のプロジェクトが立ち上がり、活動中です。

来年2016年がドラッグストアにとって、画期的な年となることを祈念します。

●トピックス

- ・[ドラッグストア研究レポート報告会 開催報告](#)
- ・[政治連盟特別講演 開催報告](#)
- ・[OTC医薬品品揃えチェックリストについて](#)

●協会活動

- ・[「新しい介護食品に関するシンポジウム」](#)
- ・[記者会見、記者懇談会 開催報告](#)
- ・[台風18号募金とりまとめとお礼](#)
- ・[第10回 全国小売業万引被害実態調査](#)
- ・[11月度月次活動報告](#)
- ・[議事録](#)

●協会からのお知らせ

- 登録販売者試験受験対策支援
- 第11回セルフメディケーションアワード作品募集のお知らせ
- 第4回健康(セルメ)川柳コンクールのお知らせ
- 介護情報提供員募集について
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- 漢方アドバイザー募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 健康食品市場創造研究会
- 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金
- 日本チェーンドラッグストア協会政治連盟 会員募集のご案内

●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、埼玉県

表紙裏 日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則
裏表紙裏 協会ホームページについて 事務局だより

2015年後期ドラッグストア業界研究レポート報告会 開催報告

日本チェーンドラッグストア協会主催「ドラッグストア業界研究レポート報告会」が11月27日(木)15時15分よりホテルグランドパレス(東京 九段下)2階 ダイヤモンドルームで開催されました。当日は300名近い大勢の方にお越しいただき、盛況のうちに終了することができましたこと、御礼申し上げます。

はじめにドラッグストア研究レポートの監修を行なった宗像事務総長より、挨拶とドラッグストア業界研究レポートをテキストにした全体の内容についての説明、第1章「ドラッグストア業界の動きについて」の報告が行われました。その後、2名の研究員およびインテージグループ(株)アンテリオ様2名による報告が行われました。

主な報告の内容は次の通りです。「ドラッグストアの現状と新しい動き」、「業界の新しい動き～新しい団体の誕生とその期待」「セルフメディケーション推進プロジェクト」、「OTC医薬品 品揃えチェックリスト」、「巨大な食品市場創造に向けた動き」、「ドラッグストア関連市場の動向」、「インバウンド購買の状況」、「機能性表示食品の市場概況」、「健康・医療・介護政策の動向」、「日本チェーンドラッグストア協会の活動について」

それぞれの報告者からは内容の濃い報告が行われ、会場にはパワーポイントが投影されたスクリーンを食い入るように見つめ、報告者の発言に集中し真剣にメモを取る参加者の姿が多く見られました。



報告会の全体構成について説明する宗像事務総長



300ページに及ぶボリュームで内容満載の報告書



報告者の説明に真剣に耳を傾け、熱心にメモを取る多くの参加者の様子

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟主催 特別講演 開催報告

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟主催による特別講演が、平成 27 年 11 月 26 日(木)、東京 ホテル グランドパレス ダイヤモンドホールにおいて開催されました。当日は、300 名近い方にご参加いただきました。

冒頭、日本チェーンドラッグストア協会 青木会長が挨拶され、続いて、本講演会の主催者である松本政治連盟会長が挨拶されました。

特別講演は「2016年の日本経済を占う」と題し、株式会社大和総研 執行役員調査本部 副本部長 チーフエコノミストの熊谷亮丸様よりご講演いただきました。

熊谷先生は日本経済について、ポイントを5つに絞りわかりやすく解説されました。来年にかけての日本経済は、現在景気後退の瀬戸際にあるが徐々に回復に向かうと解説。また、アベノミクスの成果と課題は、基本的な方向性は正しいと考えるが、従来の三本の矢では一本目の金融政策に負担をかけすぎており、今後は国民に耳の痛い政策や分配面できめの細かい配慮が必要と説明されました。そして中国「バブル」崩壊については、短期的には政策に支えられるので楽観できるが、中長期的にはバブルがはじけるということを頭の片隅においておくことが必要。日本経済のリスク要因に於いても、最大のリスクは中国経済の下振れだが、アメリカに引っ張られ世界経済は回復する見込みと説明されました。金融市場の展望は株高、円安の状態が続き、緩やかな円安、ドル高、長期金利も長いスパンで見ると上昇していきだろろうと考えていると説明されました。今後の経済に明るい兆しがあるとの内容に、参加者の皆様は真剣に聞き入っていました。



JACDS 青木会長 挨拶



JACDS 政治連盟 松本会長 挨拶



熊谷先生 特別講演

薬局およびドラッグストア取扱いOTC医薬品について

OTC医薬品 品揃えチェックリストを協会 HP で公開

2015年11月17日、OTC医薬品の取扱いの検討がされるなか、どれが必要なOTC医薬品かを協会独自に成分と薬効を分析・検討した結果を協会ホームページに公表しました。

必須品揃え薬は、要指導医薬品：6製剤区分、第1類医薬品：12製剤区分、第2・3類医薬品：93製剤区分、計111製剤区分です。

企業が取扱いを判断する選択品揃え薬は、要指導医薬品：7製剤区分、第1類医薬品：5製剤区分、第2・3類医薬品：73製剤区分、計85製剤区分です。

なお、本品揃えリストは品揃え用の製剤区分を40薬効群、196製剤区分しています。

OTC 医薬品品揃えチェックリストは協会ホームページ<[URL:http://www.jacds.gr.jp/](http://www.jacds.gr.jp/)>よりダウンロードの上、ご利用ください。



新しい介護食品に関するシンポジウム 「どう活用する“スマイルケア食”」で講演

昨年の11月11日の「介護の日」に合わせて、介護食品の愛称を公募して決められたのが“スマイルケア食”です。これまでのイメージを一新し、噛むこと、飲み込むことに加えて、低栄養予防というカテゴリーも加えた食品の愛称です。

超高齢社会の到来により、施設介護から在宅介護に移行するなか、農林水産省の概算では、約3兆円のマーケットになるといわれています。

今秋、11月13日の秋田会場を皮切りに、18日には和歌山会場で、27日には福岡会場で、そして12月1日には東京会場でシンポジウムが開催されました。

東京会場は九段下の科学技術館サイエンスホールで、13時30分から200名を超える聴衆に対して行われました。パネルディスカッションのパネリストは4名、医師、管理栄養士のほか、洋画家の城戸真亜子氏、そして、JACDSの宗像事務総長が加わり、90分行われました。

最初のテーマは、「スマイルケア食」の役割です。スマイルケア食とは何か、低栄養に何故、なってしまうかなどを明らかにし、ドラッグストア店舗の現在の販売状況をVTRで紹介しました。また、グループホームでの栄養指導、個人宅での訪問診療の様子も映され、実態が明らかになりました。

次は、「スマイルケア食」の活用について話し合いました。利用の利点とは何か、広く利用するための課題は何か。ここでは、料理教室の様子が映し出され、スマイルケア食を使った料理が紹介されました。また、そのあとには活用を広げるレシピもいくつか紹介されるなど、介護食というイメージではなく、スマイルケア食の明るいイメージが伝わってきました。

先進的な店舗事例がVTRで紹介され、これからのスマイルケア食がパネリストたちで語られ、パネルディスカッションは終了しました。

15時30分からは2会場に分かれ、講習会、研修会が行われました。宗像事務総長は研修会で、ドラッグストアにおけるスマイルケア食の販売について、その商品構成やこれからの売場についてパワーポイントでわかりやすく講演されました。

超高齢社会の在宅介護を支えるドラッグストアのあり方を研究しスマイルケア食の普及推進に協力してまいりたいと思います。



サイエンスホールに集まった聴衆



パネルディスカッション(一番右が宗像事務総長)



研修会は製造・販売・流通業の方が参加

年末恒例の記者会見と記者懇談会が開催される(12月4日)

2016年 年頭所感を発表

12月4日(金)芝公園のメルパルク東京3階「薔薇の間」におきまして、年末の恒例の記者会見および記者懇談会が行なわれました。当日は正午より年内最後となる第7回常任理事会が同じメルパルク東京4階「白鳥の間」で開催され、その後に記者会見が開かれました。

記者が集まる中、会議を終えたばかりの常任理事14名が前列に並び、青木会長の年頭所感の発表、JACDS政治連盟の松本会長(JACDS名誉会長)の年頭所感が発表されました。(年頭所感は次号 新年号に掲載)

続いて、池野副会長よりJACDS活動報告・今後の事業計画についての報告、第16回JAPANドラッグストアショーの開催概要が説明され、その後、宗像事務総長より「健康ハブステーション構想」や二重申請問題の解消、テクニシャン制度についての説明がありました。

質疑応答の後、記者懇談会へと進み、記者の皆様方と常任理事との間では、今年一年間を振り返りそれぞれになごやかな歓談の時間となりました。



「台風18号等大雨被害被災地支援募金」 参加協力のお礼について

協会では会員企業の皆様に対し、本年9月に災害支援の募金活動をお願いしました。

今般、募金のとりまとめが完了しましたのでご報告いたします。

1. 募金総額 4,699,953 円

2. 募金協力企業(50音順 敬称略)

アース製薬(株)、(株)カメガヤ、(株)杏林堂薬局、(株)クスリのマルエ、皇漢堂製薬(株)、(株)下川薬局、(株)スギ薬局、(株)チェックポイントシステムジャパン、(株)千葉薬品、(株)マツモトキヨシホールディングス、(株)ミズ、(株)ユヤマ、(株)よどや、(株)レデイ薬局

なお、マツモトキヨシグループ各社での取り組みについては、(株)マツモトキヨシホールディングスでとりまとめしております。

JACDSへ振り込まれた分は、11/30(月) 日本赤十字社へ振込を行いました。ご協力誠にありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

第 10 回 全国小売業万引被害実態調査(ダイジェスト)

犯罪の根にある万引犯罪を防止し、地域の安全・安心と取り戻すため、特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構が 10 回目となる、全国小売業万引被害実態調査を実施しました。

その調査結果のダイジェストをご報告させていただきます。詳しくは全国万引犯罪防止機構様のホームページに掲載されておりますので、ご覧ください。

万引き被害の実態、小売業の万引き防止対策を参考に、安心・安全な店舗づくりにご活用ください。

検索: 全国万引犯罪防止機構

HP: <http://www.manboukikou.jp/pdf/situation230.pdf>

1. 調査実施の枠組み

①調査の実施主体: 昨年より東京万引き防止官民合同会議との合同調査とした。

- ・特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構 調査研究委員会担当
- ・東京万引き防止官民合同会議(事務局: 警察庁生活安全部生活安総務課)

②調査実施の協力: ・警察庁生活安全局生活安全企画課

- ・日本小売業協会

2. 調査対象および回答企業

日本経済新聞社編「日経小売・卸売企業年鑑 2006」調査台帳を基本とし、随時最新の情報に更新した掲載企業のうち、主として「セルフ販売」を採用する企業の本部を調査対象とした。(企業調査)

さらに本年は、各小売業団体からも名簿のチェックをいただき、計 1,700 社(昨年計 1,659 社)に調査票を行った。一昨年度からは発送時点での業種分類はしないことにした。

①本調査(平成 27 年 1 月 15 日)

アンケートは調査票の郵送配布・郵送回収により実施した。

②回収状況

発送総数: 1,700 件

回収数: 603 件

有効回収率: 35.8%

③回答企業分布

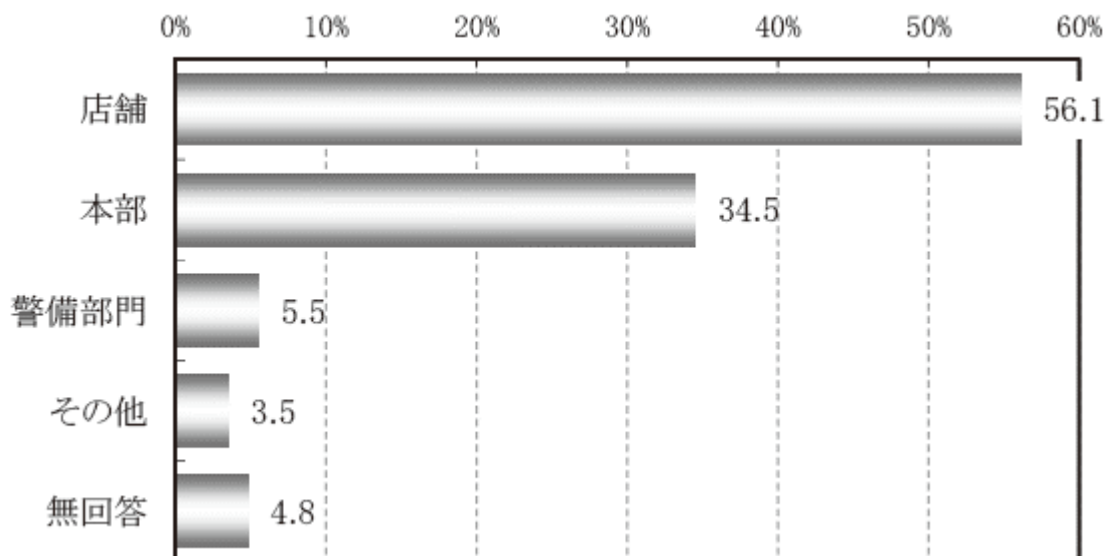
アンケート回答企業 603 社(前回 552 社)の分布は企業数の多い順に次の通り。

1	スーパー	171社	14	時計・めがね	6社
2	書籍・文具	105社	15	家電製品	4社
3	楽器・CD・レンタル	68社	16	宝飾品	3社
4	百貨店	58社	17	スポーツ用品	3社
5	ドラッグストア	39社	18	紳士服	2社
6	ホームセンター・カー用品	30社	19	カジュアル衣料	2社
7	その他専門店	27社	20	呉服	2社
8	婦人服・子供服	21社	21	家具	2社
9	生鮮	15社	22	酒類	2社
10	コンビニ・ミニスーパー	14社	23	総合ディスカウント	1社
11	玩具・ホビー用品	11社	24	価格均一ショップ(100円ショップ等)	1社
12	服飾・服飾雑貨	8社	25	生活協同組合	1社
13	靴	7社	26	カメラ	0社

I. 万引犯罪発見後の処理について

問1. 万引対策を担当している部署

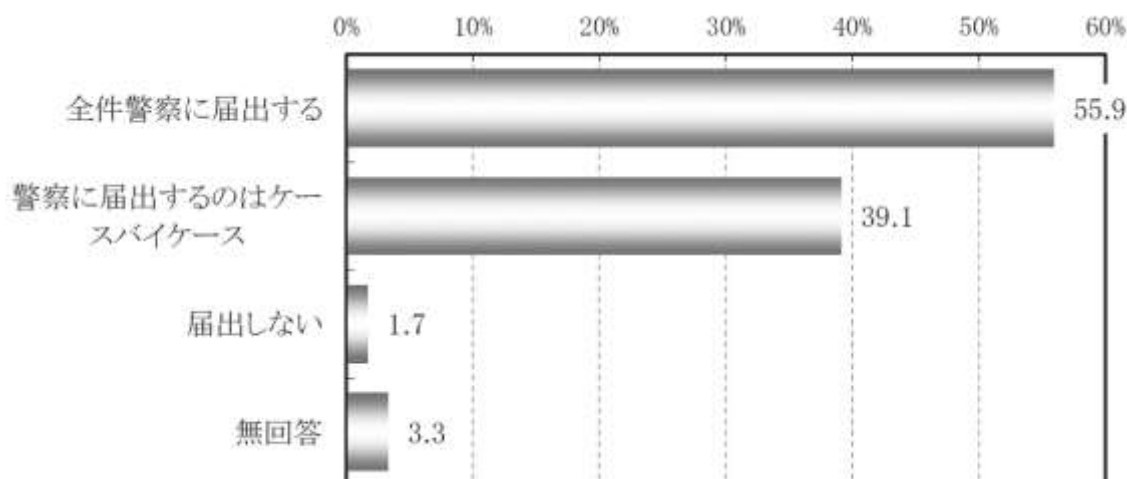
万引対策を担当している部署については、「店舗」338 件(56.1%)、「本部」208 件(34.5%)、「警備部門」33 件(5.5%)、「その他」21 件(3.5%)となっている。



部門別	回答企業数	店舗	本部	警備部門	その他	無回答
全 体	603	56.1	34.5	5.5	3.5	4.8
スーパー	171	50.9	46.8	2.3	1.2	3.5
書籍・文具	105	73.3	17.1	3.8	2.9	6.7
楽器・CD・レンタル	68	86.8	8.8	1.5	0.0	5.9
百貨店	58	24.1	20.7	32.8	17.2	5.2
ドラッグストア	39	38.5	61.5	2.6	5.1	-
ホームセンター・カー用品	30	46.7	56.7	-	3.3	-
その他専門店	27	55.6	33.3	3.7	3.7	7.4
婦人服・子供服	21	57.1	19.0	14.3	-	14.3
生鮮	15	40.0	60.0	-	-	-
コンビニ・ミニスーパー	14	50.0	42.9	-	-	7.1

問2-1. 万引犯罪を発見した後の基本的な処理方針

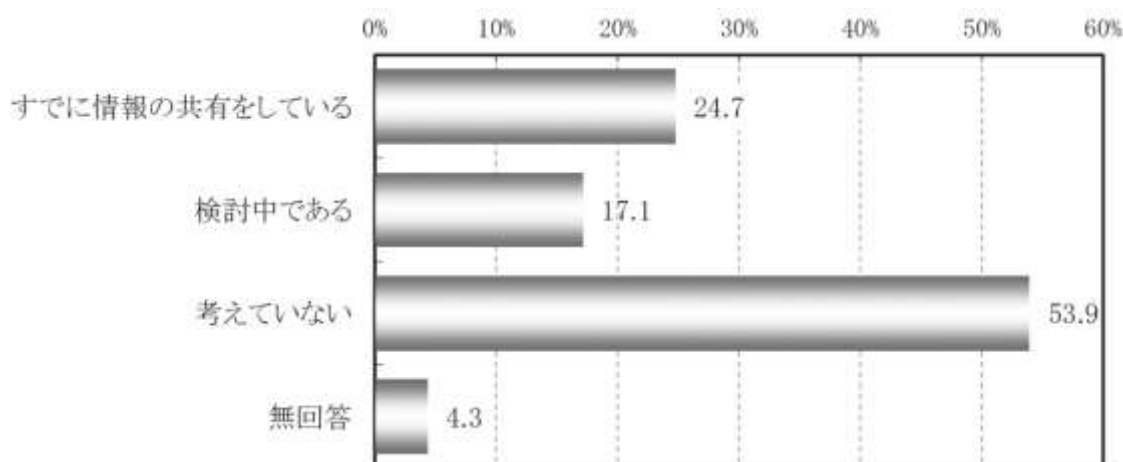
万引犯罪を発見した後の基本的な処理方針については、「全件警察に届出する」337件(55.9%)、「警察に届出するのはケースバイケース」236件(39.1%)、「届出しない」10件(1.7%)となっている。



部門別	回答企業数	全件警察に届出する	警察に届出するの ケースは	届出しない	無回答
全 体	603	55.9	39.1	1.7	3.3
スーパー	171	63.7	32.2	2.3	1.8
書籍・文具	105	55.2	40.0	1.0	3.8
楽器・CD・レンタル	68	48.5	44.1	1.5	5.9
百貨店	58	43.1	53.4	-	3.4
ドラッグストア	39	69.2	30.8	-	-
ホームセンター・カー用品	30	83.3	16.7	-	-
その他専門店	27	48.1	33.3	11.1	7.4
婦人服・子供服	21	28.6	61.9	4.8	4.8
生鮮	15	33.3	66.7	-	-
コンビニ・ミニスーパー	14	78.6	21.4	-	-

問4-3. 集団窃盗対策として、同業者との情報共有について

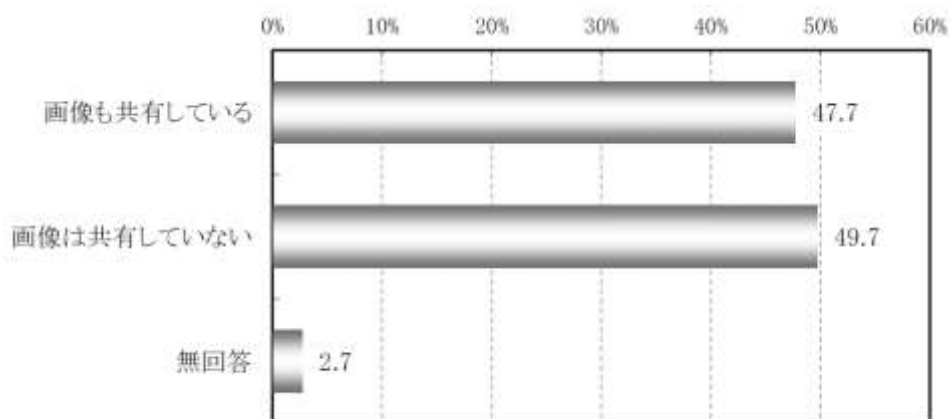
集団窃盗対策として、同業者との情報共有については、「考えていない」325件(53.9%)、「すでに情報の共有をしている」149件(24.7%)、「検討中である」103件(17.1%)となっている。



部門別	回答企業数	すでに情報の共有をしている	検討中である	考えていない	無回答
全 体	603	24.7	17.1	53.9	4.3
スーパー	171	18.1	20.5	59.6	1.8
書籍・文具	105	21.9	25.7	47.6	4.8
楽器・CD・レンタル	68	17.6	14.7	60.3	7.4
百貨店	58	39.7	12.1	46.6	1.7
ドラッグストア	39	59.0	17.9	20.5	2.6
ホームセンター・カー用品	30	20.0	6.7	73.3	-
その他専門店	27	22.2	3.7	59.3	14.8
婦人服・子供服	21	23.8	9.5	61.9	4.8
生鮮	15	20.0	26.7	40.0	13.3
コンビニ・ミニスーパー	14	50.0	7.1	42.9	-

問4-4. 犯人が映っている画像の共有

犯人が映っている画像の共有については、「画像は共有していない」74件(49.7%)、「画像も共有している」71件(47.7%)となっている。

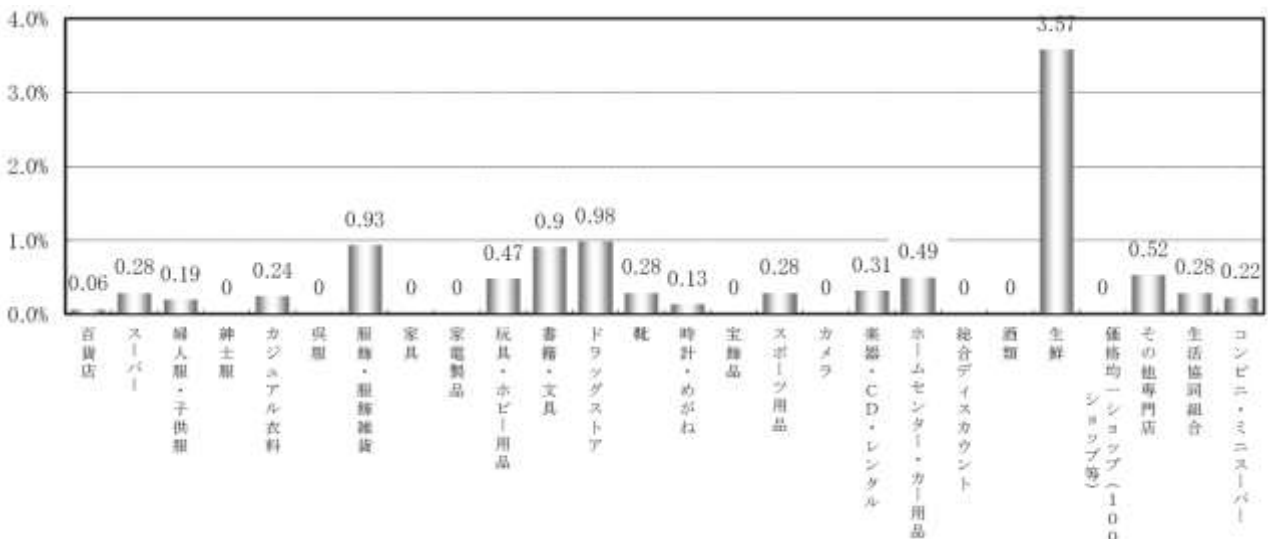


部門別	回答企業数	画像も共有している	画像は共有していない	無回答
全 体	149	47.7	49.7	2.7
スーパー	31	51.6	48.4	-
書籍・文具	23	43.5	47.8	8.7
楽器・CD・レンタル	12	58.3	41.7	-
百貨店	23	56.5	39.1	4.3
ドラッグストア	23	39.1	56.5	4.3
ホームセンター・カー用品	6	33.3	66.7	-
その他専門店	6	50.0	50.0	-
婦人服・子供服	5	60.0	40.0	-
生鮮	3	33.3	66.7	-
コンビニ・ミニスーパー	7	28.6	71.4	-

問13. 年間の総売上げに対する不明ロス金額の構成比

回答企業各社の決算年度における年間の不明ロス金額(万引き以外も含む不明ロスの総額)の年間総売上げに対する構成比については、直近年度で、この問いに対する有効回答 242 社の平均が 0.49%となっている。

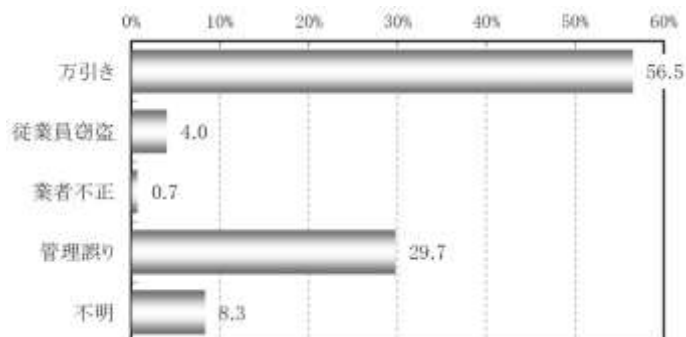
構成比の多い順としては、生鮮(3.57%)、ドラッグストア(0.98%)、服飾・服飾雑貨(0.93%)、書籍・文具(0.9%)、その他専門店(0.52%)、ホームセンター・カー用品(0.49%)となっている。



部門別	第10回 (平成26年度)			第9回 (平成25年度)	第8回 (平成24年度)
	回答 企業 数	有効 企業 数	1 社 平 均	1 社 平 均	1 社 平 均
全 体	603	242	0.49	0.65	0.57
百貨店	58	25	0.06	0.26	0.11
スーパー	171	52	0.28	0.88	0.78
婦人服・子供服	21	9	0.19	0.20	0.16
紳士服	2	1	0.00	-	0.45
カジュアル衣料	2	2	0.24	0.00	0.37
呉服	2	1	0.00	0.04	0.12
服飾・服飾雑貨	8	4	0.93	0.80	1.33
家具	2	0	0.00	0.06	0.26
家電製品	4	0	0.00	0.00	0.11
玩具・ホビー用品	11	6	0.47	0.11	0.11
書籍・文具	105	44	0.90	0.89	0.51
ドラッグストア	39	22	0.98	0.60	1.02
靴	7	4	0.28	0.03	0.20
時計・めがね	6	3	0.13	0.37	0.05
宝飾品	3	0	0.00	0.63	0.03
スポーツ用品	3	1	0.28	0.03	0.50
カメラ	-	-	-	-	-
楽器・CD・レンタル	68	32	0.31	0.59	0.37
ホームセンター・カー用品	30	17	0.49	0.53	1.12
総合ディスカウント	1	0	0.00	0.40	0.29
酒類	2	1	0.00	0.20	0.03
生鮮	15	2	3.57	0.50	-
価格均一ショップ(100円ショップ等)	1	0	0.00	0.28	0.95
その他専門店	27	9	0.52	0.14	0.25
生活協同組合	1	1	0.28	-	0.45
コンビニ・ミニスーパー	14	6	0.22	2.21	0.32

問14. 不明ロス金額の原因別推定割合

回答企業各社における不明ロス金額の原因別の推定割合については、万引き（56.5%）、管理誤り（29.7%）、不明（8.3%）、従業員窃盗（4.0%）、業者不正（0.7%）となっている。



部門別	回答企業数	有効企業数	①万引き	②従業員窃盗	③業者不正	④管理誤り	⑤不明
全体	603	274	56.5	4.0	0.7	29.7	8.3
百貨店	58	22	47.7	1.1	0.7	42.7	7.7
スーパー	171	60	51.2	3.8	1.8	33.3	9.7
婦人服・子供服	21	13	61.5	1.6	0.1	36.2	1.4
紳士服	-	-	-	-	-	-	-
カジュアル衣料	2	2	60.0	0.0	0.0	25.0	15.0
呉服	2	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
服飾・服飾雑貨	8	4	75.0	0.0	0.0	10.0	15.0
家具	2	-	-	-	-	-	-
家電製品	4	-	-	-	-	-	-
玩具・ホビー用品	11	7	28.6	10.0	0.0	50.0	11.4
書籍・文具	105	55	68.7	3.8	0.0	21.5	4.2
ドラッグストア	39	25	61.0	5.2	0.8	16.4	12.6
靴	7	2	40.0	0.0	0.0	60.0	0.0
時計・めがね	6	5	64.0	2.0	0.0	31.0	3.0
宝飾品	3	1	20.0	10.0	0.0	0.0	70.0
スポーツ用品	3	-	-	-	-	-	-
カメラ	-	-	-	-	-	-	-
楽器・CD・レンタル	68	39	74.0	3.1	0.5	20.4	2.1
ホームセンター・カー用品	30	14	32.9	7.1	2.1	43.6	14.3
総合ディスカウント	1	-	-	-	-	-	-
酒類	2	-	-	-	-	-	-
生鮮	15	5	41.0	3.0	2.0	29.0	25.0
価格均一ショップ(100円ショップ等)	1	-	-	-	-	-	-
その他専門店	27	11	34.6	4.6	0.0	43.6	17.3
生活協同組合	1	1	10.0	0.0	0.0	80.0	10.0
コンビニ・ミニスーパー	14	7	37.1	15.7	0.0	31.4	15.7

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
11月6日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第91回JACDS記者意見交換会	1. 一般財団法人 日本ヘルスケア協会が設立されました 2. 機能性表示食品及びスマイルケア食の販売強化について 3. 電子版お薬手帳の検討会 進捗報告 4. 11月3日、「日本女性薬局経営者の会」(会長 堀 美智子)の設立記念シンポジウムが開催されました。 5. 政治連盟特別講演&ドラッグストア業界研究レポート報告会 6. その他	25名
11月10日(火) JACDS東京事務所 13:00~14:00	第3回青年部会	1. 日本ヘルスケア協会について 2. 青年部会 会員の募集について 3. 今後の活動について 4. その他	8名
11月10日(火) JACDS東京事務所 14:00~16:00	第4回ドラッグストアショー実行委員会	1. 出展促進活動進捗状況報告 2. 式典ご挨拶の依頼について 3. 来場促進計画(案)について 4. ゾーニング・レイアウト(案)について 5. 出展者説明会について 6. 次回開催スケジュールについて 7. その他	8名
11月17日(火) JACDS東京事務所 14:00~16:00	平成27年度城西大学インターンシップ意見交換会	1. 勤務薬剤師会 小田会長ご挨拶 2. 今回のインターンシップについて(城西大学 細谷准教授より) 1) インターンシップの在り方、目的について 2) 学生からの日誌や直接聞いた感想などをもとに報告 3) 過去インターンシップ受講者の現在の様子について 4) その他 3. 受入企業からの意見、質問(会員企業より) 4. 今後のインターンシップについて 5. その他	13名
11月17日(火) JACDS東京事務所 16:00~18:00	第3回勤務薬剤師会運営委員会	1. 小田会長ご挨拶 2. 前回からの検討事項 1) 薬剤師資質向上研修の見直しについて 2) 薬学教育6年制 実務実習受け入れについて 3. 勤務薬剤師会の新たな形となる活動について 4. ドラッグストアショーでのセミナー等について 5. その他	9名
11月20日(金) 日本薬業共同事務所 (虎ノ門) 16:00~17:00	第95回定例合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 規制改革会議 第39回 健康・医療ワーキング・グループで提案 2) 自民党・組織運動本部の厚生関係団体委員会で提案 3) OTC医薬品 品揃えチェックリストを公表 4) 機能性表示食品及びスマイルケア食の販売強化について 5) 平成27年台風18号等大雨災害の被災地支援募金について 6) 政治連盟特別講演&ドラッグストア業界研究レポート報告会 7) 今後のスケジュールについて 8) その他 2. 日本医薬品登録販売者協会 ・一般社団法人 日本医薬品登録販売者協会(日登協) 都道府県支部設立を強化。全国で24支部設立 3. 日本置き薬協会から ・27年度登録販売者試験の配置に関する問題 ・二川次官講演「配置販売業界の今後の発展」のお知らせ 4. 日本薬業研修センターから ・平成27年度後期 登録販売者資質向上研修集合研修順調に進行中	15名
11月24日(火) JACDS東京事務所 11:30~14:30	第2回法制委員会	委員長 挨拶 1. 検体測定室の普及に向けて 2. 調剤併設店舗二重許可申請問題 3. その他	11名
11月25日(水) JACDS東京事務所 11:30~14:30	第2回組織委員会	委員長挨拶 1. 第30回ブロック総会の開催について 2. 支部長の行政訪問について 3. 支部の活動について 4. 登録販売者制度向上委員会から(支部設立、会員の拡大) 5. その他	8名

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
11月26日(木) ホテルグランドパレス 3階「牡丹・あやめの間」 10:00～10:15	第6回常任理事会	青木会長 挨拶 1. 政治連盟特別講演&ドラッグストア業界研究レポート報告会について 2. 一般財団法人 日本ヘルスケア協会の設立について 3. 「薬局」「店舗販売業」の二重申請解消について 4. 軽減税率と医薬品の特別所得控除について 5. 組織委員会報告 6. 機能的表示食品、スマイルケア食について 7. 報告事項 ・被災地支援募金、OTC医薬品 チェックリストの公表 ・日本薬剤師連盟の新聞記事 8. その他(次回の開催など)	18名
11月26日(木) ホテルグランドパレス 2階「ダイヤモンドルーム」 13:00～15:00	政治連盟主催特別講演	青木会長、松本政治連盟会長挨拶 「2016年の日本経済を占う」 株式会社大和総研 執行役員 調査本部 副本部長 チーフエコノミスト 熊谷 亮丸	約300名
11月26日(木) ホテルグランドパレス 2階「ダイヤモンドルーム」 15:15～17:30	ドラッグストア研究レポート報告会	第1章 ドラッグストアの現状 第2章 ドラッグストアを巡る重要課題 第3章 数値で見るドラッグストアの状況 第4章 「健康・医療・介護政策」の動向 第5章 日本チェーンドラッグストア協会の活動報告	約300名
11月27日(金) JACDS東京事務所 16:00～18:00	第6回防犯有事委員会	1. 防犯カメラ画像を強調した万引き防止ツールの作成について 2. 各種活動実施状況報告 1) 防犯対策関連 ・東京万引き防止官民合同会議報告 ・大量窃盗情報報告について 2) 有事対応関連 ・「東京防災」について ・「台風18号等大雨被害被災地支援」募金結果とりまとめについて 3. その他 1) 今後、来年度以降の活動について	3名

会議議事録

第4回常任理事会 議事録

日時:平成27年8月4日(火) 12:00~17:00

会場:JACDS東京事務所

欠席:小田勤務薬剤師会長、櫻井委員長

会長挨拶:

- ・松本名誉会長をはじめ皆様が集まり、見渡すと大変な会と実感できる。同時に皆様方の要望を叶えるための大きな役割が新会長にあると考えている。皆様方のご協力をお願いします。
- ・9月8日(火)に松本名誉会長の旭日小経章受章祝賀会を開催することになった。JACDSの初代会長として、ドラッグストア業界が大きく発展し、世の中に認知されるようになった功績で、受章にいたった。祝賀会の開催についてもご協力をお願いします。
- ・会長のあいさつの後、常任理事からも一言ずつご挨拶をしていただいた。

議事:

1. 不適切な薬歴未記載問題について

- ・現状と対応について、宗像事務総長より報告があった。
- ・薬歴未記載問題について、さまざまな対応をしてきた。その一つにコンプライアンス委員会がある。今後の動きに期待している。
- ・薬剤服用歴(薬歴)管理ガイドラインを勤務薬剤師の協力のもと作成した。

2. 要指導医薬品、一般用医薬品販売制度の遵守について

- ・現状と取組について報告した。

3. 正副会長会議の設置について

- ・新たに設置することが報告された。
- ・打ち合わせした内容については常任理事会で報告する。

4. 協会運営協力費について

- ・反対意見が会員企業からほとんどなく、協会への期待が大きい。

【結論】

了承いただき、掲示した基準で進めることになった。

5. 医薬に関する国の方針と行政、既存団体の動き等について

- ・宗像事務総長より報告を行なった。
- ・国の方針について、骨太の方針、日本再興戦略改訂2015、規制改革実施計画について報告、それを受けて、厚生労働省も動きを見せた。
- ・「健康づくり支援薬局」については医薬食品局をおとずれ、意見交換を行なった。
- ・電子お薬手帳の検討会が始まり、勤務薬剤師会委員に参加をお願いした。
- ・各社が作っているシステムに連結出来るようなことも考えている。2020年には医療情報をシステムに入れることも視野に検討している。
- ・経済産業省についてはセルフメディケーションにおけるドラッグストアのあり方研究の具現化を目指して進行中
- ・農林水産省についてはスマイルケア食の内容が秋には決まり、そのうえで普及に向けての検討を進めていく。
- ・消費者庁については申請が200~300あるが、承認が遅れていて、増員をして、早く承認するようにお願いしていく。

6. ドラッグストアにおける社会的地位向上の活動について

- ・宗像事務総長から報告を行なった
- ・生活者や社会から求められ、貢献できるようなドラッグストアを目指すべきこと。正副会長会議でも了承された。
- ・ドラッグストアの機能を高めるさまざまな情報提供支援システムについて検討をする。

- ・スマートホンアプリを開発中。ドラッグストアの情報(場所、営業時間、取扱い商品や設置器具(医薬品、健食、AED等)がすぐわかるようにする。
- ・365日24H対応のドラッグストアをつくる。

○常任理事からの意見

- ・調剤取り扱いがドラッグの中では約25%、もっと増やしていくべき。
- ・独居老人が増えてきている。それにドラッグストアが対応していくべき。
- ・コミュニケーションが取れる店舗作りが必要。
- ・予防社会をつくる。それにドラッグストアを中心に進めていく。
- ・24hをやる仕組みを考える。それには薬剤師が中心になって行なっていくことが重要。また、登録販売者の活用も必要。
- ・育児について、ドラッグストアが最優先に取り組むべき課題ではないか。
- 少子化対策は深刻な問題。どういう役割をしていったらよいか検討すべきこと。
- 従業員に子供が生まれたら、働きながら子供が育てることが出来るような店舗を何店舗か作っている。店内に子供がいられる部屋を作り、誰でも使えるようにしている。店内で誰でも見えるようにしている。泣き声が外から聞こえるようにしている。保育士は雇っていない。

7. 日本一般用医薬品連合会からの要望事項について

宗像事務総長より説明

1)平成28年度セルフメディケーション振興税制について

- ・日本一般用医薬品連合会では、税額控除について、OTC薬の購入金額が年間1万円以上で控除される制度を要望している。
- ・問題点として、個人で確定申告をするかどうか、レジでレシートにOTCといれるのにシステムを新たに組まなければならないなどがある。

2)検体測定室連携協議会について

- ・委員の派遣をお願いされている。
- ・会員になるようにお願いされている。
- 常任理事からの意見
- ・協議会は別として、検体測定室については取り組むべき課題ではないか。
- ・運用は地域によりバラバラである。
- ・ガイドラインを直さないと進んでいけないのではないかと。
- ・現状は尿検査のキットは売れない。協会で検査について啓蒙していく必要があるのではないかと。

【結論】

検体測定室が普及するための要望を出す

8. 松本南海雄名誉会長 旭日小経章受章祝賀会の開催について

宗像事務総長から概要が説明され、協力をお願いした。

日時、場所

平成27年9月8日(火)17時~19時半

帝国ホテル 本館2階 孔雀の間

※詳細は会議資料参照

○変更、補足意見

- ・来賓の祝辞は発起人代表あいさつの後に行う。
- ・スーツは黒か紺であればいい。

9. 業界標準化推進委員会報告

江黒会長より現状について報告

常任理事会決裁事項について、次の内容についてご審議いただいた。

- 1) 業界標準導入プログラムについて送付する。
- 2) 協会HPに誰もがみられる形で掲載する。(※流通BMS協議会HPにもリンクを張る)
- 3) 国への補助金の要望書を提出する際、他団体と連名で名前を連ねることを許可する。
- 4) マスコミを通じて広報をしたい。(ドラッグストア流通記者会に依頼する。)

○常任理事からの意見

業界標準導入プログラムについてはオーナーに送っても理解していただくのは難しい。クラウド上で動画などを利用して紹介してはどうか。

【結論】

- 1) についてはクラウド上で、動画などを利用してわかりやすく案内する。
- 2)～4)は承諾をいただいた。

10. 組織委員会報告

皆川委員長より第29回ブロック総会について説明

ご報告される常任理事について

- ・中部ブロックは青木会長が出席して、会長挨拶をする。
- ・九州ブロック、西日本ブロックについては樋口副会長が会長代行として会長挨拶をご報告いただく。
- ・東日本ブロックは江黒副会長か池野副会長のどちらかで会長代行として、会長挨拶をご報告いただく。

11. 社会貢献委員会報告

富山委員長より報告

1)「そらぶちキッズキャンプ」について

施設は出来、キャンプに参加する子供たちが増えてきたが、その分多くの付き添いスタッフを必要としている。JACDSの支援基金が大変役に立っている。当社は1円募金などもやっている。いろんな媒体でも宣伝が必要と考えている。

※9月1日には安倍首相の奥様が視察に来る予定。

2) 低炭素社会への取り組みについて

補助金のこともあるが、LED化を進めることにより、かなりの電力削減が実現でき、電気代が下がった。当社も取り組んでおり、全店舗LEDに変更する予定。

12. S-Mアワード実行委員会報告と提案

事務局から代理で報告

- 1) セルフメディケーションアワードについて継続開催する。
 - ・セルフメディケーションのアピールが必要。
 - ・800作品の参加賞のコストなどの見直しが必要
- 2) 第4回健康(セルメ)川柳コンクールについて継続開催する。
 - ・コストを抑えて継続していく。
 - ・マスコミや店舗に紹介してもらえるように広報を今以上にしていく。

13. 報告事項

宗像事務総長より報告があった。

1) 日本OTC医薬品協会について

新会長に武田薬品工業 杉本プレジデント、新理事長 黒川氏に正式決定した。当協会に対して両者とも大変理解をしていただいている。

2) 電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調査会について

- ・システムとしてつながる。面分業には必要。
- ・JACDSからは勤務薬剤師会委員が参加
- ・中澤専務理事より参加報告

第1回での検討会では今後の取り組み内容について、検討会の進め方、ベンダーの調査などの説明があった。

3) 藤井もとゆき君と語る会 発起人依頼について

発起人の依頼を受けることになった。

4) ネパール大地震支援募金について

約1,000万円の寄付が出来たことが報告された。

14. 今後のスケジュール

- ・10月9日は常任理事会終了後に正副会長会議を開催する。
- ・来年2月の常任理事会は2月24日、トップ会と同日で開催する。
- ・来年6月8日に常任理事会、総会、政連特別セミナー&ドラッグストア研究レポート報告会を開催する。

第5回常任理事会 議事録

日時:平成27年10月9日(金)11:00~12:10

会場:メルパルク東京 4F 孔雀の間

欠席:関口名誉会長、浦上副会長、櫻井委員長、奥谷西日本ブロック長

議事:青木会長より挨拶

- ・マイナンバーについて、数年後には保険と一元化が出来ると考えている。そうなるとリフィール処方箋なども可能になってくる。
- ・残薬の問題については保険制度を守っていくという観点から、我々にも責任がある。
- ・病院の中に薬局が出来るのなら、ドラッグストアの中に開業医が開設しても良いのではないか。
- ・我々に対する期待が大きい。リードして行かなければならない。

1. 平成27年度第3回理事会について

常任理事会の後に開催される第3回理事会について説明。

2. 軽減税率と医薬品の特別所得控除について

- ・これまでの経緯と今後の動き、課題について、宗像事務総長より報告
- ・現在出ている財務省の日本型軽減税率案については公明党が反対しているため、年内見送られる可能性がある。
- ・日本一般用医薬品連合会らが主張している医療費控除については1万円を超えた金額の5%分程度を還付請求出来る。実現の可能性は高いと言われている。確定申告時に該当の医薬品をレシートでわかりやすくすることが必要となる。
- ・フランスやイギリス、ニューヨーク州などでは医療費控除ではなく、軽減税率の違いはあるが、社会的インフラの中で制度として導入され、子供のうちから教育され、理解されている。日本でも同様のメリットになると思われる。
- ・現在、漢方薬やモーラステープなどが健康保険適用外になる案が出ていて、その案が実現したり、スイッチが進み、最終的に一家庭当たり年間6万以上の支出となれば、控除の還付金額が大きくなるため、制度として有効性が出てくる。マイナンバー制度は2017年に保険制度と連携され、2020年には医療情報と連携する予定。その対応のため、現在電子お薬手帳の検討がされている。

【常任理事からの意見】

- ・医薬品に関しては特別所得控除のほうが先に実現すると考えられる。
- ・全額控除が実現すれば、すぐにメリットが出るのではないか。
- ・自社で調べてみたら、滋養強壮剤なども対象のため、OTC医薬品を年間10万円超の購入されている方がかなりいる。医薬品の特別控除(案)にも賛成すべきと考えている。

【結論】

- ・医薬品の軽減税率について、今後導入を求めていく。医薬品控除(案)については協力をしていく。

3. 第29回ブロック総会 実施報告

- ・皆川委員長から実施報告と今後の活動について報告。
- ・支部長の業務課2回目の訪問について、担当が変わり、一からという業務課も多かったが継続することが重要と考えている。業務課訪問率についても報告、今までは都道府県の業務課に訪問していたが、政令指定都市にも訪問を広げていく。
- ・ブロック総会について、参加者状況について報告。過去1回も出席したことがない会員企業について、今回は数社出ていただいた。今後も参加していない企業に参加をお願いしていく。

4. 調剤併設店舗の二重申請について

- ・法律上は問題なかったが、今までは地方行政の運用に問題があった。
 - ・規制改革推進室に過去3回申請をした。ようやく審議項目に載ることになった。
 - ・11月9日(火)に健康・医療ワーキング・グループが開催される。ヒヤリングにおいてJACDSから意見を述べ、うまくいけば来年度中には二重申請の問題が解消する。規制改革の方向から改めてなんとか実現したい。
- 【常任理事からの意見】
- ・法制委員会でもこの件について検討している。二重申請の他にも納得がいけない規制があり、そういったことを近々会員企業にアンケートを取り、実態を確認し、解消に向けて活動していく。
 - ・在宅も増えてきており、同じような問題が起きてくる可能性がある。ぜひ、頑張って、勝ち取っていただきたい。

5. ドラッグストアおよびヘルスケア業界の状況について

- ・セルフメディケーション推進のプロジェクトを実施することについて報告
- ・「一般財団法人日本ヘルスケア協会」の設立について、政府の健康寿命延伸の方針では、健康寿命を延ばすことに、産業がそれをささえるため、厚労省や内閣府がさまざまな政策を取ってきたが、うまくいっていない。また、それに対して、今まで産業界からまったく声が上がっていなかった。そのため、今回「日本ヘルスケア協会」を設立し、産業界からの要望を上げていく。

【決定事項】

この動きにJACDSは全面的に協力していく。

6. 第16回ジャパンドラッグストアショードラッグストア会員ゾーンについて

ドラッグストアショー実行委員会で検討したドラッグストア会員企業募集案について、宗像事務総長より説明を行い、募集を行なうことを伝えた。

7. 第11回セルフメディケーションアワードと

第4回健康(セルメ)川柳コンクールの開催について

宗像事務総長よりS-M委員会で検討したドラッグストアショーで開催される両イベントについて、これから募集する旨を伝え、協力をお願いした。

8. 報告事項

- 次の報告を宗像事務総長より行った。
- ・平成27年度薬事功労者厚生労働大臣表彰について、10月21日(水)に青木会長、舌古前常任理事が表彰されると報告。
 - ・平成27年台風18号等大雨災害について、被害状況とお見舞金の支給、被災地支援募金について報告ならびに協力をお願いをした。
 - ・安倍第3次内閣の環境大臣に「ヘルスケア議員懇話会」所属議員の丸川珠代参議院議員がなったこと。厚労省の組織・人事異動について報告。
 - ・電子版お薬手帳の検討会について
- 目的、参加委員と開催日程について報告。

・林 芳正 ヘルスケア議員懇話会会長(前農水大臣)について、10月22日の朝食勉強会の開催する旨を伝えた。

9. 今後のスケジュール

11月～来年6月までのスケジュール確認
来年4月、5月の常任理事会等の日程は次回以降に決定する。

平成27年度「第1回社会貢献委員会」議事録

日時:平成27年6月23日(火) 15:30～17:00

場所:JACDS 東京事務所

出席者:

社会貢献委員長

富山 睦浩 (株)サッポロドラッグストア 代表取締役会長
ヒアリング協力企業

伊藤 穰 ウエルシア薬局(株) 人事総務本部 総務部

小檜山 麻美 ウエルシア薬局(株) 人事総務本部 総務部

渡邊 英人 (株)カメガヤ 運営推進部 マネジャー

各務 恭隆 (株)カメガヤ 運営推進部

山口 智也 (株)クリエイトエス・ディー 店舗管理課 課長

川口 栄 (株)サンドラッグ 人事部 部長

能戸 光一 (株)ぱぱす 総務部総務課 課長

鈴木 隆文 (株)ぱぱす 総務部管理課

渡邊 広樹 (株)富士薬品 総務部総務課

オブザーバー

中澤 一隆 JACDS 専務理事

議事:

1. これまでの活動報告

資料1をもとに、事務局より地球温暖化対策自主行動計画、および低炭素社会実行計画の概要について報告を実施

2. 現状の課題、問題点

資料1をもとに、事務局より低炭素社会実行計画の報告書様式変更に伴う記載要求事項への対応への問題点について報告を実施

3. 検討事項

資料2、3をもとに、事務局より低炭素社会実行計画の報告書様式変更に伴う記載要求事項への対応への問題点について報告を実施

その後、以下の項目に関して具体的な対応や意見のヒアリングを実施した。

1) 節電、省エネ対策全般について

① 運用による対策

・照明の間引き、こまめな電源のオンオフ

・本部でのノー残業デー実施、従業員のエレベーター利用禁止

・バックヤードへの店舗毎の目標掲示による意識付け

・店舗のデマンド管理に関するコンサルタントによるアドバイス

② 設備改善による対策

・LED 照明への入れ換え

・老朽化した空調、冷蔵機器の入れ換え

・EMS、使用電力可視化のための仕組みの導入

2) LED 照明への切り替え達成度と完了見込

企業により状況は異なるが、おおむね1/2から2/3程度は完了している。3年から5年で完了を見込む企業と未定の企業が半々である。

3) エネルギー使用量の店舗別集計負荷について

店舗別にコスト管理を実施しており、協会の報告書作成のために負荷がかかっているという企業は少数。

4) 用途別(照明、空調、冷蔵機器)電力使用の集計の可否について

て

EMS や使用電力可視化のための装置を導入済みの店舗であれば可能だが、基本的には不可能。

5) 老朽設備(空調・冷蔵)の入れ換えによる節電効果の目安について

改めて確認のための問い合わせを行なうこととする。

6) 現在の目標値を変更するに当たっての基準年度について

事務局案の「2009 年から 2012 年の平均値」は、省エネ対応が進んだ時期であるため、基準とするのは厳しいとの意見が多く出された。

7) 消費量基準の電力換算から原油換算への変更について

原油換算へ変更することで問題がないという回答が多数であり、反対意見はでなかった。

設備担当に確認が必要な項目もあるため、確認できた内容を整理してアンケートの形で各社へ送付し、回答いただくこととする。

4. その他

1) カバー率向上のための方策について

今回確認された情報の取りまとめ方やコスト削減への取り組みについて会員企業へ情報公開を行なう事について了解をいただいた。

2) 各種補助金の情報について

各社が申請、資料している補助金制度について情報を提供いただくこととなった。

3) 省エネ法にもとづく定期報告書、地方自治体への報告書提出に関して

・提出先(自治体など)により、郵送での提出のみで構わない場合と、出向いての面談や実店舗での立会が必要な場合がある。

・東京都からの指導では実際に開放型店舗にドアを付けるなどの対策を要求された例があるとの話もある。

・省エネ法に基づく定期報告書と、各自治体から要請される該当店舗に絞り込んだ報告書の作成が重複し、業務として煩雑である。

4) 今後の対応について

出席者に対し、目標設定や報告書作成のため各種情報の確認に関して今後も適宜協力いただくことをお願いした。

平成27年度 第3回 防犯・有事委員会 議事録

日時:平成27年6月30日(火) 16:00~18:00

場所:JACDS 東京事務所

出席者:

委員長

石田 岳彦((株)CFSPコーポレーション 代表取締役副社長)

委員

篠田 一 (ユニバーサルドラッグ(株)代表取締役社長)

高野 芳男((株)ウエルパーク 総務部長兼監査室長)

岡田 茂生(ウエルシア薬局(株)人事総務本部保安担当部長)

オブザーバー

中澤 一隆 JACDS専務理事

議事:

石田新委員長からの挨拶、岡田新委員からの自己紹介

1. 大量窃盗情報の活用について

・事務局より資料1をもとに大量窃盗が多発する曜日、時間帯について報告した。

・木曜日に集中する理由として、月曜に発注した商品が入荷されるのが水曜日であり、窃盗対象となる商品が多いと見られている。

・15時以降に件数が増える理由として、パート職員からアルバイト店員に切り替わる時間を見越していると思われる。

・今回の集計結果に上記理由を補足し、会員企業へ情報提供を行い、注意喚起をする。その際、首都圏に出店している企業を対象に情報共有への参加を呼び掛けることとする。

2. 古物営業法施行規則の改正について

・警察庁の古物担当に対し、業界団体として困っているため情報を教えて欲しいという形で訪問することを検討する。

・外国人による大量窃盗は海外へ転売されるという認識だと古物営業法の改正には結びついていかない。

・医薬品、化粧品を対象項目に追加する目的として、大量窃盗を指示している買い取り業者を取り締まる観点と、店頭での買い取りの際に身分証明を必要とすることによる抑止効果が挙げられる。

・万防機構と連携して進めていくと良いのではないかと。

・CD、DVD、書籍が本人確認義務になった経緯、手順を参考にし、万防機構と相談して進める。

3. 地方自治体との災害時物資供給協定について

・事務局より資料3をもとに協定の概要、メリット等について説明を実施。

・企業のアピールになる、市町村窓口担当者と緊急時に即時連絡がとれる必要がある、といった理由から個別企業が自治体と協定を締結する方が望ましいのではないかと。

・締結している事例では、医薬品を含まない物資供給が大半である。OTC医薬品の供給もアピールすべきではないかと。

・協会としてどのように取り組むか、会員企業へ周知していくか等を引き続き検討する。

4. 万引き防止に関する活動報告と情報共有について

1) 特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構の活動について

・事務局より平成27年度万防機構 通常総会において石田委員長が理事として承認された事を報告。その後、資料4をもとに通常総会で発表された、万引実態調査報告について説明を実施した。

・現在開催中の第12回万引き防止キャンペーン活動の一環として、会員企業に対し今回報告した対策事例等の情報を抜粋整理して報告する事とする。

2) 東京万引き防止官民合同会議の活動について

・万引き防止対策「モデル店舗」認定活動について報告を実施。

・第6回万引き追放 SUMMER キャンペーンの開催について報告を実施。

5. 有事対応に関する活動報告

1) 2015 年夏季の節電対策について

・資料6をもとに節電対策内容、会員企業への周知について事務局より報告。

・ポスターやステッカーについて今回は対応を行なわない。要望があれば今後改めて検討を行なうこととする。

2) ネパール地震被災地支援募金について

・事務局より6 月末終了に伴う集計依頼を会員企業へ周知したことを報告。

3) 有事発生時の衛星電話連絡網の更新について

・資料7をもとに衛星電話連絡網の更新について状況を説明。

6. その他

1) 中国と日本国内で販売されている紙オムツの比較について

・販売価格について、中国製は 56 枚入り 60 円、日本製は 90 枚入り 180 円。

・メーカーからは同じものと聞いていたが、実際には素材、キャラクターデザインを含めて仕様、品質が異なる。

・業界団体として個別企業へ質問をするというのはいかがなものか。

- ・立ち入り禁止の張り紙などにより、店舗でのトラブルは減少傾向にあるのではないかと。
- ・外国人購入希望者による店長への心付け(金銭授与)に対するモラルの問題が懸念される。

平成27年度 第4回 防犯・有事委員会 議事録

日時:平成27年9月3日(水) 16:00~18:00

場所:JACDS 東京事務所

出席者:

委員長

石田 岳彦((株)CFSコーポレーション 代表取締役副社長)

委員

篠田 一 (ユニバーサルドラッグ(株)代表取締役社長)

高野 芳男((株)ウエルパーク 総務部長兼監査室長)

岡田 茂生(ウエルシア薬局(株)人事総務本部保安担当部長)

議事:

石田委員長からの挨拶

1. 古物営業法施行規則の改正について

- ・事務局より資料1をもとにNPO 法人全国万引犯罪防止機構と打ち合わせを実施内容について報告を実施。
- ・書籍、ゲーム等が追加された際は、青少年による犯罪が社会問題化され、東京都が条例を制定する等の流れがあつて改正が実現した。
- ・医薬品、化粧品等の組織的な大量窃盗は、盗品の行先(処分方法)についての実態が把握できないため警察も対応が難しい。
- ・警察の中で万引きが重要窃盗に位置付けられていない状況を改善するロビー活動を行なう上でも、実態が把握できていない点が問題となる。
- ・委員会でも認識していたが、医薬品、化粧品が対象に追加されても、犯罪の抑止効果は少ないのではないかと改めて指摘があつた。
- ・外国人窃盗犯は、検挙起訴されても国外退去で処分が終わってしまうため再犯防止に活用されていない。
- ・今後、大量窃盗の発生状況の分析等を行い、実態を把握する方法について検討を行っていく。

2. 地方自治体(市町村)との災害時物資供給協定について

- ・事務局より資料2をもとに県支部が窓口となって協定を締結することに関する検討事項の報告を実施。
- ・協会として各企業が締結した内容を周知することは望ましいと思われる。
- ・委員会での検討の結果、資料2に記載した対応範囲が妥当であり、事務総長、組織委員会へその旨の報告を行なう。

3. 万引き防止に関する活動報告と情報共有について

- 1) 特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構の活動について
 - ・現在開催中の第12回万引き防止キャンペーン活動の一環として、前回報告した資料3を会員企業に追加情報として配布した事を報告。
- 2) 大量窃盗の発生状況について
 - ・資料4をもとに曜日、時間帯による発生状況について報告を実施。会員企業にも曜日、時間帯別の発生状況を情報発信する。
 - ・首都圏の企業から参加申し込みがあつた場合、委員へ報告を行った上で、受付および配信の設定を実施する。
 - ・近年の傾向として、個別にタグを貼付けつける手間と費用の割に効果が上がらないとの判断から、防犯タグの使用頻度は下がってきている。

4. 有事対応に関する活動報告

- 1) ネパール地震被災地支援募金について

- ・事務局より資料5をもとに募金の結果について報告を実施。
- 2) 有事発生時の衛星電話連絡網の更新について
 - ・事務局より役員変更に伴う新しい連絡網で月次の訓練を開始している事、龍生堂本店より撤去した衛星電話は東京事務所にて利用する事を報告した。

5. その他

- 1) 来年の9月1日防災の日に向けた活動について
 - ・会員企業向け、生活者向け等、委員会の活動としてどのようなのが良いか、今後検討を行っていく事とする。
 - ・委員に確認した範囲では、9月1日(防災の日)と1月17日(阪神淡路大震災)の2日間は安否確認の訓練を実施している。
 - ・安否確認システムの未導入企業では災害用伝言ダイヤルを活用している。
 - ・これまでの経験では、防災関連売り場展開は前向きには取り上げにくい。
 - ・海岸に近い店舗では津波発生時の避難場所について店内に掲示している。
- 2) 万引き防止キャンペーンポスターのデータ活用について
 - ・防犯カメラの画像と、必要に応じて警察に画像データを提供している旨を日本語、英語、中国語、ベトナム語で表記したバージョンのポスターデータを制作し、会員企業に提供する。

第16回 JAPANドラッグストアショー第1回実行委員会議事録

日程 平成27年6月2日(火)

時間 13:00~17:00

場所 JACDS東京事務所

○出席者

実行委員長

(株)ミック・ジャパン代表取締役社長 貴島 浩史

委員

(株)マツモトキヨシホールディングス FC企画部長 佐久間 雄治

(株)アカカベ 代表取締役社長 皆川 友範

(株)コメヤ薬局 常務取締役社長室長 長基 健人

(株)龍生堂本店 社長室長 関口 周吉

(株)スギ薬局 取締役医療営業統括部長 杉浦 伸哉

(株)クスリのマルエ 専務取締役 江黒 太郎

顧問

ゴダイ(株) 代表取締役社長 浦上 晃之

(株)マツモトキヨシホールディングス 代表取締役社長 松本 清雄

特別顧問

日本チェーンドラッグストア協会 事務総長 宗像 守

○貴島実行委員長 挨拶

- ・前は335社、1304小間と大盛況であった。
- ・青年部会が加入して初めての会議となる。
- ・前回以上に成果をあげられるように協力して進めていきたい。

○議事

議事1 基本計画(案)及びスケジュールについて

- 1) 基本計画
 - 事務局より昨年度の内容を踏まえて説明
- 2) 年間スケジュールについて
 - 1年間のスケジュールの確認を行なった。
- 3) プレビュー開催について
 - 前回の開催概要、結果について説明。
 - 【実行委員からの意見】
 - ・プレビュー開催でどのくらいの入場数が必要か。
 - 小売業・卸売業の割合が多くないと効果がない。

- セミナー参加者が終了後ブースに行かない方もいる。
- ・プレビュー開催の目的と小売業への動員は
- 業界関係者を増やすことが目的。

- 小売業へは特別招待状を送付してアプローチしている。
- ・今回の開催日は連休に当たる影響があるのではないかと。コンパクトにしたほうがいいのか。コンパクトにしたほうがいいのかではないか。
- ・出展社をどれくらい集められるかで来場者数が決まる。プレビュー開催での出展社をどうやって増やすかが課題。
- ・金曜日に建前では、業界関係者来場日で、一般来場者が入れないことになっているが、実際には一般来場者が入場している、多くなっているのではないかと。
- 金曜日に商談が出来ればプレビューも必要がないのではないかと。判断材料として、明確なデータでの分析が必要。
- ・プレビュー開催は2～3年開催をして判断すべきではないかと。
- ・最低実施規模を決めて、申し込み状況を見て、9月から10月に判断する。
- ・カテゴリーで目玉をつくる。健康食品、介護食品は特にプレビューから実施すれば、かなり来ていただけるのではないかと。OEMメーカーなども呼べば一つのカテゴリーで完結する。(木・金・土開催)

議事2. メインビジュアル、テーマについて

ポスター、パンフレットの図案及びメインテーマについて検討し決定をした。

- ・メインテーマについて
 - 「街のトータルサポート。暮らしを守るドラッグストア！」
 - ～加速するセルフメディケーション～
- ・パンフレットはG案
- ・ポスターはA案とB案の組み合わせをし、デザインでは“紐を外す、海を街に”変更する。デザインが出来たら、実行委員長に確認し、9月の実行委員会で決定する。

議事3. 出展促進活動について

- 1)ドラッグストアの出展について
 - (1)出展するメリットは
 - ・PBを紹介する。
 - ・新入社員を連れてきて、見てもらえる。
 - ・一般の方にドラッグストアをアピールが出来る。
 - ・メーカー、卸から逆に訪ねて来られる。
 - (2)出展社間取引はしてもいいのか。
 - ・名刺交換をしたり、商談の約束をしたりするだけではないか。
 - ・注意事項に追記していたほうがいい。
- 2)食品卸・商社へのとりまとめのお願い
 - 各社に協力依頼の確認をお願いした。
- 3)最重点企業訪問
 - 実行委員・顧問へのお願い
 - ・昨年訪問企業で今回訪問企業の確認
 - ・新規企業の斡旋が可能かどうかの確認
 - ・訪問可能日の確認
 - 後日、上記内容の確認ファイルを実行委員、顧問にメールにて送付。入力して返信いただくようお願いをした。

議事4 出展者説明会について

次のように日程と場所が決まった
12月2日 ニッショーホール

議事5 今後の開催スケジュール

次のように開催日程が決まった。
第2回 平成27年 9月10日(木)10:00～13:00
第3回 平成27年10月 9日(金)15:00～17:00

第4回 平成27年11月10日(火)12:00～15:00
第5回 平成27年12月11日(金)15:00～17:00

平成27年度 第1回コンプライアンス委員会 議事録

日時:8月26日(水) 12:30～14:00

場所:JACDS 東京事務所

出席者:

- 委員長
榎屋 茂康 ウエルシア薬局(株) 顧問
- 委員
岸本 一男 (株)ケアーズ 代表取締役
西本 誠 (株)ニシイチドラッグ 代表取締役社長
- オブザーバー
JACDS専務理事 中澤 一隆

欠席者:

- 委員
長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役

議事:

委員長より挨拶

1. コンプライアンス委員会設置の趣旨について

資料1をもとに中澤専務理事より説明が行われ、委員の了解を得た。主な要点は以下の通り。

- ・薬事関係法にとまらず、小売業に関わる諸法令を含めて検討を行なう。
- ・ドラッグストア業界、会員企業が消費者の信頼と社会的な評価を損なうような事案の発生を未然に防止する事を第一に考える。
- ・チェーンドラッグストア業界が一丸となってコンプライアンスの向上に取り組んでいることを業界の内外にアピールする。

2. 検討テーマ、今後の進め方について

資料2、3をもとに中澤専務理事より説明が行われた。その後、委員による検討が行われ、以下の意見が出された。

1)検討テーマについて

- ・薬歴管理問題のフォローアップを除く薬事関係は、現状では優先順位を高く設定する必要はないと思われる。
 - ・労働者派遣法では、薬剤師の派遣禁止の条件に「医療機関等での調剤業務」との記述がある。派遣会社に登録している薬剤師を業務に従事させている実情もあり、影響を与えない範囲で問題点の有無に関して調査を行なう。
 - ・労働基準法に関連した問題として、超過勤務や残業代の未払い等が考えられる。営業時間の長時間化による店長や登録販売者に負担のしわ寄せが行く場合が多いのではないかと。みなし残業制度等、各社の給与体系や就業規則の整備も重要である。
 - ・近年、パートやアルバイト従業員への社会保険や有給休暇適用が取り沙汰されている。法的な根拠等について情報収集を行い、適切な対応が必要となってくるのではないかと。
 - ・労務管理スタッフの削減が行き過ぎると、社会保険費用の支払い不備や有給の過剰申請などのチェックが漏れてしまうケースがある。こうした点もコンプライアンスやガバナンスの点で注意が必要である。
 - ・具体的な取り組みの案として、各社がシステムや仕組みとしてコンプライアンス違反が発生しないように取り組んでいる事例を収集し、会員企業への周知や業界としてのスタンダードを定める事を検討する事が上げられた。
- ① 事例収集は事務局でアンケート案を作成し、委員長の名前で会員企業へ依頼する。以下のような具体例を提示し、回答

に負荷がかからない配慮を行なう。

- レジでの従業員 ID 管理による資格に応じた適切な医薬品販売の実現
- 指紋認証施錠システム等による入退室のセキュリティ管理
- 不正を防ぐための生体認証による出退勤管理と適切な勤務時間管理
- 音声認識薬歴管理システムによる適切な薬歴管理
- 調剤カウンターの録画による適切な薬歴管理実施の記録
- 電子お薬手帳と薬歴管理システムの連動
- プライバシーマーク取得による個人情報保護
- その他

② 次回以降、委員会で収集した事例を確認し、以下の検討を実施する。

- 会員企業全体へ周知した方がよい事例
- 協会として業界向けスタンダード、規格等の作成を検討する事例
- 各委員は、資料3に記載されている諸法令に関し、次回以降に検討が必要と思われる項目を改めて確認する。

2) 進め方について

- ・委員会の具体的な活動案として以下のような例があげられた。
 - コンプライアンス関連のチェックシートによる問題有無の確認実施
 - ドラッグストアショーでの関連セミナー開催やブース展示
 - 地域、ブロック毎に専門家を招いての関連セミナーの開催
 - その他
- ・会員企業は 10 店舗以内の中小企業から数百店舗を運営する上場企業まで経営規模の幅が大きい。必要な対策や実施する内容を検討する際には留意が必要である。
- ・電子お薬手帳については、勤務薬剤師会が厚労省の検討会に参画しており、適宜共有が必要と思われる。
- ・コンプライアンスを前向きに捉え、協会として積極的に対応している事をアピールすることで会員企業の価値増大に繋がるような活動を目指す。

3. その他

1) 次回委員会予定:

- 第 2 回委員会
日時:平成 27 年 10 月 13 日(火) 12:00~15:00
場所:東京事務所
- 第3回委員会
日時:平成 27 年 12 月 15 日(火) 12:00~15:00
場所:東京事務所

平成27年度 第2回コンプライアンス委員会 議事録

日時:平成27年 8 月 26 日(水) 12:30~14:00

場所:JACDS 東京事務所

出席者:

- 委員長
植屋 茂康 ウエルシア薬局(株) 顧問
- 委員
長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役
岸本 一男 (株)ケアーズ 代表取締役
西本 誠 (株)ニシイチドラッグ 代表取締役社長
- オブザーバー
JACDS専務理事 中澤 一隆

議事:

委員長より挨拶

1. コンプライアンスに関するアンケート集計結果について

資料1をもとに中澤専務理事、事務局より説明が行われ、今後の対応について検討が行われた。主な要点は以下の通り。

1) アンケート回収結果について

- ・各種システムを利用した予防的措置を取っているのは一部の大手上場企業に限定される。
- ・店舗数が少なく、「従業員の顔が見える」企業では、店舗運営オペレーションによるチェックを予防措置として判断している回答が多く見られた。

2) 今後の対応について

- ・具体的なシステムを活用した事例を報告いただいた企業に対して、ドラッグストアショーでのセミナー開催への協力を打診する。
- ・協力をお願いする企業に対しては出来るだけ積極的にJAPANドラッグストアショーへの出店をお願いする。

2. コンプライアンス確保のためのシステム対応について

資料2をもとに中澤専務理事より説明が行われた。その後、委員による検討が行われ、以下の意見が出された。

- ・調剤業務におけるシステムの利用について、第2ステージと第3ステージは順番が逆の方が妥当ではないか。
- ・調剤業務に関しては、レセコン側による対応や、予測入力機能自体が問題とされることも検討しておく必要がある。

3. 消防法に基づく点検実施報告等のコンプライアンス遵守について

中澤専務理事より、活動テーマとして取り上げた理由の説明後、資料3をもとにより事務局より説明が行われた。その後、委員による検討が行われ、以下の意見が出された。

- ・次回までにチェックリスト案を作成し、次回の委員会で検討を行い、年内に会員企業へ周知できるように進めていく。
- ・チェックリストの作成にあたり、委員長より点検実施業者としてを紹介いただいた。チェックリスト作成、JAPANドラッグストアショーでのセミナー開催への協力を打診する。
- ・次回、12 月 15 日の委員会において、各種点検の実情等に関して説明いただくことを検討する。

4. その他

1) 次回委員会予定:

- 第3回委員会
日時:平成 27 年 12 月 15 日(火) 12:00~15:00
場所:東京事務所
- 第4回委員会
日時:平成 28 年2月8日(月) 12:00~15:00
場所:東京事務所

平成27年度 第1回組織委員会 議事録

日時:平成27年7月24日(金) 11:30~14:30

場所:JACDS 東京事務所

出席者:

- 委員長
皆川 友夫 (株)アカカベ 代表取締役会長
東日本ブロック長
関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長
東日本副ブロック長
米城 清司 (株)ヨネキ十字堂 代表取締役社長
中部ブロック長
榊原 栄一 (株)スギ薬局 代表取締役社長
中部副ブロック長
長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役

西日本ブロック長

奥谷 英一 シグマ薬品(株)代表取締役

九州副ブロック長

田中 元伸 (株)くすりのコーエイ 代表取締役社長

登録販売者制度向上委員会 委員長 浦上 晃之

日本医薬品登録販売者協会 会長 樋口 俊一

JACDS事務総長 宗像 守

議事:

委員長より挨拶

皆川委員長 挨拶

議事1 第29回ブロック総会の開催(9月)および第30回 ブロック総会(1月)の日程について

(1) 日程について

第29回

9月15日(火)九州ブロック

9月16日(水)西日本ブロック

9月25日(金)東日本ブロック

9月29日(火)中部ブロック

第30回 メーカーや他団体の展示会等を避けるため、
2月開催とした

2月 4日(木)西日本ブロック

2月 5日(金)中部ブロック

2月12日(金)東日本ブロック

2月19日(金)九州ブロック

(2) 第29回の時間について

①9月のブロック総会は正会員のみの参加なので、九州と中部は支部長会と総会のメンバーがほとんど変わらない。支部長会での挨拶や説明が総会でも繰り返されているので、内容を見直してほしいと要望があった。

→支部長会に一般会員がオブザーバー参加できるようにし、総会の時間を短くする。

②支部長の人数の多い東日本が、他のブロックと同じスケジュールなのは無理がある。

→東日本は支部長会を15分伸ばし、13:00~14:45とする。

(3) 会員への案内スケジュール

九州・西日本→8月 3日配信、9月 4日締切

中部・東日本→8月17日配信、9月10日締切

(4) 出席率を上げるための案内について

①案内を出した後、出席率の低い会員には委員長、正副ブロック長、支部長等の人脈を使って参加を呼び掛ける。

②「〇〇をやるから来てほしい」と勧められるようなテーマを出してほしい

③グループ企業については、本体から参加を促すよう事務局からお願いする

(5) 第29回ブロック総会の司会者について

九州

総会 田中副ブロック長

懇親会 田中副ブロック長

西日本

総会 西本副ブロック長

懇親会 竹田支部長

東日本

総会 米城専務

懇親会 参加者に依頼

中部

総会 長基副ブロック長

懇親会 長基副ブロック長

議事2 支部長の行政訪問について

(1) 前回の訪問について

- ・事前に送った挨拶状や資料が、主査で止まっていたので、訪問の際に課長と面談したが話が伝わっていなかった。
- ・今月、愛知県に再度訪問したところ、担当課長が交代していたため、同じ話を一から説明することになった。
- ・名古屋市の薬務課にも行ったが、全く知られていないためJACDSの説明だけで終わった。なかなか浸透してゆかないので、もっと頻りに訪問しないとダメなのではないかと思った。
- ・昨年、藤井寺市の保健所を訪問した。最初はクレームでも言いに来たのかと身構えていたが、JACDSの活動の説明に来たという、いままでパイプが無かったのでありがたいと言われた。今後お互いに協力してゆきたいという話があった。
- ・埼玉県の薬務課は薬剤師会と連絡を取っていて、ドラッグストアには伝わってこなかったが、今後はドラッグストアも県民の健康に役立ちたいので連絡をくださいと依頼したところ、連絡が入るようになった。
- ・宮城県も、県からの連絡が入るようになった。今年課長が交代したので、今後はどうなるかまだわからない。
- ・兵庫県薬務課を訪問した。今年課長が交代した。前の課長はよく存じていたので友好的だったが薬務課にJACDS担当を作ってもらいたいのではないかと。
- ・茨木保健所を訪問した。事前に資料を薬務課に送ったので、資料を読んで理解されていたので話がスムーズであった。
- ・大阪の場合、これから色々な取り組みを進めてゆくとすると、4つの保健所全部訪問しなければいけないのではないかと考えている。
- ・今回30の支部で薬務課の訪問を行ったが、訪問前は敵対関係のように考えていた県もあったが、訪問後は親密な関係になれたと皆言っていた。

(2) 今後の訪問の方向性について(事務総長)

- ・薬務課の担当や課長、組織は変わるので、変わるということをお前提にしないといけない。JACDS事務局も、中央官庁と交渉を行っているが、担当の引継ぎ事項の中に加わるのに5~6年かかった。申し送り事項に加わるには7~8年かかった。それまでは、定期的に顔を出して、毎回同じ内容でもお話を繰り返してゆくことが大切。
- ・関係の継続性
薬務課の引継ぎは、当面無いと思われるので、こちらから引継ぎをする。前回の話の内容を説明し、質問や要望があった場合はそれに対する回答を持ってゆく。
 - ①JACDSの活動
 - ②前回の訪問の際の話の内容と回答
 - ③薬務課から連絡や依頼があった場合はどのように対処したかの説明
- ・データでもらうということは重要だと思う
- ・資料とともに、前回の報告書をフィードバックする。そこに薬務課からの要望や質問の回答も付け加える。
- ・この間に起こった問題、あるいは世の中で起こっている問題に対して理論武装する必要性
(例) 今回の薬歴問題について、かなり危機意識をもっている都道府県もある。この件について質問の有無に係わらず回答を用意しておく必要がある。チェーンドラッグは問題になった2社を除くと、ほかの団体に比べ実は低かったということや、その後このようなことが起こらないようにする対応、活動を伝える必要がある。

(3) 訪問の範囲について

全部の保健所まで訪問するのは無理だが、どの範囲を訪問すればよいのか？

影響のあるところには、パイプが必要と思われる。政令指定都市は独立しているので訪問したほうがよいと思う。

(4) 薬務課からの質問、要望に対する回答例について

報告書のかたちにして、前回の内容に付け加え持参するときにお渡ししたい。

(5) 薬務課への案内が留まっていた件について

事前に送付した資料と挨拶文が、課長に届いていなかった。誰に送ったらよいのか？担当を決めてもらうか、もしくは課長宛に送る。

(6) 前回訪問していない支部長へのアプローチ

- ・青森県支部長→事務局
- ・岩手県支部長→事務局(日登協:内藤副理事長)
- ・山形県支部長→皆川委員長
- ・福島県支部長→関ブロック長
- ・長野県支部長→関ブロック長
- ・富山県支部長→関ブロック長
- ・滋賀県支部長→皆川委員長
- ・大阪府支部長→皆川委員長と榎屋支部長二名で訪問する
- ・和歌山県支部長→皆川委員長
- ・広島県支部長→浦上委員長
- ・福岡県支部長→皆川委員長
- ・熊本県支部長→皆川委員長
- ・沖縄県支部長→皆川委員長

※今回の訪問の手順

- ①支部長と連絡をとり、いつ頃訪問できるかを確認する
- ②都道府県薬務課に連絡を入れ、窓口担当を決めてもらう。
- ③支部長に担当を報告する

※訪問の日程

- ①8月のお盆明けくらいから訪問を開始してもらう
- ②7月27日の週から、訪問の資料を支部長に送る。
- ③資料が届くタイミングを見計らって、電話連絡し訪問の時期を確認する

※今回追加する資料

- ①前回の報告書(質問、要望がある場合追加する)
 - ②今現状ドラッグストアが関わっている業務、活動の情報(すぐ読めるダイジェスト版で)
- (例) 電子お薬手帳の検討会の動きについて
9月から始まる在宅介護食
- ③全国の行政からの質問、要望の回答例
 - ④前回からの期間に起こった問題に対する回答
- (例: 薬歴問題)

議事3 会員拡大について

正会員、賛助会員を増加させるため、現状把握をすることとなった

議事4 登録販売者制度向上委員会から 支部設立、会員拡大協力をお願い

日本医薬品登録販売者協会 樋口会長より現状報告と支部設立、会員拡大にあたり、正副ブロック長に協力依頼があった。

議事5 その他: 次回の開催について

11月25日(水)11:30~14:30 東京事務所

平成27年度 第1回法制委員会 議事録

日時:平成27年9月28日(月)11:30~14:30

場所:JACDS 東京事務所

出席者:

- 委員長 関 伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長
- 委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役
- 委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役
- 委員 徳廣 英之 (株)トモズ 取締役営業推進部長
- 委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシホールディングス 人事部採用担当部長
- 委員 関口 一徳 (株)カワチ薬品 ヘルスケア推進部ヘルスケアソリューション室
兼ドラッグインフォメーション室 室長
- 委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部 薬事行政担当サポートリーダー
- オブザーバー 宗像 守 JACDS事務総長
- オブザーバー 中澤 一隆 JACDS専務理事

欠席者:

- 委員 梶原 秀樹 (株)プレひまわり 代表取締役

議事

1. 委員長挨拶

委員諸兄の協力を得て、委員会活動の足跡を残したい旨発言

2. 委員会メンバーの自己紹介

3. 議事

○ 委員会の目的について、業界の発展だけでなく、国民の健康増進などの公益を目的とすることを確認。次回までに事務局で具体的な文案を作成することになった。

○ 活動テーマについて資料案のみならず幅広く検討。資料案のテーマに加え、税制改正、新制度下の登録販売者制度、販売方法のあり方を追加。その上で、今後2年間の活動期間を4区分し、それぞれについてテーマ設定することとなった。第1期は二重申請問題と検体測定室ガイドラインの見直し問題とした。

○ 二重申請問題につき会員企業にアンケート調査を実施することとし、今回はこの調査結果をもとに議論、検体測定室についても、現時点で把握される問題点を整理することとなった。

○ 労働基準法や開発法令については、重要課題ではあるが、当面コンプライアンス委員会にゆだねることとした。

○ 制度の見直しを要求する場合には、真にドラッグストア業界の利益となるかどうかを見極める必要があることを確認。

4. 今後の日程

今回は、11月24日、次々回は1月29日。

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

1. 登録販売者試験受験対策支援

☆平成 27 年度 登録販売者試験情報(平成 27 年 12 月 7 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

☆登録販売者試験受験対策 2014 年実施過去問題集及び共通テキスト(2015 年度改訂版)は現在販売中です。お申込者には随時発送しております。詳しくは次の案内をご覧ください。

ご案内 URL: http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/text_kakomon_2015.pdf

申し込み用紙 URL http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/moushikomi_2015.xls

☆ヘルス&ビューティ用語事典、ドラッグストア・流通用語事典も引き続き販売しております。ご案内と申込用紙はこちらをご覧ください。

ご案内 URL: <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougoannai.pdf>

申し込み用紙 URL <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougomoushikomi.pdf>

2. 第11回セルフメディケーションアワード作品募集

毎年ご協力をいただいているセルフメディケーションアワードは、今回で第11回目となりました。詳細は、募集ポスター、並びにリーフレットを参照してください。【資料 後頁 2 ページ分あり】

3. 第4回健康(セルメ)川柳コンクールのお知らせ

今年で4回目となります健康(セルメ)川柳コンクールの作品募集が始まりました。詳細は、ポスター、リーフレットをご参照ください。応募はどなたでも可能です。従業員、お客様へ広く応募をアピールしてください。

【資料 後頁 2 ページ分あり】

4. 介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。【資料 後頁 2 ページ分あり】

5. 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料 後頁 2 ページ分あり】

6. 「アドバイザー養成講座」受講生募集中

漢方アドバイザーの12月生を募集中です。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。【資料 後頁3ページ分あり】

7. ダブルライセンス認定制度を実施

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。【資料 後頁2ページ分あり】

8. 健康食品市場創造研究会

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料 後頁5ページ分あり】

9. 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

そらぶちキッズキャンプ募金(平成27年4月～平成27年9月)の集計結果が出ました。ご協力いただきました企業様は、HPから結果報告のポスターを印刷しお客様へのご報告をお願いいたします。

【資料 後頁1ページ分あり】

10. 日本チェーンドラッグストア協会政治連盟 入会のご案内

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟は、日本チェーンドラッグストア協会の活動や意見、考え、現制度への建議などを正当な手段で行政や各方面に正しく伝え、具現化を進めるために設立されております。

主旨に賛同いただく会員が多ければ多いほど、その発言は重みを増してまいります。

真に国家・国民・生活者の有益性とドラッグストア業界発展のため、一人でも多くご入会いただきますよう心からお願い申し上げます。【資料 後頁2ページ分あり】

平成27年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成27年12月7日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率
北海道	8月26日(水)	9月28日(月)	1,134名	1,745名	65.0%
青森県	8月26日(水)	9月28日(月)	272名	467名	58.2%
岩手県	8月26日(水)	9月28日(月)	304名	459名	66.2%
宮城県	8月26日(水)	9月28日(月)	398名	677名	58.8%
秋田県	8月26日(水)	9月28日(月)	208名	324名	64.2%
山形県	8月26日(水)	9月28日(月)	171名	298名	57.4%
福島県	8月26日(水)	9月28日(月)	351名	612名	57.4%
茨城県	9月27日(日)	10月30日(金)	651名	1,454名	44.8%
栃木県	9月27日(日)	10月30日(金)	470名	1,136名	41.4%
群馬県	9月27日(日)	10月30日(金)	621名	1,333名	46.6%
埼玉県	9月13日(日)	10月13日(火)	715名	1,785名	40.1%
千葉県	9月13日(日)	10月13日(火)	658名	1,619名	40.6%
東京都	9月13日(日)	10月13日(火)	2,098名	5,169名	40.6%
神奈川県	9月13日(日)	10月13日(火)	807名	1,820名	44.3%
新潟県	9月27日(日)	10月30日(金)	296名	757名	39.1%
富山県	9月2日(水)	10月23日(金)	243名	507名	47.9%
石川県	9月2日(水)	10月23日(金)	306名	637名	48.0%
福井県	8月23日(日)	10月9日(金)	296名	755名	39.2%
山梨県	9月27日(日)	10月30日(金)	145名	358名	40.5%
長野県	9月27日(日)	11月6日(金)	409名	1,027名	39.8%
岐阜県	9月2日(水)	10月23日(金)	529名	978名	54.1%
静岡県	9月2日(水)	10月23日(金)	866名	1,497名	57.8%
愛知県	9月2日(水)	10月23日(金)	1,176名	2,073名	56.7%
三重県	9月2日(水)	10月23日(金)	252名	463名	54.4%
滋賀県	8月23日(日)	10月9日(金)	229名	627名	36.5%
京都府	8月23日(日)	10月9日(金)	600名	1,515名	39.6%
大阪府	9月5日(土)	10月16日(金)	2,085名	3,705名	56.3%
兵庫県	8月23日(日)	10月9日(金)	1,283名	2,808名	45.7%
奈良県	9月1日(火)	10月2日(金)	602名	1,125名	53.5%
和歌山県	8月23日(日)	10月9日(金)	207名	508名	40.7%
鳥取県	8月25日(火)	10月13日(火)	61名	199名	30.7%
島根県	8月25日(火)	10月13日(火)	70名	230名	30.4%
岡山県	8月25日(火)	10月13日(火)	530名	1,284名	41.3%
広島県	8月25日(火)	10月13日(火)	313名	736名	42.5%
山口県	8月25日(火)	10月13日(火)	740名	1,637名	45.2%
徳島県	10月28日(水)	12月4日(金)	82名	274名	29.9%
香川県	10月28日(水)	12月4日(金)	92名	335名	27.5%
愛媛県	10月28日(水)	12月4日(金)	71名	314名	22.6%
高知県	10月28日(水)	12月4日(金)	65名	249名	26.1%
福岡県	11月29日(日)	12月24日(木)			
佐賀県	11月29日(日)	12月24日(木)			
長崎県	11月29日(日)	12月24日(木)			
熊本県	11月29日(日)	12月24日(木)			
大分県	11月29日(日)	12月24日(木)			
宮崎県	11月29日(日)	12月24日(木)			
鹿児島県	11月29日(日)	12月24日(木)			
沖縄県	11月29日(日)	12月24日(木)			
計			20,406名	43,496名	46.9%

※詳細は各都道府県に確認願います。

セルフメディケーションアワード

第11回

作品大募集!!

JACDSは専門知識を活かし地域の生活者に貢献する専門家を応援します!

2016年3月18日(金)、
千葉・幕張メッセにおいてグランプリが決定します!!

[募集期間] ——— 2015年10月1日(木)~2016年1月15日(金)(必着)

募集テーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について
- 地域包括ケアシステムの構築に果たすことが出来る
ドラッグストアの新しい役割について

論文のタイトル(表題)は、過去受賞作品のタイトルを参考に上記のテーマについて自由に設定して下さい。

(参考:過去の受賞作品のタイトル例)

「ドラッグストアから発信する食育」/「調剤併設店における取り組み」/「ドラッグストアの知恵袋」/「ドラッグストアにおける管理栄養士の信念~地域密着活動を通して人とのつながりを~」/「地域に必要とされるドラッグストア~健康寿命を延ばす店づくり~」/「私を支えた『接客ノート』とお礼状」/「在宅医療においてドラッグストアの薬剤師だからできること」/「気軽に相談できるドラッグストア ~あなたを心配する人がここにありますよ~」/「セルフメディケーションを活かした在宅を目指して~二年目薬剤師の在宅への挑戦~」

表彰と報奨

グランプリ 賞金30万円
準グランプリ 賞金20万円
特別賞(JACDS会長賞、実行委員長賞等) 賞金5万円

※上記の賞は、2016年3月18日(金)に開催される、グランプリ候補作品の発表会において発表が行われた作品が対象です。

※本アワードの趣旨から、薬学生、薬業専門学校生、一般生活者、その他医薬関係専門家のカテゴリーはグランプリ、準グランプリの対象外となります。

優秀賞 賞金3万円
佳作 賞金1万円

※優秀賞、佳作は各カテゴリー全体を通して合わせて5~10作品程度が表彰される予定です(審査結果によっては受賞作品のないカテゴリーも生じます)。

応募資格(カテゴリー)

- 薬局・ドラッグストア業界従事者
(JACDS認定アドバイザー、薬剤師、登録販売者、栄養士・管理栄養士等々)
- 薬学生、薬業専門学校生(薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生)
- 一般生活者、その他医薬関係専門家

主催
お問い合わせ

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会「セルフメディケーションアワード」募集係

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL: 045-474-1311 FAX: 045-474-2569 E-mail: sec@jacds.gr.jp HP: http://www.jacds.gr.jp

第11回 セルフメディケーションアワード作品 応募要項

応募方法

- 協会ホームページにアップした応募票、応募用原稿データをダウンロードしてご利用ください。
- 必要事項を入力した応募票と論文を入力した応募用原稿データをEMAILにて送信下さい。
送付先：sec@jacds.gr.jp
件名：第11回セルフメディケーションアワード作品応募係
- 手書き原稿の受付は行なっておりませんのでご了承ください。
- CD-R等に記録したデータを送付される場合は、以下へ郵送してください。
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10楓第2ビル4階
日本チェーンドラッグストア協会
第11回 セルフメディケーションアワード作品応募係

応募条件

次の条件を満たしている事を確認の上、ご応募下さい。条件に満たない場合、虚偽の事実が判明した場合は応募や受賞を取り消すことがあります。

- (1) 応募者自身のオリジナル作品であること（公私を問わずその他の論文募集に応募していないこと）。
- (2) 一般生活者を除き、所属する企業や学校、団体等から作品応募について了解を得ていること。
- (3) 文字数：2000文字以上8000文字程度まで。
- (4) 図表、写真などは字数に含みませんが、適宜、文中に配置して下さい。
- (5) 応募票に必須項目として記載されている項目は必ず記入して下さい。

審査方法

- (1) 応募された論文をもとに審査を行い、グランプリ候補作品、優秀賞、佳作の選考を行います。
- (2) グランプリ候補作品は、応募された論文及び、2016年3月18日（金）に開催される発表会の発表結果によりグランプリ、準グランプリ、特別賞の最終選考を行います。
※グランプリ候補作品の論文を作成した方には2016年2月中旬に通知を行なう予定です。
※当日、会場にて発表を行える方がグランプリ候補として作品がノミネートされます。

JACDS認定アドバイザーの方々へ

応募条件を満たしたアドバイザーの方へは認定更新のためのポイントを30ポイント付与します。複数のアドバイザー認定を保有する場合、2つめ以降は各10ポイント付与となります。
※応募票に必ず各アドバイザーの認定番号を記入下さい。

その他

- (1) 応募作品の返却は行ないません。
- (2) 受賞した応募者の氏名、所属、作品についてJACDS協会報、業界紙・誌、等を通じ外部に公表を行います。
- (3) 応募作品の著作権は日本チェーンドラッグストア協会に帰属します。
- (4) 内容について事務局より問い合わせを行なう場合があります。
- (5) 誤字、脱字がある場合は事務局にて修正を行います。
- (6) 審査内容や経過の詳細、結果などに対する異議申し立ては一切、受け付けいたしません。

後援（予定）

厚生労働省、経済産業省、公益社団法人日本薬学会、一般社団法人日本薬局協励会、日本薬業連絡協議会、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会、一般社団法人日本薬業研修センター、一般社団法人日本置き薬協会、日本OTC医薬品協会、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会・大衆薬卸協議会、日本薬業専門学校連絡協議会（以上、11団体、順不同）

第4回 健康(セルメ)川柳コンクール作品大募集!!

地域の皆様の「からだ」と「こころ」の健康を願い、健康(セルメ)川柳を大募集します

応募概要

応募は
どなたでもOK!
ふるって
応募下さい。



- 健康に関するテーマや風刺を「5・7・5」の文字数で応募下さい
- 応募者ご自身、ご家族、高齢者、知人、ペットなどの健康を題材にした作品を募集します

セルフメディケーションとは?

「セルメ」とはセルフメディケーションの略語(造語)です。

自分の健康を自分で管理し、毎日元気で暮らすことを意味します。その結果、高騰する日本の医療費が抑制され、国民負担が軽減し、現行のすぐれた医療制度が維持されます。

「セルフメディケーションの推進」は日本再興戦略にも取り上げられ、まさに国策と言える状況になりつつあります。

日本チェーンドラッグストア協会は元気な街づくりのための「セルフメディケーション推進」を目指し、様々な活動に力を入れております。

【セルフメディケーションのキーワード】

薬、健康食品、機能的食品、サプリメント、医師、薬剤師、病院、薬局、ドラッグストア、ダイエット、メタボ、ウォーキング、等々…

賞と記念品

- 大賞 1作品 賞金20万円
- 準大賞 1作品 賞金10万円
- 日本チェーンドラッグストア協会会長賞 2作品 賞金5万円
- JAPANドラッグストアショー実行委員長賞 2作品 賞金3万円
- 健康(セルメ)川柳コンクール実行委員長賞 2作品 賞金3万円
- スポンサー賞 各社1作品 賞金5千円

【記念品】

- 受賞者にはクリスタルトロフィー
- 優秀100作品(受賞作品除く)にはオリジナル図書カード

審査・発表

【審査】

第16回JAPANドラッグストアショーで大賞、各賞が決定します。

～2016年3月18日(金) 幕張メッセ(千葉)～

- 川柳学会専務理事 尾藤一泉先生に優秀100作品を選考していただき、3月18日に最終選考会を行い、各賞が決定します。

【発表】

- JAPANドラッグストアショー会場内イベントステージ横での展示
- 協会ホームページでの公表
- 受賞者へは個別に連絡を行います(2016年3月下旬予定)

主催者
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会
健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL: 045-474-1311 FAX: 045-474-2569

http://www.jacds.gr.jp/ E-mail=sec@jacds.gr.jp

第4回 健康(セルメ)川柳コンクール 作品募集要項

《募集期間》

2015年10月1日(木)～2016年1月31日(日)
 (郵送の場合は当日消印有効、パソコン、携帯電話の場合
 は日付変更までに登録完了した分)

《応募資格》

特にございません。広く国民の皆様からの応募をお待ちし
 ています。

《応募方法》

次の方法から選び、ご応募ください。

■携帯電話による応募

右下のQRコードを読み取り、入力フォームの画面へ移動
 します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完
 了となります。

■パソコンによる応募

JACDSホームページ等のリンクバナーをクリックし、入
 力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、
 登録することで応募完了となります。

■応募用紙による応募

このリーフレットに印刷されている点線に沿って応募用紙
 を切り取り、葉書の形に貼付けてください。必要事項を
 記入いただき、52円切手を貼って投函ください。
 または切り取らずにFAXにて送付ください。
 FAX送付先：045-474-2569

《応募上の諸注意》

- 未発表であり、他のコンクール等への応募がされていな
 いこと。
- 応募作品は本人が創作したものであること。
- ご本人が記入・入力すること。
- 5・7・5 作品への「ふりがな」を記入してください。
 1人あたりの応募数に上限はありません(受賞は1人1
 作品となります)。
- 応募作品は返却いたしません。
- 応募時の記載事項に虚偽が判明した場合は受賞を取り消
 す場合があります。
- 受賞作品が発表済み、あるいは発表されたものに類似し
 ていた場合、受賞を取り消す場合があります。
- 応募作品の利用に関し、著作権はJACDS健康(セルメ)
 川柳コンクール実行委員会に帰属します。



このQRコードを読み
 取って応募ください。

応募は
 どなたでもOK!
 ふるって
 応募下さい。



キリトリ線

応募作品

*「ふりがな」をつけてください。

作品1

五	ふりがな						
七	ふりがな						
五	ふりがな						

作品2

五	ふりがな						
七	ふりがな						
五	ふりがな						

キリトリ線

郵便はがき

52円切手を
 貼った上で
 投函ください。

2	2	2	0	0	3	3
---	---	---	---	---	---	---

神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10
 楓第2ビル4階

日本チェーンドラッグストア協会
 健康(セルメ)川柳コンクール応募係 行

氏名(ふりがな)	年齢	才
	性別	男 女
	○で囲んでください	

雅号(ペンネーム)※任意

発表の際に使用します。
 表彰では氏名と併記します。

住所 〒

TEL

E-mail
 (携帯メール可)

ドラッグストアの新しい役割となる JACDS認定「介護情報提供員」受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。

※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

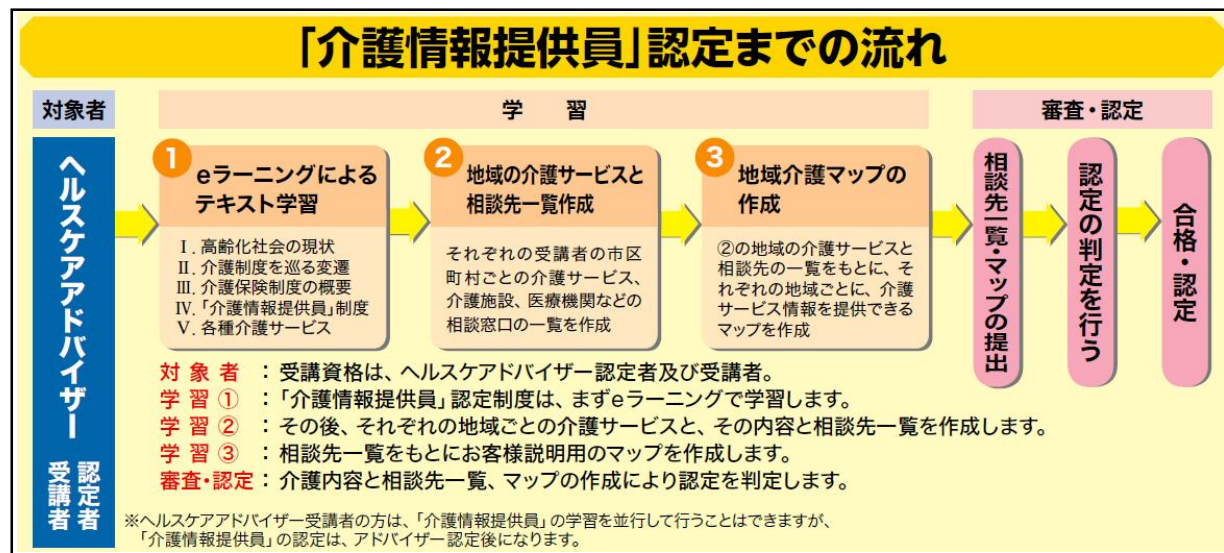
■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成
地域の介護マップの作成

「介護情報提供員」認定までの流れ

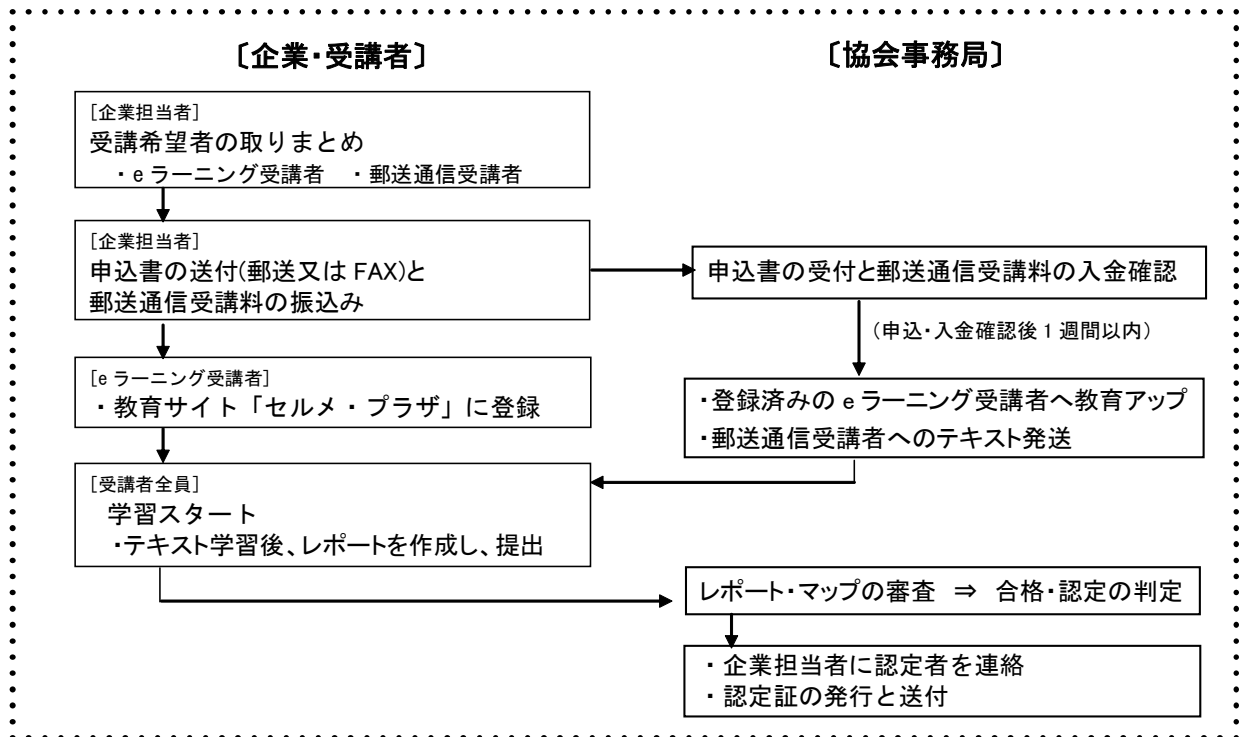


■ 学習の狙い

- ① 高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ② 介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③ 地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④ 地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤ 顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。
 企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

お申し込み
お問い合わせ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

改正薬事法に伴う体制省令により、薬剤師への資質向上のための研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬事法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬事法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬事法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家として知っておくべき知識① ④専門家として知っておくべき知識② ⑤確認試験
指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者: JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方
※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等を含め 3,600 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方
※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

■カリキュラム

1) 通信研修

○症状・部位別医薬品通信研修		※1から順番に学習します。現在は、46回までアップしています						
○基礎講座		11	12	22	23	33	○応用講座	
1	胃腸症状	11	精神神経症状①	22	禁煙②	33	スキンケア①	
2	疲労・虚弱症状	12	精神神経症状②	23	肩こり①	34	スキンケア②	
3	目の症状	13	虫さされ①	24	肩こり②	35	育毛・発毛①	
4	かぜ症候群	14	虫さされ②	25	頭痛①	36	育毛・発毛②	
5	一般検査薬	15	オーラルケア①	26	頭痛②	37	水虫①	
6	アレルギー症状	16	オーラルケア②	27	腰痛・関節痛①	38	水虫②	
7	動悸・更年期症状①	17	痔の症状①	28	腰痛・関節痛②	39	爪から見える疾患①	
8	動悸・更年期症状②	18	痔の症状②	29	口内炎①	40	爪から見える疾患②	
9	痛み(解熱鎮痛薬)①	19	咳の症状①	30	口内炎②	41	火傷・傷①	
10	痛み(解熱鎮痛薬)②	20	咳の症状②	31	乗り物酔い①	42	火傷・傷②	
		21	禁煙①	32	乗り物酔い②		52	眼科用薬②

□ヘルスケア実践セミナー		※学習月の内容を学びます	
1月	オーラルケア対策	7月	アンチエイジング・シルバー対策
2月	水虫対策	8月	胃腸対策
3月	アイケア対策	9月	かぜ対策
4月	禁煙対策	10月	花粉症対策
5月	香り・リラクゼーション対策	11月	スキンケア対策
6月	セルフチェックと生活習慣病対策	12月	ヘアケア対策

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

※eラーニングと郵送通信による通信研修の内容は同一です。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
80分	1.薬事行政情報
60分	2.医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
100分	3.専門家として知っておくべき知識① (休憩 10分)
100分	4.専門家として知っておくべき知識② (休憩 10分)
20分	5.確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

- 1.薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
- 2.医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
- 3.専門家として知っておくべき知識①
専門家として実践力をつける知識を学習します。
- 4.専門家として知っておくべき知識②
専門家として実践力をつける知識を学習します。
- 5.確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

■実施時期

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌月より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメプラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

※紙媒体による通信添削を希望される場合は申込時に教材等の送付先をご記入ください。

※申込書の受領と入金の確認の両方がそろい次第、通信研修受講のための手続きを開始します。

■申込方法

企業一括での申し込みとなります。

・研修の申し込みに関しては、各企業の勤務薬剤師会窓口担当者の方へお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

JACDS 勤務薬剤師会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

第22期生
(2015年12月生)
募集中

募集締切日1月10日まで延長

※お申込みをご希望の方は
お問い合わせ下さい

高齢化社会が求める新しい認定制度

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —

漢方の知識で健康づくりをサポートします

漢方アドバイザー

養成講座

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙いとされています。

養成方法

通信教育、DVD学習

養成期間

10ヶ月

教材内容

テキスト：5分冊＋別冊1冊

DVD：1巻

添削問題：10回

認定方法

学科試験

受講料

会員企業価格

101,800円(税込)

募集締切

2016年1月10日

主なカリキュラム

漢方に関する基礎知識編

- ・ 中医薬学小史
- ・ 中医薬学基礎知識
- ・ 中医診断学概要
- ・ 中薬の基本知識(上)

漢方に関する実践知識編

- ・ 中薬の基本知識(下)
- ・ 常用中薬
- ・ 常用の方剤(上)
- ・ 常用の方剤(下)

- ・ 食物の医療・保健作用
- ・ 病気と中医弁証治療

(別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要)

DVD

- ・ 漢方の世界「中医薬学基礎講座」

(編集・監修：国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

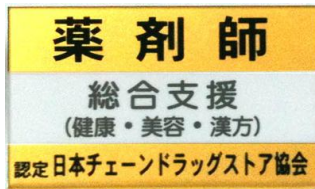
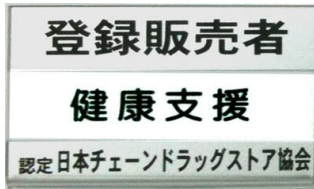
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

(表①)

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

- 例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師
 総合支援（健康・漢方）薬剤師
 ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー
 総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

ライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野(認定名)が明記されています。

健康支援 健康づくり **漢方支援** 漢方薬の活用
育児支援 妊娠・出産・育児 **美容支援** 美と健康

総合支援 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください! **JACDS**
日本チェーンドラッグストア協会

薬剤師
健康支援
■日本チェーンドラッグストア協会
 ◆ヘルスケアアドバイザーを取得した薬剤師

登録販売者
総合支援 (総合・美容)
■日本チェーンドラッグストア協会
 ◆ヘルスケアとビューティケアを取得した登録販売者

JACDS認定アドバイザー
総合支援 (美容・育児・運方)
■日本チェーンドラッグストア協会
 ◆ビューティ、ベビー、漢方を取得したアドバイザー

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。(新規更新登録の場合は、更新料に含まれます) 申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
 ②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
 再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

2015年4月健康食品機能性表示制度スタート
健康食品（健康食品・一般食品）10兆円産業を実現する

健康食品市場創造研究会

わが国唯一の小売店舗連携の研究会

— 発足のご案内と会員募集 —

「健康食品市場創造研究会」の特徴

■小売業（スーパーマーケット、ドラッグストア）連携の唯一の研究会

米国でもそうであったように、健康食品、介護食品の新しいマーケット創造は、リアル店舗によって実現します。スーパーマーケット、ドラッグストアの企業や団体が参画した唯一の研究会です。

■国が食品の新産業創出戦略策定

国は、「健康寿命延伸産業の育成」（日本再興戦略）に基づき、機能性を持つ農林水産物を含めた、健康食品、一般食品・介護食品の新産業を育成するための、民間主導による新市場形成促進策を打ち出しました。

■小売業連携で、メーカー、卸、サポート企業が協働し健康食品市場を拡大する

リアル店舗で行われる新しい商品構成、販売方法、情報提供方法を構築し、それに適したメーカーや卸企業の商品開発や情報提供、チャンネル政策を行うことが極めて重要になります。

■健康食品（健康食品・一般食品）の新しい10兆円マーケット創造を実現する

わが国が進める「健康寿命延伸」を実現させるため、2015年4月より健康食品や一般食品の機能性表示が可能となる。10兆円の新しいマーケットが創造されると期待されています。

■健康食品・介護食品を市場拡大させ、製・配・販各社の新たな成長を実現する

マーケット創造を実現し、これに参画したスーパーマーケット、ドラッグストア、メーカー、卸（ベンダー）、サポート企業の成長につなげます。介護食品市場の拡大策もこの研究会で行います。

■取引する全ての製・配・販企業にボーダーレスなマーケットチャンスを実現する

この市場創造は、ドラッグストアやスーパーマーケット、関係するメーカー、卸（ベンダー）、サポート企業だけでなく、これらと取引する全ての企業のマーケットチャンスとなります。

**製・配・販が連携した10兆円マーケット創造に、
全てのドラッグストア、スーパーマーケット企業
および取引する全てのメーカー、卸、サポート企業は、ぜひご参加ください。**

主催

健康食品市場創造研究会

（運営責任者 宗像 守 / 運営協力事務局 (株)日本リテイル研究所)

特別協力

一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会 / 日本チェーンドラッグストア協会

協力

ドラッグストアMD研究会 / 一般社団法人 日本薬業研修センター / 株式会社 日本リテイル研究所

健康食品・一般食品、介護食品の新しいマーケットを創造し 健康食品・健康食材、在宅介護・高齢者食品 トータル10兆円産業化を実現する

2015年4月より 健康食品機能性表示制度がスタート

「食品の機能性表示」を国策で実施

- 国は高齢社会に「健康寿命延伸とセルフメディケーションの推進」を図るため、食品の機能性を活用した「健康食品機能性表示制度」を、2015年4月より実施する。
- これまでトクホと栄養機能食品以外の食品には、機能を表示することが不可だったが、今後は食品の持つ健康に良い機能性を、メーカー責任で表示が可能。

すべての食品に機能性表示が可能

- 機能性表示ができる食品の範囲は、薬剤の形状をしたサプリメントだけでなく、加工食品や生鮮食品にいたるまで、全ての食品に機能性を表示することが可能。

わが国でも健康食品・一般食品 10兆円マーケット創造を実現

- わが国においても、この新しい表示制度の導入により、10兆円規模の新しい巨大な食品マーケット（健康食品、一般食品）が創造されると考えられる。

市場創造拡大には、リアルな店舗が不可欠

- 新マーケットの創造や健康食品マーケットの拡大には、米国と同じくリアル店舗や小売企業の参加が不可欠。スーパーマーケットとドラッグストアがその主役に。
- また、米国のDSHEA同様の表示制度が日本において行われると、TPP加盟国の貿易自由化により、日本の優れた健康食品を大量に輸出することが可能となる。

アメリカにおけるDSHEA法の導入と 巨大な食品マーケットの創造

米国の同制度導入で、実店舗によるマーケット拡大を実現

- 米国では、日本で導入されるものと同様の制度（DSHEA法）が94年より導入され、健康食品（ダイエタリーサプリメント）のマーケットは4～5倍に拡大した。
- 米国でこのDSHEA法が導入される前は、無店舗販売が圧倒的に健康食品の販売を行っていたが、同法導入後は70%が実店舗の販売となった。実店舗によりマーケット拡大が実現したのである。

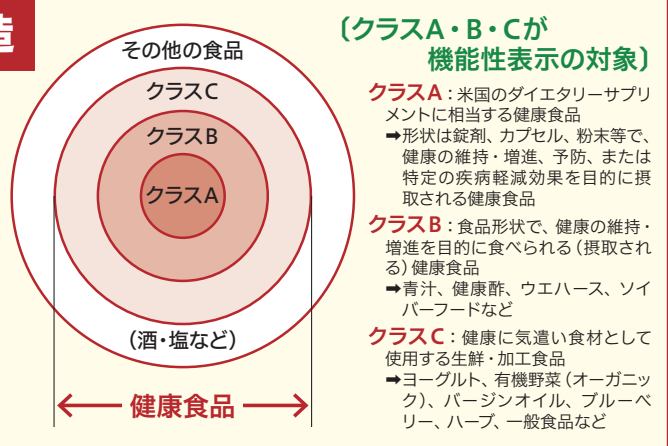
同制度導入でSM業界の新しい成長を創出

- この影響を受けて、一般食品に健康に良い食材（加工食品や生鮮食品）への新しいニーズが急拡大し、10兆円近い新しい一般食品マーケットが創造された。
- この米国民の健康に対する関心の高まりにより、ウォルマートのディスカウントに翻弄される米国SM業界の中で、「健康」をコンセプトとしたホールフーズやトレーダージョーズ、スプラウツなど多くのヘルシーSMが急成長したといわれている。



健康食品の3分類とマーケットの創造

- 「健康に関する食品」は、医薬品の形状をしているダイエタリーサプリメント（クラスA）、健康機能を期待して飲食するヘルスフード（食品・クラスB）、特に健康に良い成分が含まれているヘルシーフード（食材・クラスC）の3分類に分けることができる。
- 米国ではクラスA、B、Cいずれも巨大マーケットが創造され、わが国においてもクラスA、B、Cのトータルで、10兆円前後のマーケット創造が期待されている。
- 日本の健康食品機能性表示による、クラス（分野）別マーケット創造の可能性は、クラスAが2.5～3兆円、クラスBが1.5～2兆円、クラスCが4～5兆円、そして輸出が2兆円の巨大マーケットが創り出されるものと期待されている。



小売にとって 『健康食品を制するもの、小売業態を制す』
メーカー・卸にとって 『小売業態を制するもの、健康食品を制す』

※健康食品=クラスA・B・Cのいずれか 小売業態=ドラッグストア・スーパーマーケットのいずれか

健康食品(クラスA、クラスB、クラスC)と在宅介護食品における 健康・介護に寄与する食品マーケットを創造し、 製・配・販の新たな成長を実現する

安さや商品の差別化による競争力強化策では 総マーケット減少は止められない

総需要の減少と各社の競争力強化策

- 少子化、高齢化により既存の食品や医薬品のコモディティマーケットは確実に減少する。これまでと同じものを同じように販売しても、やがて経営は行き詰まる。
- SM企業の多くは、食材の品質やメニュー、ディスカウントに関心が高く、DgS企業の多くは、シェアの低い調剤や食品のマーケット奪取に関心が高いのが現状。
- 自由競争の中において他社や他業態にあるマーケットおよび売上げを、自社や自店が奪う戦術を行うことは、それぞれの各社の自由であり、当然の行為でもある。
- 人口増加による需要拡大の時や普及率の低いカテゴリにおいては、こうした競争戦術を行うと購入率や普及率が高まり、そのマーケットは拡大される。

競争策だけでは、業界の発展はない

- しかし、今日のような総需要の減少の時には、既に普及率の高い食品や医薬品カテゴリ分野において、こうした競争を行うだけではマーケット縮小の一途を辿るだけで拡大することはない。
- 同業態同士の熾烈な戦いにだけ終始すると、他業態の高い利便性や大手資本小売業の圧倒的な仕入力により、大きなマーケットが奪われることになる。
- 競争力強化だけでは業界マーケットは縮小し、SMやDgSの継続的な発展は難しくなる。当然この影響は、取引するメーカー、卸企業も大きく受けることになる。

国も食品の新産業創出に向けて 全面的にバックアップ

健康食品の新産業創出に国がバックアップ

- 2014年5月に成立した「健康・医療戦略推進法」に基づく新「健康・医療戦略」では、「健康食品・介護食品・農林水産物等」をわが国の新たな産業の創出分野として明記し、機能性を持つ食品の普及・拡大に国を挙げてバックアップする方針を打ち出している。
- 産業界も、この流れを受け新マーケットを創造する、今が絶好の機会といえる。

在宅介護・高齢者食品のマーケット拡大策も取り扱う

- 農林水産省は、国が進めている施設介護から在宅介護へのシフトに向けて、在宅における介護食品の選び方を2014年11月に発表し、市場拡大に力を入れている。
- この施策により、現在150億円の在宅介護食(施設介護食は1000億円)が、今後は7000億円から1兆円市場に拡大されると予測。さらに介護食品の輸出も極めて有望。
- 経産省や農水省、厚労省などの指導を得て、ドラッグストア、スーパーマーケットが在宅介護食マーケットにどう対応しマーケット拡大を行うか、この研究会で取り扱い明らかにする。

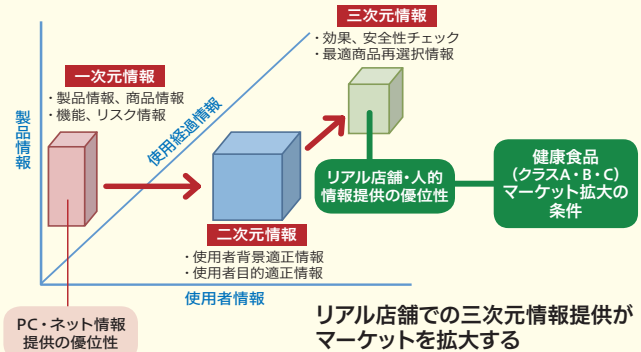
マーケット創造・拡大には リアル店舗の主体的参加が条件

リアル店舗の新しい販売方法がマーケットを拡大させる

- 米国でマーケット拡大を実現したのは、一人ひとりに合った商品選びのため、リアル店舗での情報提供を行ったことであった。わが国でもリアル店舗の主体的参加と情報提供が不可欠。
- 健康食品マーケット拡大には、リアル店舗が主体となった業界標準商品体系の構築、これに基づいた商品開発、販売方法の開発、業界をあげた製・配・販の連携が必要である。

一人ひとりに合った「三次元情報」を開発し提供

- 特に、重要になるのが店舗の販売者より提供される「三次元情報」である。期待される巨大マーケットの創造には、この一人ひとりに合った「三次元情報」の提供が必要である。
- 「三次元情報システム」およびこの情報活用に関する「販売担当者養成研修(eラーニング)」を会員企業(後援団体会員企業含む)に提供する。(会員に無料または低料金での提供を予定)



業界が連携し一丸となった取り組み 「新しいカテゴリーに新しいマーケットが創造される」

新しいカテゴリーを創造し、巨大マーケットを創出する

- 限界普及率にあるカテゴリーにおいては、いくら安売りをしても消費数量が増えたり、総マーケットが拡大することはない。
- マーケット拡大には、単価のアップ策か新しいカテゴリー(生活、買い物、価値)を作り出すかになる。「健康食品機能性表示」および「在宅介護食品への取り組み」は、まさに新しいカテゴリーの創造であり、ここに新しいマーケットが創出されるのである。
- SM業界にとっては、「健康な食生活」の新しいカテゴリー、DgS業界にとっては、「健康維持・予防生活」の新しいカテゴリーの創造となり、どちらにも巨大マーケットが創出されると考えられる。

超高齢社会に寄与し、業界各社の成長を図る

- SM業界とDgS業界の「新カテゴリーづくり」に共通するのは、国策の「健康寿命延伸」に基づく「セルフメディケーションの推進」への対応であり、社会的要請の実現なのである。
- 市場では競争関係にある、SM業界とDgS業界が連携するのは、それぞれの業界が力をあわせ巨大な「新しいカテゴリーの新マーケット創造」を実現させ、それぞれの会員各社の継続的成長を図っていただく環境づくりを行うために必要なことなのである。

現在ライバルである業界や企業同士が力を合わせ、
新しいマーケットを創造し共に成長する環境をつくるのが、
この「健康食品市場創造研究会」なのです。

『健康食品市場創造研究会』の概要と入会のご案内

(運営責任者 宗像 守 / 運営協力事務局 (株)日本リテイル研究所)

■健康食品市場創造研究会の目的

1. 健康食品(クラスA・B・C)のマーケット創造を図り10兆円産業化を実現する
2. 小売店舗の効果的な健康食品販賣体制をつくり、マーケット拡大を実現する
3. 製造メーカーにおいて、流通・店舗との連動を円滑にしかつ効果的な商品開発を図る
4. 効果的な健康食品・介護食品マーケットの育成と販賣強化を図る製・配・販連携体制を確立する
5. 製・配・販の発展を通じて、我が国のセルフメディケーション推進に寄与する

■本研究会の特徴

- この「健康食品市場創造研究会」は、リアル店舗が主体的に参加しメーカー・卸企業と連携した、健康食品マーケットを創造する唯一の健康食品研究会である。
- 各分野の専門家により、健康に寄与する食品全般(クラスA・B・C)の業界標準商品体系、商品開発、商品構成、販賣方法、情報提供システム、販賣者養成の研究を行う。
- 健康食品マーケットを創造するリアル店舗の業務および手順、これにしっかり対応するための商品開発および情報提供内容、効果的な製・配・販の連携を会員に提供する。
- 在宅介護食品・高齢者食品のマーケット拡大のための商品開発、販賣方法、情報提供方法の研究を行い、その研究内容と効果的な製・配・販の連携を会員に提供する。
- 日本チェーンドラッグストア協会、(社)新日本スーパーマーケット協会の正会員に、経産省および農水省、厚労省などの指導を得て構築した「情報提供システムの配信」と「販賣者システム活用研修(eラーニング)」を提供する。(会員に無料または低料金での提供を予定)

■本研究会の活動内容

1. 業界標準商品体系、商品開発、店舗販賣、情報提供、制度運用、その他の実施内容に関する研究を行う
2. 日本を代表する研究家を集結し、実施内容およびマーケット拡大の研究を行う
3. 分かりやすく、実行しやすい内容について、専門家による会員対象セミナーを実施する
4. 健康食品の開発や販賣のリスク軽減策などの、専門家による相談やサポートを行う
5. その他、会員要望に対応した活動とサポートを実施する

■専門家による研究テーマおよび会員サポート内容

1. 業界標準商品体系の研究—これに基づいて商品開発および販賣方法が連動
2. 商品体系に基づく商品開発の研究—エビデンスを表示、消費者庁届出、開発プロセスが明らかに
3. 商品体系に基づく商品政策、商品構成の研究—店舗における新しい商品構成が明らかに
4. 棚割り、プレゼンテーション、販賣促進の研究—店舗における販賣方法が明らかに
5. 販賣方法および販賣情報提供の研究—三次元情報提供のシステム化
6. 医薬品資格者および販賣員の販賣研修の研究—e-ラーニングによるマニュアルの修得
7. 法務相談対応の研究—法律的な問題と解決への対応
8. 健康被害救済制度の研究—製造メーカー、卸、小売店舗のリスク軽減策を図る

■定例研究セミナーの開催予定

分かりやすく、実行しやすい内容の専門家による会員対象セミナーを下記の予定で実施

◇上期(1月～6月):定例研究セミナー

- | | | |
|-----|----------------------------|------------|
| 第1回 | 健康食品市場拡大および育成、業界標準商品体系 | (2014年12月) |
| 第2回 | 健康食品の流通チャンネル政策、商品開発 | (2015年1月) |
| 第3回 | 商品政策および商品構成、商品陳列および棚割り | (2015年2月) |
| 第4回 | プレゼンテーションおよび販賣促進、仕入および利益計画 | (2015年3月) |
| 第5回 | 三次元情報提供と情報提供システム、販賣者育成と研修 | (2015年4月) |
| 第6回 | 法的対応とリスク軽減策、総括 | (2015年5月) |

◇下期定例研究セミナーは上期セミナー状況や実施状況より、セミナー内容と回数を決定し実施

■研究会の運営

1. 会員制 本研究会は会員制。
2. 運営方法 会員の年会費によって、専門家の研究活動、情報提供システム配信、販賣者養成、テーマ別セミナー、会員サポート、ロビー活動などを行う。
3. 期間 1月～12月(1年間)※1年ごとの更新制。途中入会も受け付け可能。
4. 会員対象 健康食品(クラスA・B・C)に携わるすべての小売企業、メーカー、バンダー、ストアサポートの全ての企業が対象。
5. 事務局運営 日本リテイル研究所が全面的にバックアップして運営する。

■会費および入会方法

1. 年会費 1社 120,000円(税込) 一括払い ※製・配・販同額
◇定例セミナーに加え、テーマ別研究の参加、各種セミナー受講、出張セミナー、問い合わせ・相談、その他などが受けられる。
2. 入会(申し込み)方法
◇入会申込用紙に記入しFAXまたはホームページよりお申し込み下さい。
◇定例セミナー・参加者2名を登録し、継続的、体系的に習得していただく。(参加者の変更は可能。会員で3名以上のセミナー受講は、お一人2万円(12回分)で受講可能。参加者登録が必要)
3. 入金方法…年会費は下記口座にお振込み下さい。
銀行:みずほ銀行 新横浜支店
口座名義:健康食品市場創造研究会 口座番号:(普通)1664764

お問い合わせ先

健康食品市場創造研究会 事務局 担当:小林・森本

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL:045-474-2521 (NRKグループ・日本リテイル研究所) FAX:045-474-2520

Mail=kenshoku@jahi.jp URL=http://www.jahi.jp

FAX:045-474-2520 (ホームページからの申し込みも可能です)

健康食品市場創造研究会 入会申込書

■「健康食品市場創造研究会」に入会致します。

該当区分に○印をして下さい。

年会費 : 1社12万円(税込)一括払い※製・配・販同額
(1年間 1月～12月末日まで)

小売業	メーカー	卸	ストアパートナー、他

※途中入会も可能です(詳細は事務局にお問い合わせ下さい)

参加登録 : セミナー参加者2名を登録(参加費は不要)

※3名以上のセミナー受講は、1名様2万円(12回分)で受講可能。(参加者登録が必要)

入金方法 : 年会費は下記口座にお振込みください

銀行口座:みずほ銀行 新横浜支店 普)1664764

口座名義:健康食品市場創造研究会 (カナ:ケンコウショクヒンシジョウソウゾウケンキュウカイ)

■基本情報

申込日 年 月 日

(カナ) 企業名			
代表	役職		
	氏名カナ		
	氏名		
連絡担当	役職		
	氏名カナ		
	氏名		
住所	郵便番号	都道府県	
	住所		
TEL		FAX	
メールアドレス			

■定例セミナーの参加者登録合計人数 → 名

※セミナー参加が3名以上になる場合は、年会費に1名様2万円(税込)を加えてお振込みください。

■定例セミナーの参加者登録情報(2名まで記入可)※3名以上の場合は、コピーしてご記入ください。

1	部署・役職		2	部署・役職	
	氏名カナ			氏名カナ	
	氏名			氏名	

■事務局入力欄

No.	受付日	担当印	その他

【問い合わせ・連絡先】

健康食品市場創造研究会 事務局 担当; 小林・森本

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL: 045-474-2521 (NRKグループ・日本リテイル研究所) Mail: kenshoku@jahi.jp URL: http://www.jahi.jp

日本チェーンドラッグストア協会はそらぶちキッズキャンプ
を応援しております。

難病の子供のための診療所付き自然体験施設

そらぶちキッズキャンプ

難病の子供たちへの
応援募金ありがとうございました！

平成27年度(平成27年4月～平成27年9月)募金金額のご報告

募金額合計 677万0,897円

平成27年10月30日現在

平成27年度そらぶちキッズキャンプ上期活動報告

計9回のキャンプを計画し、夏季は6回のキャンプを実施、126人の子どもと家族がキャンプに参加しました。

8月24日には北海道滝川市のそらぶちキッズキャンプ場で行われた寄附金贈呈式で当協会の社会貢献委員会 富山睦浩委員長から、平成26年度にドラッグストア会員企業の各店舗で集めた募金1,700万円をそらぶちキッズキャンプに寄付いたしました。

「キャンプ参加者(保護者)の感想」

○昨年までは、治療で家族全員心身ともに疲れていたもので、今年キャンプに子どもが参加して、幸せでした。大自然や同じ境遇の仲間とふれあって、生きている喜びを感じて、一回り成長して帰ってきたようでした。親にとっても、子どもと離れ、今までのこと、これからのこと、いろいろ頭で整理できたので、前へ進む良いきっかけとなりました。

○今までは、自分たちだけがなぜ苦しい状況にいるのかマイナスな想いがありましたが、頑張っている同じ境遇の家族やホスピタリティあふれるボランティア、スタッフのみなさんと触れ合って、頑張っているのは自分たちだけじゃない、前向きに考えを持てるようになりました。私たち家族にとって、このキャンプ参加は、新しい生活のスタートになったと思います。

冬季は、2016年1月と2月に雪の中でのキャンプを予定、現在準備を進めています。

- ・1/29(金)～2/1(月) 小児がんの子どもと家族が参加するキャンプ
- ・2/12(金)～15(月) 小児外科系疾患の子どもと家族が参加するキャンプ

そらぶちキッズキャンプについて

・そらぶちキッズキャンプは北海道滝川市で日本国内に約20万人いるといわれている小児がんや心臓病などの難病とたたかう子どもたち。「そらぶちキッズキャンプ」は医療施設を完備し、特別に配慮されたキャンプ施設や自然体験プログラムを設けた、子どもたちの夢のキャンプを創っています。
詳しい内容は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.solaputi.jp/what/index.html>



森に向かっている様子



森の中の建物



サマーキャンプ集合写真

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第二ビル四階

TEL: 045-474-1311 / FAX: 045-474-2569

<http://www.jacds.gr.jp>

平成 27 年 11 月 10 日

日本チェーンドラッグストア協会
会員 各位

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟
会長 松本 南海雄
幹事長 根津 孝一

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟 会員募集について

拝啓 晩秋の候ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本チェーンドラッグストア協会政治連盟は、日本チェーンドラッグストア協会の活動や意見、考え、現制度への建議などを正当な手段で行政や各方面に正しく伝え、具現化を進めるために設立されております。

主旨に賛同いただく会員が多ければ多いほど、その発言は重みを増してまいります。

真に国家・国民・生活者の有益性とドラッグストア業界発展のため、一人でも多くご入会いただきますよう心からお願い申し上げます。

末筆ながら、ますますのご繁栄を心より祈念いたします。

敬具

入会申込み要領

1. 別紙「入会申込書」に必要事項を記入し、政治連盟事務局まで
FAX（045-474-2569）でお送り下さい。

（必ず個人名でお願いします）

2. 会費 1口・1万円（年間）

ただし、口数に制限はありません。

3. 会費振込：次の口座にお振り込み下さい。

（必ず個人名でお願いします）

■振込み銀行 三井住友銀行 新横浜支店 普 0298388
三菱東京UFJ銀行 新横浜支店 普 0196960

■口座名 日本チェーンドラッグストア協会政治連盟

※12月18日(金)までにお振込みいただきたくお願い致します。

※なお一斉の通知でのご案内のため、既に会員でご登録のある方は、郵送でお送りした「更新申込書」をお使いください。

「日本チェーンドラッグストア協会政治連盟」入会申込書

「日本チェーンドラッグストア協会政治連盟」の主旨に賛同し、入会を希望します。

会費は、年間1口・1万円と定め、1口からお受付いたしますが、口数に制限はございません。
(年度は、「日本チェーンドラッグストア協会政治連盟」年度基準の4月～翌年3月まで)

申込日	平成	年	月	日
ご自宅 記入欄				
フリガナ				
お名前				
ご住所	〒			
TEL				
FAX				
お勤め先 記入欄				
フリガナ				
企業名				
所在地	〒			
役職名				
TEL				
FAX				

※線内はすべてご記入下さい。

・会費

_____	口	×	1万円	=	_____	万円
-------	---	---	-----	---	-------	----

■振込み銀行

三井住友銀行	新横浜支店	普-298388
三菱東京UFJ銀行	新横浜支店	普-0196960

■口座名

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟

※お振込の際には、必ず個人名(フルネーム)にてお願いいたします。政治資金規正法により
企業献金はできないこととなっております。

・政治連盟使用欄

会員No.

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付	会費				
/	/				

お問合せ先

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル 9階
TEL 045-474-0097 FAX 045-474-2569

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を掲載しています。

【厚生労働省】

1. 「JAHIS電子版お薬手帳データフォーマット仕様書Ver.2.0」について

お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について

—厚生労働省職医薬・生活衛生局(11月27日)

JACDSからも委員が参加した検討会の報告書を経て、「JAHIS電子版お薬手帳データフォーマット仕様書Ver.2.0」が公開されました。周知依頼が来ましたので、お知らせします。

仕様書公開場所は、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS)ホームページです。目を通していただきますよう、よろしくお願いいたします。

<http://www.jahis.jp/15-101/>

なお、電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調査検討事業 報告書は、厚生労働省のホームページ上にあります。

以下のURLをクリックしてご覧下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/honbun.pdf>

お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項は以下の資料データをご覧下さい。

【資料:後頁 10 ページ分あり】

【経済産業省】

2. ドラッグストア販売統計月報について

—経済産業省(9月分)

昨年1月から始まりましたドラッグストア販売統計月報(確定版)の本年9月分がアップされていますので、お知らせします。今月より商業動態統計に統合されたため、タイトルや書式に一部変更があります。対象となっている企業様には、引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁 15 ページ分あり】

【内閣官房】

3. 新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について(要請)

—内閣官房副長官補付(再チャレンジ担当)

平成28年度卒業等予定者について、

- ・広報活動開始時期は、3月1日以降を維持
- ・採用選考活動開始時期は、6月1日以降に変更

となりました。ご確認をお願いします。

なお、詳細内容並びにインターンシップに関しては、添付したPDFをご覧下さい。

【資料:後頁 21 ページ分あり】

【埼玉県】

4. 医療用医薬品の流通改善について(通知)

—埼玉県保健医療部長(12月11日)

平成27年11月24日付け厚生労働省医政局経済課長からの通知が、埼玉県保健医療部より埼玉県支部に届きましたのでお知らせします。

なお、当該通知(写し)は埼玉県薬務課のホームページに掲載されていますので、御参照ください。【資料:後頁12ページ分あり】

(埼玉県薬務課ホームページ)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/yakkyokutoukankeitsuuti.html>

薬生総発1127第2号
平成27年11月27日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長



「JAHIS電子版お薬手帳データフォーマット仕様書Ver.2.0」の公開について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、パソコンやスマートフォンの普及などICT化の進展に伴い、様々な仕様の電子版お薬手帳システムの開発、普及が進められ、「日本再興戦略 改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）においても、医療・介護分野におけるICT化の一環として、本年度中に電子版お薬手帳の更なる機能性の向上について検討を行い、2018年度までを目標とする地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及と併せて国民への普及を進めるとされているところです。

今般、医療、ICTの代表者により行われた検討会の内容を踏まえ、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）から「電子版お薬手帳データフォーマット仕様書 Ver.2.0」が公表されました。

つきましては、貴職におかれましては、関係者への周知方お願いいたします。

なお、平成24年9月26日付け薬食総発0926第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知「「JAHIS電子版お薬手帳データフォーマット仕様書 Ver.1.0」の公開について（情報提供）」については廃止します。このJAHIS電子版お薬手帳データフォーマット仕様書 Ver.2.0に準拠した電子版お薬手帳では、紙媒体のものと同様に必要な機能を備えていることを申し添えます。

参考：仕様書公開場所

一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）ホームページ

<http://www.jahis.jp/>

ホームページ>JAHIS標準>制定済み技術文書一覧

薬生総発1127第5号
平成27年11月27日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長



お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区薬務主管部（局）長あて、別添写しのとおり通知しましたので、貴職におかれましてもその内容について御了知の上、関係者への周知方よろしく取り計らいいただきますよう、お願いいたします。

写

薬生総発1127第4号
平成27年11月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 薬務主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公印省略)

お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お薬手帳(電子版)の利用が広まっているところですが、薬局や医療機関での閲覧方法、患者等の利用者による書込等、利用者から薬局への情報の提供方法等について統一されておらず、運用が多様となっており、利用者が薬局やお薬手帳を自由に選択出来ない状況があることから、利用者が安心して利用できる環境を整える必要性が生じています。この点に関しては、平成27年9月24日に公表された「健康サポート薬局のあり方について」(健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会報告書)においても、お薬手帳について「患者が服用中の医薬品に関する理解を深めることができる、患者が服用後の状態などを記入することでコミュニケーションのツール」とした上で、電子版については「その普及に当たり、一つのお薬手帳で過去の服薬情報を一覧できること、個人情報の保護に十分留意すること、異なるシステム下でも医療関係者で情報が共有化できること、医療情報ネットワークの普及を見据えてフォーマットを統一することなどの検討が必要である」とされたところです。

これらの状況を踏まえ、委託事業において、お薬手帳(電子版)の運用に当たっての課題を整理し、利用者がお薬手帳(電子版)を利用するためのアプリケーションその他のサービス(以下「お薬手帳サービス」という。)のあり方について検討を進め、今後、利用者にお薬手帳サービスを提供する又はその情報を閲覧する薬局及び医療機関等(以下「提供薬局等」という。)並びにアプリケーション提供やデータを保存するサ

ーバー管理などを運営する者（以下「運営事業者等」という。）における運用上の留意点を、ガイドラインとして下記のとおり取りまとめました。また、取りまとめにおいては、電子版の特性も踏まえつつ、お薬手帳サービス全般に関する留意点についても幅広く記載をしています。

今後、かかりつけ薬剤師・薬局がこれらの留意点を踏まえ、利用者のお薬手帳の活用を推進することで、薬物療法の安全性や有効性の向上に貢献することが期待されます。

については、貴職におかれましては、貴管下薬局、医療機関その他の貴管内の関係団体に対して、周知いただきますようお願い致します。

記

第一 お薬手帳の意義及び役割

お薬手帳は、利用者本人のものであり、次の意義及び役割があること。

- 1 利用者自身が、自分の服用している医薬品について把握するとともに正しく理解し、服用した時に気付いた副作用や薬の効果等の体の変化や服用したかどうか等を記録することで、医薬品に対する意識を高めること。
- 2 複数の医療機関を受診する際及び薬局にて調剤を行う際に、利用者がそれぞれの医療機関の医師及び薬局の薬剤師等にお薬手帳を提示することにより、相互作用や重複投与を防ぎ、医薬品のより安全で有効な薬物療法につなげること。

第二 提供薬局等が留意すべき事項

1 薬剤師等による利用者への説明

お薬手帳の利用に当っては、薬剤師等が利用者に対してお薬手帳の意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行い、理解を得た上で提供すること。

2 お薬手帳サービスの集約

- (1) 提供薬局等においては、利用者が一つのお薬手帳サービスを利用するよう促すこと。

仮に利用者が複数のお薬手帳を利用している場合には、お薬手帳の持つ本来の意義及び役割が十分に生かされないため、一つのお薬手帳により服薬情報を把握できるようにすることが大切であることを説明し理解を得た上で、利用者が希望した一つのお薬手帳にまとめること。

- (2) 同じお薬手帳サービス内であっても、複数の識別子（ID）を付与することは、やむを得ず必要な場合に限られるべきであること。

3 データの提供方法

- (1) 利用者にお薬手帳サービスの利用を勧める場合には、利用者が閲覧に必要な機器等を保有しているか確認し、保有していない場合には、利用者が情報を把

握できる方法（紙のお薬手帳等）で提供すること。

- (2) 提供薬局等は、利用者の求めに応じて少なくともQRコードにて情報を出力すること。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標

- (3) 利用者に情報を提供する際には、お薬手帳サービスの項目のうち、「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、その他必要な情報を提供すること。

4 データの閲覧・書込

- (1) お薬手帳の意義及び役割を利用者に十分説明し、薬剤師等の医療関係者が閲覧することについて同意を得ること。薬剤師等は情報を閲覧するごとに、利用者への口頭確認や利用者による携帯電話の操作又は携帯電話やサービス固有のカードの受け渡し等の動作により利用者から同意を得ることが望ましいこと。

また、サービス利用開始時に利用者から同意を取得する際には、閲覧可能な医療関係者の範囲等について十分に説明すること。

- (2) 複数の運営事業者等が提供しているお薬手帳サービスの情報を含め、提供薬局等において一元的に情報閲覧できる仕組みの構築が必要であるが、その構築が実現された場合には、その仕組みを活用することが望ましいこと。
- (3) 処方・調剤される医薬品が変更された場合等には、利用者及び医療関係者が認識しやすいよう、注意事項欄に記載することが望ましいこと。

5 お薬手帳サービスの選択及びデータの移行

- (1) 提供薬局等の事情により、利用者のお薬手帳サービスの選択が制限されることのないよう留意すること。
- (2) 利用者が電子版から紙への変更を希望した場合は、必要な情報を記した紙のお薬手帳を交付するか利用者に手帳情報の印刷を促すなど、紙への切り替えを適切に実施すること。

第三 運営事業者等が留意すべき事項

1 全般的事項

- (1) お薬手帳サービスの開発や提供に当たり、提供薬局等が「第二 提供薬局等が留意すべき事項」を満たすことができるよう留意すること。
- (2) 利用者に対してお薬手帳サービスの利用方法等の説明が十分に行われるよう、運営事業者等は窓口の設置や問合せ先を明確にすること。
- (3) 提供薬局等が、服薬情報を記入し、情報提供等を行ったときに利用者がその内容を理解した旨を確認する機能を設けることが望ましいこと。

2 データ項目

- (1) データ項目については、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）により公表されている電子版お薬手帳データフォーマット仕様書（以

下、「JAHIS標準フォーマット」^{註)}に従うこと。そのうち、「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、「服薬情報」、「連絡・注意事項」、「要指導医薬品、一般用医薬品」、その他必要な項目を、お薬手帳サービスの項目として設けること。

注) 平成27年11月27日現在 電子版お薬手帳データフォーマット仕様書 Ver. 2.0」が公開されている

(http://www.jahis.jp/jahis_hyojyun/seiteizumi_hyojyun/)

- (2) お薬手帳サービスとして提供するかどうかにかかわらず、データの移行性を確保するため、別紙に掲げるデータ項目を備えていること。

3 データの提供

- (1) 現在のところQRコードで調剤情報を書き込めるサービスが多いこと、JAHIS標準フォーマットに対応したQRコード出力が可能な調剤レセプトコンピューターが多く販売されているという状況を踏まえ、利用者がどの薬局でも調剤情報を受け取れるよう、当面はQRコードによる情報の提供を基本とすることが適当であること。
- (2) 利用者の希望に応じて、秘匿したいデータは入力しない又は削除ができることについて利用者及び医療関係者が認識できるよう留意すること。
- (3) 利用者のプライバシー保護の観点から、利用者が閲覧者ごとに秘匿したい情報を選択できるようにすることが望ましいこと。その際は、医療関係者が情報が秘匿されていることを判別できるようにすることが望ましいこと。

4 データの閲覧

- (1) お薬手帳サービスの閲覧範囲について規約等で明確にすること。サービス利用開始時に利用者から同意を取得する際には、閲覧可能な医療関係者の範囲等について十分に説明すること。
- (2) 過去の服薬情報などを適切に把握するため、最低1年分の服薬情報の一覧性(スマートフォン、パソコン等の一画面で服薬情報を特段の操作なく一覧できる仕組み)を確保し、その画面上において、基本情報(例:アレルギー歴、副作用歴等)とも相互に遷移するなど容易にアクセスできること。
- (3) 複数の運営事業者等が提供しているお薬手帳サービスの情報を含め、提供薬局等において一元的に情報閲覧できる仕組みの構築が必要であるが、その構築が実現された場合には、その仕組みを取り入れること。
- (4) 処方・調剤される医薬品の変更等を利用者、医療関係者ともに認識しやすいよう、調剤情報にマークが付くような機能を備えることが望ましいこと。

5 データの移行

- (1) 利用者が自由にお薬手帳サービスを選択できるように、少なくともJAHIS標準フォーマットで規定されるデータ項目の移行ができるような書き出し、取

り込みの機能を備えること。

- (2) 紙への切り替えを希望する利用者のため、印刷できる機能を設けるよう留意すること。

6 個人情報保護

- (1) お薬手帳サービスを開発・提供する際には、個人情報、医療情報等に関する法令、ガイドライン等を随時把握し、遵守を徹底すること。また、データ項目のうち、個人情報保護の観点から取扱いに特に留意すべき機微な情報の取扱いは、情報漏えい対策を強化するとともに個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）や医療等分野の番号等の議論等を踏まえ、随時適切に対応していくこと。

また、利用者に対して、お薬手帳サービス利用開始時等に個人情報の取扱いについて、分かりやすく伝えるとともに、提供薬局等に対しても十分説明すること。

- (2) データとしてサーバー等を集積する場合は、利用者本人のみならず、処方した医師や調剤した薬剤師の個人情報が含まれていることに留意し、個人情報保護法やその関係法令を遵守すること。
- (3) サーバー等を集積されたデータを第三者に提供する二次利用の範囲や、二次利用を可能にするデータ加工の方法等については、個人情報保護法及び医療等分野の番号等の今後の議論や運用等も踏まえて対応すべき課題であるが、当面の間は、データの利用前に関係者（利用者、医師、薬剤師等）とどのようにデータを利用するか等について合意がない限り利用すべきでないこと。

(参考) 参照すべき法令、ガイドライン等（平成27年11月27日現在）

1. 個人情報保護法及びその関係法令
2. ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン
3. ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン
4. 医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン
5. 医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン
6. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
7. 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン

注) 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行により、上記の見直しが適宜行われることとなるため、今後の情報に留意すること。

7 関連サービスについて

- (1) お薬手帳サービスにジェネリック医薬品や医薬品画像等の情報を付加する場

合は、随時情報が更新されるような情報や複数の疾患に用いられるような医薬品情報等により、かえって利用者に混乱を生じさせることのないよう、これらの医薬品情報等の内容を把握するとともに提供方法に留意することが望ましいこと。

- (2) お薬手帳サービスに服薬タイミングを知らせるアラーム機能や服用したことを記録する機能等の医薬品の服用をサポートする機能や運動や食事、喫煙／禁煙、血圧等の記録等医薬品に直接関連しない機能を備えている場合もあるが、このような機能を開発するにあたっては、地域医療情報連携ネットワーク等との連携や親和性等を考慮すること。
- (3) 疾患や医薬品に関する辞典機能を有するものについては、薬局や医療機関等が利用者に伝えた情報と異なる情報が記載されていることなどにより、利用者に疑問が生じてしまわないよう、その内容の妥当性を担保すること。

さらに、医療に関するソフトウェアの一部（プログラムがデータを加工し、加工結果を診断・治療に使用するものなど）は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の対象とされることもあるため、関係法令を十分に把握し開発すること。

第四 その他

個人情報保護法や医療等分野の番号、地域医療情報連携ネットワーク等に関する今後の議論、普及を踏まえた整理も必要なため、今後、運営事業者等を含めた関係者により引き続き検討がなされていくことが望ましいこと。

(別紙) 電子版お薬手帳の必須データ項目 (第二の 5、第三の 5 におけるデータの移行を行おうとする際にお薬手帳サービスにデータが入っている場合は、必ず移行が必要な項目。)

データ項目 (JAHIS 電子版お薬手帳データフォーマット ver2.0 の項目を参考に記載)		お薬手帳サービスの項目 として最低限必要なもの		
患者の基本情報	氏名	個人情報の取扱いに留意し必要な項目を設けること		
	性別			
	生年月日			
	郵便番号			
	住所			
	電話番号			
	緊急連絡先			
	アレルギー歴			
	副作用歴			
既往歴				
調剤情報 (調剤ごと)	処方年月日	処方年月日		
	調剤年月日	調剤年月日	○	
	調剤医療機関・薬局情報	名称		
		都道府県		
		郵便番号		
		住所		
		電話番号		
	調剤医師・薬剤師情報	氏名		
		連絡先		
		名称		
		都道府県		
	処方医療機関情報	名称		
		都道府県		
		医療/歯科/調剤の種類		
		医療機関コード		
	薬品情報	処方番号		○
		薬品名称		
用量				
単位名				
薬品コード				
薬品補足情報 薬品服用の注意事項				
用法情報	処方番号		○	
	用法名称			
	調剤数量			
	調剤単位			
	剤型の種別			
	用法コード			
	処方服用注意事項			
	服用注意事項			
服薬情報	服用中に気づいたこと	○		
連絡・注意事項	利用者から医師・薬剤師への連絡事項	○		
	医師・薬剤師から利用者への連絡・注意事項	○		
入院中の情報	入院中の副作用情報	入院中に副作用が発生した薬剤の名称、投与量、当該副作用の概要、措置、転帰		
	退院後に必要な情報	退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導、服薬の状況及び投薬上の工夫に関する情報		
要指導医薬品、 一般用医薬品	服用履歴	服用年月日	○	
		薬品名称	○	
手帳メモ	※手帳全体についてのメモ欄			
備考	※その他事項の記入欄			
記入者	※上記の各項目について、作成者が利用者か医療関係者かを区別するもの			

- (注 1) 購入履歴・服用履歴の項目は調剤情報と同様に時系列で把握できること。
- (注 2) 個々の利用者に一意的識別子 (ID) を付与すること。また複数の識別子 (ID) が発行された場合に一つにまとめることができること。
- (注 3) 利用者が秘匿したい情報 (服用している医薬品を知られたくない場合など) をコントロールできるように、処方箋単位の調剤情報ごとに情報開示の可否を設定できるようにすることが望ましいこと。
- (注 4) 電子版ならではの特性として、医薬品に関する最新情報を医薬品コードに紐

付けて更新していくことが可能だが、データの更新によりかえって混乱を生じさせることも危惧されるため、そのデータの提供方法を十分に検討すること。

(注5) 調剤医療機関・薬局情報及び調剤医師・薬剤師情報のデータ項目は、利用者に対し医薬品を提供した者に関する情報を入力する項目となっている。

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成 2 7 年 9 月 分

September, 2015

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が直接企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成24年経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成27年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区の抽出は平成24年経済センサス-活動調査の調査区を母集団とし、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

① 本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアサロン、フェイスクア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット・ペット用品（愛玩用・鑑賞用（動物、魚類、鳥類、爬虫類等）、愛玩用・鑑賞用飼料（ペットフード）、鑑賞魚用水槽、鳥かご、ペット用小屋（犬小屋、巣箱等）、ペット用装飾品（首輪、衣服等）、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用リード、ペット用シーツ、ペット用キャリーケース等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

5. 家電大型専門店販売額の動向

平成27年9月の家電大型専門店販売は3111億円、前年同月比で見ると▲0.6%の減少となった。商品別にみると、通信家電が同▲18.9%の減少、情報家電が同▲7.4%の減少、カメラ類が同▲7.2%の減少となった。

一方、生活家電が同7.8%の増加、その他が同6.0%の増加、AV家電が同2.0%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,111	448	674	271	191	1,175	353	2,417
▲0.6	2.0	▲7.4	▲18.9	▲7.2	7.8	6.0	▲0.5

6. ドラッグストア販売額の動向

平成27年9月のドラッグストア販売は4263億円、前年同月比で見ると6.7%の増加となった。

商品別にみると、ビューティケア（化粧品・小物）が同10.2%の増加、食品が同9.4%の増加、健康食品が同8.8%の増加、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同6.0%の増加、OTC医薬品が同5.8%の増加、トイレタリーが同4.2%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同4.2%の増加、その他が同4.0%の増加、調剤医薬品が同1.9%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
4,263	290	629	296	144	630	424	668	1,086	96	13,383
6.7	1.9	5.8	6.0	8.8	10.2	4.2	4.2	9.4	4.0	3.3

7. ホームセンター販売額の動向

平成27年9月のホームセンター販売は2579億円、前年同月比で見ると2.3%の増加となった。

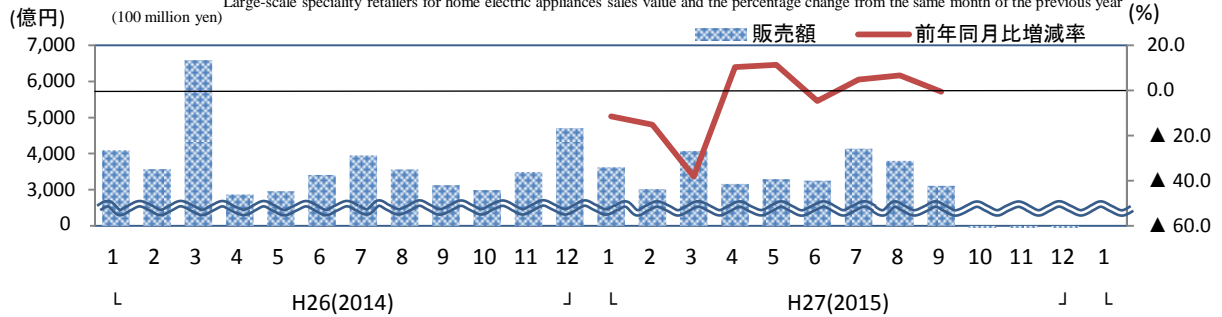
商品別にみると、DIY用具・素材が同5.6%の増加、ペット・ペット用品が同5.2%の増加、電気が同5.2%の増加、家庭用品・日用品が同4.2%の増加、インテリアが同0.9%の増加、オフィス・カルチャーが同0.5%の増加となった。

一方、その他が同▲4.7%の減少、カー用品・アウトドアが同▲1.5%の減少、園芸・エクステリアが同▲0.8%の減少となった。

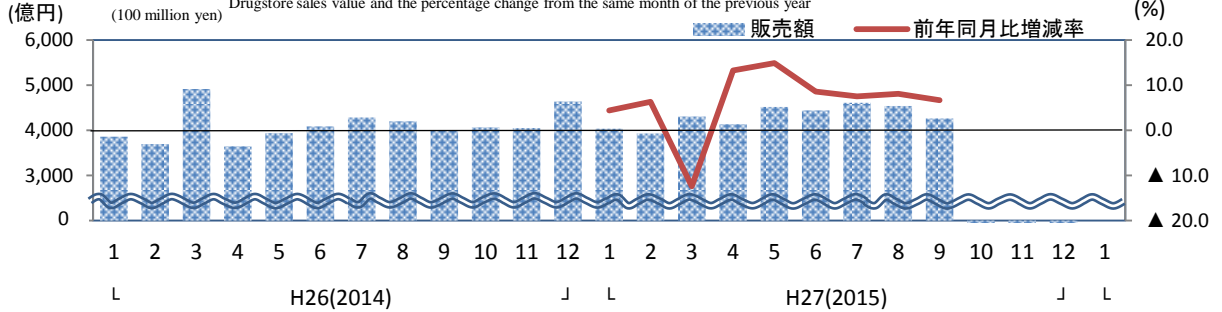
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,579	565	152	184	577	408	203	139	129	222	4,170
2.3	5.6	5.2	0.9	4.2	▲0.8	5.2	▲1.5	0.5	▲4.7	2.2

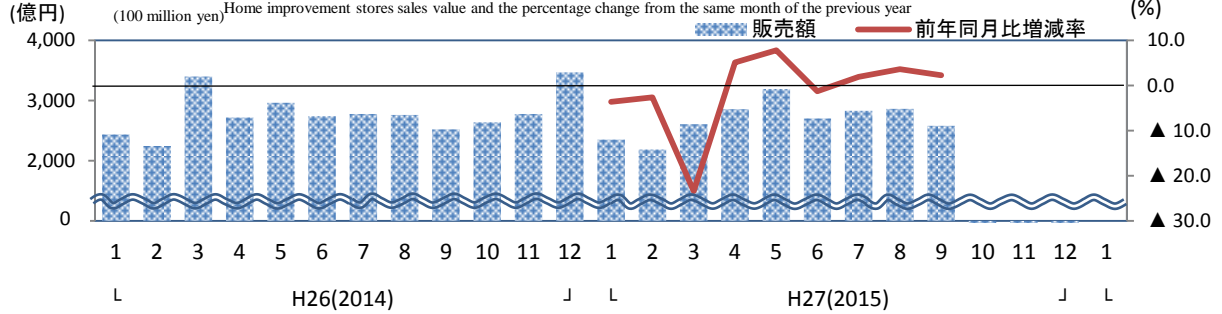
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 24 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	45,311	-	2,443	49,375	-	13,069	33,452	-	4,124	2014
平成 24 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	41,781	-	2,446	49,171	-	13,153	32,508	-	4,139	2014
平成 26 年 7~9月	10,642	-	2,430	12,482	-	12,952	8,062	-	4,082	Q3 2014
10~12	11,183	-	2,443	12,749	-	13,069	8,886	-	4,124	Q4
平成 27 年 1~3月	10,722	▲24.8	2,446	12,269	▲1.6	13,153	7,140	▲11.7	4,139	Q1 2015
4~6	9,711	5.2	2,412	13,096	12.2	13,281	8,750	3.9	4,154	Q2
7~9	11,050	3.8	2,417	13,410	7.4	13,383	8,272	2.6	4,170	Q3
平成 26 年 7月	3,948	-	2,425	4,288	-	12,884	2,779	-	4,070	Jul. 2014
8	3,565	-	2,426	4,198	-	12,914	2,761	-	4,074	Aug.
9	3,129	-	2,430	3,996	-	12,952	2,522	-	4,082	Sep.
10	2,990	-	2,433	4,064	-	12,983	2,637	-	4,091	Oct.
11	3,487	-	2,437	4,048	-	13,025	2,778	-	4,113	Nov.
12	4,706	-	2,443	4,637	-	13,069	3,471	-	4,124	Dec.
平成 27 年 1月	3,622	▲11.5	2,441	4,033	4.4	13,061	2,350	▲3.6	4,125	Jan. 2015
2	3,025	▲15.2	2,444	3,927	6.3	13,093	2,185	▲2.6	4,121	Feb.
3	4,076	▲38.2	2,446	4,309	▲12.4	13,153	2,605	▲23.4	4,139	Mar.
4	3,166	10.4	2,450	4,134	13.3	13,220	2,855	5.1	4,148	Apr.
5	3,293	11.3	2,451	4,522	14.9	13,275	3,193	7.8	4,153	May
6	3,252	▲4.6	2,412	4,440	8.6	13,281	2,702	▲1.3	4,154	Jun.
7	4,135	4.8	2,411	4,608	7.5	13,350	2,831	1.9	4,168	Jul.
8	3,804	6.7	2,414	4,539	8.1	13,368	2,862	3.6	4,167	Aug.
9	3,111	▲0.6	2,417	4,263	6.7	13,383	2,579	2.3	4,170	Sep.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	店舗数(店) Number of establishments	Year and Month
平成24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	4,937,496	345,127	736,637	356,282	164,669	726,156	511,691	769,489	1,206,513	120,932	13,069	2014
平成24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	4,917,147	349,673	730,533	353,099	159,970	718,450	498,177	768,563	1,221,603	117,079	13,153	2014
平成26年7~9月	1,248,240	86,645	183,553	86,552	41,157	182,173	128,407	200,185	310,847	28,721	12,952	Q3 2014
10~12	1,274,920	89,993	190,195	92,487	40,336	186,466	130,023	202,004	311,198	32,218	13,069	Q4
平成27年1~3月	1,226,853	88,941	185,551	92,819	40,492	179,773	120,858	184,159	305,985	28,275	13,153	Q1 2015
4~6	1,309,606	89,911	189,144	92,947	44,307	199,771	131,619	203,541	328,014	30,352	13,281	Q2
7~9	1,340,963	88,534	195,918	92,332	45,972	204,036	135,421	209,802	338,778	30,170	13,383	Q3
平成26年7月	428,763	29,828	62,294	29,535	14,108	63,870	44,432	68,857	106,496	9,343	12,884	Jul. 2014
8	419,846	28,393	61,821	29,094	13,793	61,085	43,248	67,227	105,042	10,143	12,914	Aug.
9	399,631	28,424	59,438	27,923	13,256	57,218	40,727	64,101	99,309	9,235	12,952	Sep.
10	406,350	29,108	60,090	28,569	13,215	58,762	41,534	63,482	101,468	10,122	12,983	Oct.
11	404,849	28,455	60,683	29,583	12,952	58,384	41,690	63,608	99,410	10,084	13,025	Nov.
12	463,721	32,430	69,422	34,335	14,169	69,320	46,799	74,914	110,320	12,012	13,069	Dec.
平成27年1月	403,270	28,415	62,061	31,608	13,092	58,752	39,473	61,342	98,558	9,969	13,061	Jan. 2015
2	392,693	29,153	57,730	29,856	13,115	56,574	38,718	59,012	99,773	8,762	13,093	Feb.
3	430,890	31,373	65,760	31,355	14,285	64,447	42,667	63,805	107,654	9,544	13,153	Mar.
4	413,404	28,968	59,704	29,525	13,922	63,623	41,376	62,839	103,693	9,754	13,220	Apr.
5	452,164	30,483	65,624	32,098	14,936	68,766	45,687	70,700	113,471	10,399	13,275	May
6	444,038	30,460	63,816	31,324	15,449	67,382	44,556	70,002	110,850	10,199	13,281	Jun.
7	460,779	30,485	66,577	31,677	15,846	71,547	47,200	72,134	115,350	9,963	13,350	Jul.
8	453,906	29,096	66,481	31,053	15,700	69,461	45,783	70,903	114,831	10,598	13,368	Aug.
9	426,278	28,953	62,860	29,602	14,426	63,028	42,438	66,765	108,597	9,609	13,383	Sep.
前年(度・同期・同月)比増減率(%)												Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
平成24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
平成24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
平成26年7~9月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3 2014
10~12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4
平成27年1~3月	▲1.6	5.4	▲3.2	▲3.3	▲10.4	▲4.1	▲10.1	▲0.5	5.2	▲12.0	4.5	Q1 2015
4~6	12.2	6.9	10.5	14.4	16.6	17.5	10.7	11.7	11.7	8.9	3.5	Q2
7~9	7.4	2.2	6.7	6.7	11.7	12.0	5.5	4.8	9.0	5.0	3.3	Q3
平成26年7月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jul. 2014
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Aug.
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Sep.
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Oct.
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Nov.
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Dec.
平成27年1月	4.4	1.4	2.4	3.1	▲7.8	3.4	▲2.2	7.8	12.2	▲6.9	4.3	Jan. 2015
2	6.3	11.2	2.5	1.9	▲3.2	7.4	0.7	8.7	11.8	▲6.0	4.5	Feb.
3	▲12.4	4.0	▲12.0	▲13.1	▲18.1	▲17.4	▲23.2	▲13.7	▲5.4	▲21.1	4.5	Mar.
4	13.3	4.4	10.0	14.9	17.9	19.3	12.0	14.1	13.6	12.3	3.4	Apr.
5	14.9	9.0	13.1	17.4	16.9	20.9	14.3	16.0	13.3	10.5	3.5	May
6	8.6	7.4	8.3	11.1	15.3	12.6	6.2	5.7	8.5	4.4	3.5	Jun.
7	7.5	2.2	6.9	7.3	12.3	12.0	6.2	4.8	8.3	6.6	3.6	Jul.
8	8.1	2.5	7.5	6.7	13.8	13.7	5.9	5.5	9.3	4.5	3.5	Aug.
9	6.7	1.9	5.8	6.0	8.8	10.2	4.2	4.2	9.4	4.0	3.3	Sep.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		東北 Tohoku		関東 Kanto		中部 Chubu		近畿 Kansai		中国 Chugoku		四国 Shikoku		九州 Kyushu		沖縄 Okinawa		Year and month	
	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数	販売額	店舗数		
平成 24 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	209,770	587	302,875	841	2,189,077	5,651	593,741	1,518	703,992	2,053	248,156	651	151,361	419	521,726	1,299	16,798	50	2014	
平成 24 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	210,864	587	303,050	856	2,168,944	5,673	585,795	1,533	717,215	2,058	248,859	660	150,753	422	514,683	1,311	16,984	53	2014	
平成 26 年 7～9 月	54,088	582	76,838	829	551,005	5,608	148,269	1,516	180,410	2,021	62,673	646	38,204	415	132,408	1,286	4,345	49	Q3 2014	
10～12	53,000	587	76,755	841	566,583	5,651	150,249	1,518	184,665	2,053	66,339	651	39,243	419	133,754	1,299	4,332	50	Q4	
平成 27 年 1～3 月	52,553	587	77,663	856	537,638	5,673	147,265	1,533	183,233	2,058	62,787	660	37,057	422	124,331	1,311	4,326	53	Q1 2015	
4～6	53,823	593	79,658	869	576,366	5,721	156,416	1,542	196,143	2,077	67,035	669	40,596	426	134,520	1,329	5,049	55	Q2	
7～9	59,077	609	84,474	889	589,287	5,751	157,350	1,557	198,078	2,089	67,049	674	41,123	430	139,310	1,332	5,215	52	Q3	
平成 26 年 7 月	18,184	574	25,644	828	189,840	5,583	50,981	1,502	62,155	2,014	21,938	642	12,995	414	45,638	1,280	1,388	47	Jul. 2014	
8	18,394	576	26,520	826	184,865	5,600	49,912	1,507	60,492	2,018	20,814	644	12,951	414	44,467	1,280	1,431	49	Aug.	
9	17,510	582	24,674	829	176,300	5,608	47,376	1,516	57,763	2,021	19,921	646	12,258	415	42,303	1,286	1,526	49	Sep.	
10	17,281	581	25,046	834	180,188	5,624	47,594	1,512	57,827	2,030	21,113	649	12,518	416	43,423	1,288	1,360	49	Oct.	
11	17,370	585	25,048	839	179,924	5,634	47,601	1,518	58,666	2,038	20,677	649	12,332	417	41,829	1,299	1,402	50	Nov.	
12	18,349	587	26,661	841	206,471	5,651	55,054	1,518	68,172	2,053	24,549	651	14,393	419	48,502	1,295	1,570	50	Dec.	
平成 27 年 1 月	18,956	587	25,491	841	176,062	5,649	49,103	1,516	58,257	2,049	20,297	652	12,286	420	41,318	1,296	1,500	51	Jan. 2015	
2	17,266	584	24,982	849	168,720	5,660	47,536	1,522	61,309	2,049	19,805	651	12,066	419	39,620	1,308	1,389	51	Feb.	
3	16,331	587	27,190	856	192,856	5,673	50,626	1,533	63,667	2,058	22,685	660	12,705	422	43,393	1,311	1,437	53	Mar.	
4	17,104	592	25,345	859	179,224	5,704	50,068	1,540	64,161	2,068	21,147	662	13,001	423	41,929	1,319	1,425	53	Apr.	
5	17,786	593	26,975	865	200,733	5,724	54,088	1,547	66,460	2,073	23,342	668	14,021	426	46,999	1,325	1,760	54	May	
6	18,933	593	27,338	869	196,409	5,721	52,260	1,542	65,522	2,077	22,546	669	13,574	426	45,592	1,329	1,864	55	Jun.	
7	19,625	600	28,338	875	203,634	5,760	54,124	1,547	68,501	2,083	23,531	670	13,939	427	47,278	1,332	1,809	56	Jul.	
8	20,390	606	28,842	882	198,001	5,755	53,916	1,555	67,134	2,086	22,547	671	14,085	427	47,267	1,335	1,724	51	Aug.	
9	19,062	609	27,294	889	187,652	5,751	49,310	1,557	62,443	2,089	20,971	674	13,099	430	44,765	1,332	1,682	52	Sep.	
前年（度・同期・同月）比増減率（％）																				Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
平成 24 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
平成 24 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
平成 26 年 7～9 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3 2014
10～12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4
平成 27 年 1～3 月	2.1	2.6	0.2	5.9	▲3.6	3.8	▲5.1	3.7	7.8	9.3	1.1	3.3	▲1.6	4.2	▲5.4	1.5	4.5	10.4	Q1 2015	
4～6	5.1	3.3	11.0	5.6	12.2	3.0	11.7	3.2	16.1	3.3	17.5	4.4	12.0	3.4	8.3	4.0	26.8	17.0	Q2	
7～9	9.2	4.6	9.9	7.2	6.9	2.5	6.1	2.7	9.8	3.4	7.0	4.3	7.6	3.6	5.2	3.6	20.0	6.1	Q3	
平成 26 年 7 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jul. 2014
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Aug.
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Sep.
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Oct.
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Nov.
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Dec.
平成 27 年 1 月	9.1	2.4	▲0.4	4.6	2.5	3.5	2.4	4.0	11.9	9.9	9.4	2.5	8.9	4.2	2.5	1.2	14.4	6.3	Jan. 2015	
2	4.3	2.3	7.3	5.3	5.1	3.8	1.5	4.5	17.5	9.2	6.8	2.0	8.7	4.8	1.2	2.0	15.9	6.3	Feb.	
3	▲6.8	2.6	▲5.0	5.9	▲14.5	3.8	▲16.2	3.7	▲3.2	9.3	▲9.2	3.3	▲16.8	4.2	▲16.4	1.5	▲11.9	10.4	Mar.	
4	▲8.5	3.3	4.4	5.1	13.7	3.2	14.0	3.6	19.7	3.2	24.7	3.4	17.7	3.7	11.7	2.4	20.1	10.4	Apr.	
5	17.0	3.5	18.0	5.4	14.1	3.3	15.8	4.0	18.5	3.4	18.1	4.4	14.5	3.4	8.6	2.4	32.9	12.5	May	
6	9.2	3.3	10.9	5.6	9.0	3.0	5.8	3.2	10.7	3.3	10.9	4.4	4.7	3.4	5.1	4.0	26.8	17.0	Jun.	
7	7.9	4.5	10.5	5.7	7.3	3.2	6.2	3.0	10.2	3.4	7.3	4.4	7.3	3.1	3.6	4.1	30.3	19.1	Jul.	
8	10.9	5.2	8.8	6.8	7.1	2.8	8.0	3.2	11.0	3.4	8.3	4.2	8.8	3.1	6.3	4.3	20.5	4.1	Aug.	
9	8.9	4.6	10.6	7.2	6.4	2.5	4.1	2.7	8.1	3.4	5.3	4.3	6.9	3.6	5.8	3.6	10.2	6.1	Sep.	

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	販売額 (百万円)	店舗数 Establishments	販売額 (百万円)	店舗数 Establishments	販売額 (百万円)	店舗数 Establishments	販売額 (百万円)	店舗数 Establishments	販売額 (百万円)	店舗数 Establishments	販売額 (百万円)	店舗数 Establishments	
平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	209,770	587	40,073	111	56,279	160	85,711	236	28,308	91	33,286	99	2014
平成 24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	210,864	587	39,971	113	56,566	163	85,458	240	28,578	91	33,470	100	2014
平成 26年 7～9月	54,088	582	10,253	111	14,442	157	21,472	234	7,435	89	8,409	96	Q3 2014
10～12	53,000	587	10,336	111	14,485	160	21,582	236	7,215	91	8,370	99	Q4
平成 27年 1～3月	52,553	587	9,866	113	14,310	163	22,256	240	7,087	91	8,740	100	Q1 2015
4～6	53,823	593	10,824	118	14,831	166	22,332	241	7,710	93	8,828	101	Q2
7～9	59,077	609	11,236	122	15,846	169	23,877	243	8,190	96	9,316	104	Q3
平成 26年 7月	18,184	574	3,387	109	4,857	155	7,228	236	2,465	91	2,784	96	Jul. 2014
8	18,394	576	3,578	108	5,064	156	7,343	235	2,576	89	2,889	96	Aug.
9	17,510	582	3,288	111	4,521	157	6,901	234	2,394	89	2,736	96	Sep.
10	17,281	581	3,405	112	4,707	157	7,047	234	2,334	89	2,749	100	Oct.
11	17,370	585	3,289	111	4,673	159	7,029	234	2,381	91	2,798	100	Nov.
12	18,349	587	3,642	111	5,105	160	7,506	236	2,500	91	2,823	99	Dec.
平成 27年 1月	18,956	587	3,326	111	4,687	160	7,244	236	2,520	91	2,856	99	Jan. 2015
2	17,266	584	3,182	113	4,577	162	7,132	238	2,258	91	2,851	99	Feb.
3	16,331	587	3,358	113	5,046	163	7,880	240	2,309	91	3,033	100	Mar.
4	17,104	592	3,452	113	4,807	164	7,055	240	2,467	92	2,833	101	Apr.
5	17,786	593	3,638	114	5,030	166	7,609	242	2,565	93	2,964	101	May
6	18,933	593	3,734	118	4,994	166	7,668	241	2,678	93	3,031	101	Jun.
7	19,625	600	3,845	119	5,353	167	7,941	243	2,709	91	3,131	103	Jul.
8	20,390	606	3,833	121	5,533	167	8,001	242	2,872	94	3,169	103	Aug.
9	19,062	609	3,558	122	4,960	169	7,935	243	2,609	96	3,016	104	Sep.
平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
平成 24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
平成 26年 7～9月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3 2014
10～12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4
平成 27年 1～3月	2.1	2.6	▲1.0	6.6	2.0	7.2	▲1.1	4.3	4.0	4.6	2.2	7.5	Q1 2015
4～6	5.1	3.3	13.7	9.3	11.3	7.8	10.8	2.6	12.7	2.2	11.0	6.3	Q2
7～9	9.2	4.6	9.6	9.9	9.7	7.6	11.2	3.8	10.2	7.9	10.8	8.3	Q3
平成 26年 7月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jul. 2014
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Aug.
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Sep.
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Oct.
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Nov.
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Dec.
平成 27年 1月	9.1	2.4	2.4	5.7	1.8	5.3	▲2.3	3.1	11.5	4.6	▲1.2	6.5	Jan. 2015
2	4.3	2.3	5.2	6.6	8.6	6.6	5.2	3.9	6.1	4.6	9.2	6.5	Feb.
3	▲6.8	2.6	▲9.1	6.6	▲3.1	7.2	▲5.2	4.3	▲4.9	4.6	▲0.7	7.5	Mar.
4	▲8.5	3.3	8.2	5.6	10.3	7.9	3.7	2.6	6.5	2.2	0.1	7.4	Apr.
5	17.0	3.5	19.9	5.6	16.0	8.5	18.2	3.4	19.6	2.2	21.6	6.3	May
6	9.2	3.3	13.4	9.3	7.8	7.8	11.0	2.6	12.5	2.2	13.0	6.3	Jun.
7	7.9	4.5	13.5	9.2	10.2	7.7	9.9	3.0	9.9	0.0	12.5	7.3	Jul.
8	10.9	5.2	7.1	12.0	9.3	7.1	9.0	3.0	11.5	5.6	9.7	7.3	Aug.
9	8.9	4.6	8.2	9.9	9.7	7.6	15.0	3.8	9.0	7.9	10.2	8.3	Sep.

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	59,218	144	140,068	313	103,733	180	90,456	235	324,756	901	230,788	659	514,041	1,449
平成 24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	59,007	149	137,754	317	101,459	178	90,693	238	321,594	907	226,954	664	512,807	1,451
平成 26年 7～9月	14,827	142	35,605	309	26,217	176	23,095	236	81,533	902	57,902	648	128,059	1,446
10～12	14,767	144	35,683	313	26,583	180	23,309	235	84,427	901	59,535	659	134,668	1,449
平成 27年 1～3月	15,404	149	33,295	317	23,976	178	22,764	238	79,969	907	56,066	664	129,526	1,451
4～6	15,133	150	35,441	314	25,935	182	23,834	241	85,791	910	60,374	671	141,245	1,464
7～9	16,009	155	37,614	324	28,008	190	24,970	241	86,805	914	62,603	674	139,753	1,468
平成 26年 7月	4,923	141	12,089	308	8,871	174	7,854	231	28,046	895	19,895	644	44,596	1,441
8	5,070	142	12,099	308	8,845	176	7,755	231	27,182	902	19,467	648	42,340	1,444
9	4,834	142	11,417	309	8,501	176	7,486	236	26,305	902	18,540	648	41,123	1,446
10	4,804	142	11,622	314	8,690	178	7,425	235	26,780	898	18,895	652	42,242	1,448
11	4,878	144	11,477	313	8,597	178	7,468	236	26,475	901	18,805	653	42,483	1,446
12	5,085	144	12,584	313	9,296	180	8,416	235	31,172	901	21,835	659	49,943	1,449
平成 27年 1月	4,858	144	11,258	314	8,333	180	7,517	236	26,022	900	18,358	661	41,516	1,452
2	4,982	146	10,143	316	7,066	177	7,171	239	25,029	902	17,520	663	40,902	1,452
3	5,564	149	11,894	317	8,577	178	8,076	238	28,918	907	20,188	664	47,108	1,451
4	4,731	149	10,437	316	7,197	179	7,112	240	26,525	912	18,702	667	45,304	1,459
5	5,169	149	12,583	315	9,478	180	8,482	240	30,084	911	21,028	672	48,354	1,462
6	5,233	150	12,421	314	9,260	182	8,240	241	29,182	910	20,644	671	47,587	1,464
7	5,359	152	12,769	327	9,432	190	8,538	241	30,244	910	21,513	675	48,825	1,470
8	5,434	155	12,628	326	9,284	191	8,466	242	28,959	911	21,135	673	46,503	1,466
9	5,216	155	12,217	324	9,292	190	7,966	241	27,602	914	19,955	674	44,425	1,468
前年(度・同期・同月)比増減率 (%)														
平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 26年 7～9月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10～12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 27年 1～3月	▲1.4	6.4	▲6.5	4.6	▲8.7	4.7	1.1	10.7	▲3.8	6.0	▲6.4	3.9	▲0.9	1.8
4～6	8.0	7.1	6.8	2.6	5.1	5.2	10.7	4.8	13.4	2.2	13.0	4.8	17.2	1.5
7～9	8.0	9.2	5.6	4.9	6.8	8.0	8.1	2.1	6.5	1.3	8.1	4.0	9.1	1.5
平成 26年 7月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 27年 1月	▲6.1	4.3	0.3	4.3	5.0	7.1	5.9	10.3	1.0	5.0	▲1.3	2.8	3.7	2.3
2	10.1	5.0	1.9	5.7	▲2.8	4.7	12.3	11.2	6.2	5.1	3.0	3.4	7.3	2.3
3	▲6.0	6.4	▲17.6	4.6	▲22.3	4.7	▲10.7	10.7	▲14.4	6.0	▲16.9	3.9	▲10.5	1.8
4	▲0.9	6.4	2.2	3.6	▲3.7	4.7	6.4	6.7	14.9	2.4	15.8	4.2	20.6	1.6
5	15.5	6.4	11.6	2.9	10.9	4.0	16.4	5.7	14.1	2.1	14.4	5.0	18.0	1.7
6	10.0	7.1	6.3	2.6	6.9	5.2	9.1	4.8	11.3	2.2	9.1	4.8	13.3	1.5
7	8.9	7.8	5.6	6.2	6.3	9.2	8.7	4.3	7.8	1.7	8.1	4.8	9.5	2.0
8	7.2	9.2	4.4	5.8	5.0	8.5	9.2	4.8	6.5	1.0	8.6	3.9	9.8	1.5
9	7.9	9.2	7.0	4.9	9.3	8.0	6.4	2.1	4.9	1.3	7.6	4.0	8.0	1.5

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
386,247	896	87,014	262	56,534	154	62,800	148	42,309	101	41,534	118	61,923	190	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
384,405	896	85,795	262	56,800	156	63,851	152	43,413	99	41,117	119	61,276	193	2014
96,970	887	22,357	255	14,474	156	16,069	148	10,400	101	10,644	118	15,624	187	Q3 2014
100,945	896	22,716	262	14,408	154	16,134	148	10,723	101	10,595	118	15,932	190	Q4
95,075	896	20,812	262	13,958	156	16,193	152	12,597	99	10,014	119	15,274	193	Q1 2015
100,985	907	22,550	264	14,663	151	16,392	151	11,347	99	10,735	117	15,718	202	Q2
102,458	911	23,901	266	15,973	153	17,175	151	10,937	99	11,102	117	16,770	201	Q3
33,502	889	7,519	252	4,808	157	5,264	146	3,372	101	3,661	119	5,311	189	Jul. 2014
32,162	888	7,790	255	5,043	157	5,587	147	3,648	101	3,605	118	5,344	188	Aug.
31,306	887	7,048	255	4,623	156	5,218	148	3,380	101	3,378	118	4,969	187	Sep.
31,992	890	7,290	257	4,568	156	5,120	148	3,402	101	3,420	118	5,058	189	Oct.
32,127	895	7,275	260	4,729	156	5,223	148	3,481	101	3,365	117	5,115	189	Nov.
36,826	896	8,151	262	5,111	154	5,791	148	3,840	101	3,810	118	5,759	190	Dec.
31,187	893	6,843	261	4,755	154	5,396	148	4,166	101	3,377	118	4,983	190	Jan. 2015
30,083	891	6,642	262	4,600	154	5,481	148	4,342	99	3,147	118	4,801	193	Feb.
33,805	896	7,327	262	4,603	156	5,316	152	4,089	99	3,490	119	5,490	193	Mar.
31,673	903	7,069	263	4,681	154	5,323	153	4,133	99	3,366	118	4,880	199	Apr.
35,085	912	7,802	264	5,071	155	5,625	151	3,680	100	3,722	118	5,503	201	May
34,227	907	7,679	264	4,911	151	5,444	151	3,534	99	3,647	117	5,335	202	Jun.
35,514	913	8,111	266	5,306	153	5,671	150	3,575	99	3,814	117	5,724	201	Jul.
34,343	910	8,262	269	5,693	153	6,107	153	3,863	99	3,738	118	5,746	201	Aug.
32,601	911	7,528	266	4,974	153	5,397	151	3,499	99	3,550	117	5,300	201	Sep.
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3 2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4
▲1.9	3.0	▲5.5	5.6	1.9	2.0	6.9	4.8	9.6	▲2.0	▲4.0	0.0	▲4.1	6.6	Q1 2015
10.5	3.0	13.3	6.0	5.0	▲3.2	6.1	4.1	17.1	▲2.0	8.8	▲1.7	8.8	8.0	Q2
5.7	2.7	6.9	4.3	10.4	▲1.9	6.9	2.0	5.2	▲2.0	4.3	▲0.8	7.3	7.5	Q3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jul. 2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Aug.
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Sep.
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Oct.
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Nov.
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Dec.
4.6	2.9	1.2	5.7	10.6	2.0	9.1	2.8	8.7	0.0	1.3	▲0.8	2.4	4.4	Jan. 2015
5.9	2.5	3.7	6.1	9.3	1.3	8.0	2.8	15.3	▲2.0	7.3	▲0.8	5.2	7.2	Feb.
▲12.6	3.0	▲17.3	5.6	▲11.2	2.0	3.8	4.8	5.0	▲2.0	▲16.2	0.0	▲15.4	6.6	Mar.
12.2	3.3	17.0	6.0	3.7	1.3	2.9	4.8	28.0	▲2.0	9.0	▲0.8	7.6	9.3	Apr.
12.4	4.1	18.0	6.0	12.4	0.0	16.4	4.9	20.4	▲1.0	12.6	▲0.8	11.3	8.6	May
7.1	3.0	5.8	6.0	▲0.4	▲3.2	▲0.1	4.1	3.8	▲2.0	5.1	▲1.7	7.4	8.0	Jun.
6.0	2.7	7.9	5.6	10.4	▲2.5	7.7	2.7	6.0	▲2.0	4.2	▲1.7	7.8	6.3	Jul.
6.8	2.5	6.1	5.5	12.9	▲2.5	9.3	4.1	5.9	▲2.0	3.7	0.0	7.5	6.9	Aug.
4.1	2.7	6.8	4.3	7.6	▲1.9	3.4	2.0	3.5	▲2.0	5.1	▲0.8	6.7	7.5	Sep.

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
	店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数	
	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments
平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	103,526	269	208,517	448	313,940	764	56,941	183	51,331	153	77,575	251	297,221	835
平成 24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	102,621	275	205,090	448	306,883	767	55,640	183	51,301	155	78,350	254	305,681	834
平成 26年 7～9月	25,933	266	52,999	444	77,744	765	14,049	181	13,148	149	20,096	244	76,414	823
10～12	26,328	269	52,190	448	79,193	764	14,186	183	13,239	153	20,331	251	79,110	835
平成 27年 1～3月	26,641	275	50,867	448	76,235	767	14,238	183	12,924	155	19,312	254	78,140	834
4～6	27,214	279	53,758	449	82,837	773	15,310	188	13,669	155	21,442	258	86,137	842
7～9	26,181	281	55,303	445	82,809	780	15,212	192	14,306	159	21,337	257	86,566	846
平成 26年 7月	8,871	263	18,496	441	27,148	755	4,890	181	4,568	149	6,976	243	26,472	818
8	8,717	265	18,276	442	25,846	757	4,719	181	4,421	151	6,698	244	25,514	818
9	8,345	266	16,227	444	24,750	765	4,440	181	4,159	149	6,422	244	24,428	823
10	8,410	266	16,774	445	25,022	760	4,474	182	4,142	147	6,412	247	24,712	827
11	8,405	267	16,737	446	24,801	764	4,443	183	4,264	150	6,357	247	25,084	831
12	9,513	269	18,679	448	29,370	764	5,269	183	4,833	153	7,562	251	29,314	835
平成 27年 1月	9,021	269	16,668	444	25,254	762	4,677	183	4,118	153	6,115	252	24,420	833
2	8,591	272	16,216	447	24,261	764	4,603	184	4,366	156	6,259	252	26,117	832
3	9,029	275	17,983	448	26,720	767	4,958	183	4,440	155	6,938	254	27,603	834
4	8,873	277	16,959	448	26,361	769	4,830	187	4,467	155	6,883	255	28,223	839
5	9,393	280	18,612	449	28,674	773	5,325	188	4,719	156	7,300	256	29,033	840
6	8,948	279	18,187	449	27,802	773	5,155	188	4,483	155	7,259	258	28,881	842
7	8,972	282	19,150	450	28,915	772	5,260	190	4,935	157	7,481	258	30,149	845
8	8,934	281	18,937	448	27,938	777	5,244	191	4,978	159	7,097	258	28,938	845
9	8,275	281	17,216	445	25,956	780	4,708	192	4,393	159	6,759	257	27,479	846
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 26年 7～9月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10～12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 27年 1～3月	▲3.3	7.8	▲6.3	2.8	▲8.5	2.8	▲8.4	1.7	▲0.2	10.7	4.2	11.4	12.1	10.6
4～6	14.7	6.9	9.6	3.2	12.4	2.7	16.3	5.0	14.0	5.4	15.2	6.6	19.6	3.2
7～9	1.0	5.6	4.3	0.2	6.5	2.0	8.3	6.1	8.8	6.7	6.2	5.3	13.3	2.8
平成 26年 7月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 27年 1月	5.0	5.1	2.2	1.6	▲0.4	4.8	▲1.5	1.7	0.7	12.5	7.2	11.0	16.4	11.8
2	0.5	7.1	1.9	3.0	▲0.4	5.2	▲0.7	1.7	6.0	12.2	10.2	10.5	23.3	10.8
3	▲13.2	7.8	▲18.5	2.8	▲20.4	2.8	▲19.4	1.7	▲6.5	10.7	▲3.0	11.4	0.3	10.6
4	21.2	6.9	16.3	3.2	15.5	2.5	18.5	4.5	17.0	8.4	19.3	5.8	21.9	2.8
5	16.4	8.1	9.3	3.0	15.4	2.9	19.2	5.0	18.0	8.3	15.7	6.2	21.9	3.2
6	7.4	6.9	4.4	3.2	6.7	2.7	11.5	5.0	7.4	5.4	11.1	6.6	15.3	3.2
7	1.1	7.2	3.5	2.0	6.5	2.3	7.6	5.0	8.0	5.4	7.2	6.2	13.9	3.3
8	2.5	6.0	3.6	1.4	8.1	2.6	11.1	5.5	12.6	5.3	6.0	5.7	13.4	3.3
9	▲0.8	5.6	6.1	0.2	4.9	2.0	6.0	6.1	5.6	6.7	5.2	5.3	12.5	2.8

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
190,022	543	31,258	101	14,276	69	16,054	50	24,391	53	62,124	152	88,434	245	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
192,393	545	31,658	101	14,419	70	16,119	52	24,383	55	62,483	151	88,933	246	2014
48,888	539	7,982	98	3,482	67	4,067	46	6,279	53	15,666	152	22,116	246	Q3 2014
49,357	543	8,148	101	3,757	69	4,211	50	6,372	53	16,422	152	24,483	245	Q4
48,302	545	8,053	101	3,905	70	4,016	52	6,025	55	15,834	151	22,838	246	Q1 2015
50,898	551	8,400	103	4,250	69	4,496	52	6,671	55	16,756	152	24,031	251	Q2
52,402	555	8,565	104	3,965	69	4,567	54	6,531	56	16,412	152	23,941	252	Q3
16,866	538	2,721	99	1,180	66	1,429	46	2,180	52	5,400	151	7,863	245	Jul. 2014
16,338	539	2,679	99	1,194	66	1,366	46	2,092	53	5,283	151	7,211	246	Aug.
15,684	539	2,582	98	1,108	67	1,272	46	2,007	53	4,983	152	7,042	246	Sep.
15,463	541	2,524	99	1,172	68	1,298	47	2,049	53	5,060	153	7,869	247	Oct.
15,699	541	2,588	100	1,193	68	1,348	49	1,977	53	5,322	152	7,508	245	Nov.
18,195	543	3,036	101	1,392	69	1,565	50	2,346	53	6,040	152	9,106	245	Dec.
15,579	540	2,558	101	1,301	69	1,321	51	1,972	53	5,151	152	7,292	245	Jan. 2015
16,236	541	2,737	101	1,252	68	1,272	51	1,889	54	5,096	151	7,077	245	Feb.
16,487	545	2,758	101	1,352	70	1,423	52	2,164	55	5,587	151	8,469	246	Mar.
16,393	549	2,701	102	1,361	69	1,419	51	2,135	55	5,298	152	7,537	247	Apr.
17,418	550	2,853	102	1,457	69	1,563	52	2,329	55	5,817	153	8,396	249	May
17,087	551	2,846	103	1,432	69	1,514	52	2,207	55	5,641	152	8,098	251	Jun.
18,044	552	2,958	103	1,359	69	1,547	52	2,259	55	5,651	152	8,642	252	Jul.
18,023	552	2,902	104	1,333	69	1,510	52	2,217	55	5,660	152	7,876	252	Aug.
16,335	555	2,705	104	1,273	69	1,510	54	2,055	56	5,101	152	7,423	252	Sep.
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3 2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4
5.2	8.8	5.2	8.6	3.8	6.1	1.6	18.2	▲0.1	▲1.8	2.3	2.0	2.2	0.4	Q1 2015
11.0	2.2	12.4	4.0	29.8	4.5	17.5	13.0	16.9	5.8	15.1	1.3	23.3	2.4	Q2
7.2	3.0	7.3	6.1	13.9	3.0	12.3	17.4	4.0	5.7	4.8	0.0	8.3	2.4	Q3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jul. 2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Aug.
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Sep.
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Oct.
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Nov.
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Dec.
11.9	8.2	9.8	11.0	9.6	4.5	16.0	21.4	13.4	▲3.6	8.6	2.7	10.4	▲0.4	Jan. 2015
16.3	8.2	18.7	9.8	9.2	3.0	5.7	18.6	2.8	▲3.6	10.1	2.0	7.1	▲0.4	Feb.
▲8.7	8.8	▲8.6	8.6	▲5.3	6.1	▲11.6	18.2	▲11.9	▲1.8	▲8.5	2.0	▲7.2	0.4	Mar.
14.9	2.2	13.5	3.0	35.6	4.5	28.1	13.3	28.9	5.8	19.5	1.3	31.6	0.8	Apr.
13.6	2.0	15.9	3.0	31.4	4.5	17.9	13.0	14.9	7.8	16.5	2.0	24.1	1.6	May
5.2	2.2	8.0	4.0	23.2	4.5	8.8	13.0	9.0	5.8	9.9	1.3	15.6	2.4	Jun.
7.0	2.6	8.7	4.0	15.2	4.5	8.3	13.0	3.6	5.8	4.6	0.7	9.9	2.9	Jul.
10.3	2.4	8.3	5.1	11.6	4.5	10.5	13.0	6.0	3.8	7.1	0.7	9.2	2.4	Aug.
4.2	3.0	4.8	6.1	14.9	3.0	18.7	17.4	2.4	5.7	2.4	0.0	5.4	2.4	Sep.

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga		
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	26	57,153	151	28,200	65	35,375	100	66,583	192	21,203	62	207,543	596	33,324	70
	平成 24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	56,941	156	28,256	67	35,266	100	66,267	192	20,964	63	206,672	595	33,114	71
	平成 26年 7～9月	14,545	149	7,068	64	8,998	99	16,777	192	5,361	60	52,319	588	8,528	70
	10～12	14,851	151	7,117	65	9,201	100	17,404	192	5,521	62	53,832	596	8,494	70
	平成 27年 1～3月	14,074	156	7,165	67	8,656	100	16,164	192	5,072	63	51,339	595	8,124	71
	4～6	15,081	159	7,469	67	9,464	101	17,743	194	5,920	64	53,969	604	8,904	72
	7～9	15,598	160	7,464	67	9,663	103	17,852	196	6,144	64	55,960	604	8,842	74
	平成 26年 7月	5,066	148	2,367	63	3,057	99	5,736	192	1,835	60	18,082	589	2,928	69
	8	4,862	148	2,406	63	3,038	99	5,681	192	1,826	60	17,325	586	2,847	70
	9	4,617	149	2,295	64	2,903	99	5,360	192	1,700	60	16,912	588	2,753	70
	10	4,837	149	2,277	64	2,922	100	5,587	192	1,732	60	17,357	591	2,776	70
	11	4,522	150	2,264	64	2,929	100	5,400	191	1,739	62	16,716	594	2,704	70
	12	5,492	151	2,576	65	3,350	100	6,417	192	2,050	62	19,759	596	3,014	70
	平成 27年 1月	4,561	151	2,289	65	2,863	101	5,322	192	1,812	62	16,769	592	2,639	71
	2	4,471	150	2,525	66	2,795	100	5,193	192	1,553	61	16,379	595	2,605	71
	3	5,042	156	2,351	67	2,998	100	5,649	192	1,707	63	18,191	595	2,880	71
	4	4,758	157	2,386	67	3,005	100	5,710	193	1,900	63	17,070	600	2,853	72
	5	5,237	159	2,585	67	3,283	101	6,143	194	2,010	64	18,620	601	3,086	72
	6	5,086	159	2,498	67	3,176	101	5,890	194	2,010	64	18,279	604	2,965	72
	7	5,432	159	2,548	67	3,275	101	6,045	195	2,071	64	19,050	604	2,987	72
	8	5,284	160	2,566	67	3,287	101	6,100	195	2,132	64	18,736	606	3,026	74
	9	4,882	160	2,350	67	3,101	103	5,707	196	1,941	64	18,174	604	2,829	74
前年(度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	平成 24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	平成 26年 7～9月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10～12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成 27年 1～3月	▲1.5	6.8	0.8	8.1	▲1.2	4.2	▲1.9	2.7	▲4.5	5.0	▲1.7	2.8	▲2.5	2.9
	4～6	12.0	7.4	8.2	6.3	12.5	3.1	11.4	1.6	18.2	6.7	9.7	3.1	11.7	4.3
	7～9	7.2	7.4	5.6	4.7	7.4	4.0	6.4	2.1	14.6	6.7	7.0	2.7	3.7	5.7
	平成 26年 7月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成 27年 1月	5.5	4.1	5.3	4.8	8.9	6.3	8.7	2.1	14.2	6.9	5.5	3.3	3.7	2.9
	2	4.9	3.4	16.1	8.2	9.4	5.3	7.7	3.2	0.0	5.2	4.8	3.8	5.2	2.9
	3	▲11.5	6.8	▲14.8	8.1	▲16.3	4.2	▲16.5	2.7	▲21.4	5.0	▲12.1	2.8	▲13.0	2.9
	4	17.7	6.1	7.7	6.3	21.8	4.2	19.2	2.1	21.3	5.0	14.0	3.3	19.2	4.3
	5	12.8	7.4	12.3	6.3	15.1	3.1	13.5	1.6	19.9	6.7	9.3	2.7	10.4	4.3
	6	6.2	7.4	4.6	6.3	2.7	3.1	3.0	1.6	13.8	6.7	6.4	3.1	6.7	4.3
	7	7.2	7.4	7.6	6.3	7.1	2.0	5.4	1.6	12.9	6.7	5.4	2.5	2.0	4.3
	8	8.7	8.1	6.7	6.3	8.2	2.0	7.4	1.6	16.8	6.7	8.1	3.4	6.3	5.7
	9	5.7	7.4	2.4	4.7	6.8	4.0	6.5	2.1	14.2	6.7	7.5	2.7	2.8	5.7

長崎 Nagasaki		熊本 Kumanoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2013
43,863	105	70,596	144	47,036	92	52,267	119	67,097	173	16,798	50		2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2013
42,302	106	69,308	149	46,612	98	51,347	118	65,328	174	16,984	53		2014
11,370	103	17,954	141	12,014	91	13,327	119	16,896	174	4,345	49	Q3	2014
10,893	105	18,092	144	12,097	92	13,480	119	16,866	173	4,332	50	Q4	
9,608	106	16,345	149	11,266	98	12,174	118	15,475	174	4,326	53	Q1	2015
11,507	106	18,188	152	12,357	100	13,151	120	16,444	175	5,049	55	Q2	
12,142	107	18,617	152	12,948	102	13,760	119	17,041	174	5,215	52	Q3	
3,919	102	6,177	141	4,162	89	4,577	117	5,793	173	1,388	47	Jul.	2014
3,833	103	6,073	141	4,063	89	4,559	117	5,767	174	1,431	49	Aug.	
3,618	103	5,704	141	3,789	91	4,191	119	5,336	174	1,526	49	Sep.	
3,690	103	5,839	141	3,893	91	4,348	119	5,520	173	1,360	49	Oct.	
3,602	104	5,617	143	3,769	92	4,163	119	5,258	173	1,402	50	Nov.	
3,601	105	6,636	144	4,435	92	4,969	119	6,088	173	1,570	50	Dec.	
2,974	105	5,612	144	3,761	94	4,208	117	5,355	173	1,500	51	Jan.	2015
3,178	106	5,124	147	3,581	97	3,839	118	4,914	174	1,389	51	Feb.	
3,456	106	5,609	149	3,924	98	4,127	118	5,206	174	1,437	53	Mar.	
3,412	106	5,580	149	3,827	99	4,090	119	5,097	174	1,425	53	Apr.	
4,115	106	6,427	152	4,338	99	4,624	120	5,789	175	1,760	54	May	
3,980	106	6,181	152	4,192	100	4,437	120	5,558	175	1,864	55	Jun.	
4,136	106	6,297	153	4,398	102	4,625	120	5,785	175	1,809	56	Jul.	
4,096	107	6,367	153	4,491	101	4,777	120	5,774	174	1,724	51	Aug.	
3,910	107	5,953	152	4,059	102	4,358	119	5,482	174	1,682	52	Sep.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2012
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2013
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q3	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4	
▲14.0	5.0	▲7.3	0.7	▲3.6	10.1	▲7.0	1.7	▲10.3	▲7.9	4.5	10.4	Q1	2015
10.3	3.9	7.5	7.0	10.0	13.6	6.3	2.6	2.2	0.6	26.8	17.0	Q2	
6.8	3.9	3.7	7.8	7.8	12.1	3.2	0.0	0.9	0.0	20.0	6.1	Q3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Jul.	2014
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Aug.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Sep.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Oct.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Nov.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Dec.	
▲12.5	5.0	2.8	▲2.0	3.7	6.8	3.9	0.9	0.0	▲8.0	14.4	6.3	Jan.	2015
▲3.7	5.0	▲2.4	0.0	3.3	10.2	▲2.6	1.7	▲3.6	▲7.4	15.9	6.3	Feb.	
▲22.7	5.0	▲19.0	0.7	▲14.6	10.1	▲19.1	1.7	▲23.4	▲7.9	▲11.9	10.4	Mar.	
9.5	5.0	9.2	0.7	13.9	15.1	8.7	2.6	5.4	▲7.0	20.1	10.4	Apr.	
13.4	5.0	7.8	2.7	10.5	13.8	7.4	3.4	3.0	▲6.9	32.9	12.5	May	
8.0	3.9	5.7	7.0	6.2	13.6	3.2	2.6	▲1.3	0.6	26.8	17.0	Jun.	
5.5	3.9	1.9	8.5	5.7	14.6	1.0	2.6	▲0.1	1.2	30.3	19.1	Jul.	
6.9	3.9	4.8	8.5	10.5	13.5	4.8	2.6	0.1	0.0	20.5	4.1	Aug.	
8.1	3.9	4.4	7.8	7.1	12.1	4.0	0.0	2.7	0.0	10.2	6.1	Sep.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month				
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others					
商品手持額	平成 26 年 9 月	669,312	31,497	114,937	43,898	29,346	183,704	70,283	81,532	97,633	16,482	Q3 2014	Value (million yen)	Commodity stocks		
	12	734,804	32,329	127,450	48,562	29,712	208,864	73,460	92,294	102,959	19,174	Q4				
	平成 27 年 3 月	699,391	30,466	120,264	46,157	29,249	206,488	69,107	82,589	96,702	18,369	Q1 2015				
	6	694,948	32,666	118,647	46,373	28,952	202,800	68,304	86,668	93,227	17,311	Q2				
	9	690,449	33,593	115,344	45,325	29,931	180,323	67,944	87,690	113,304	16,995	Q3				
	前年同期末比増減率 (%)	平成 26 年 9 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			Q3 2014	Percentage change from the previous year (%)
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4				
	平成 27 年 3 月	5.1	28.1	4.4	0.2	▲7.1	6.3	▲2.2	5.6	14.6	▲12.9	Q1 2015				
6	1.1	▲7.3	6.3	1.7	3.5	14.6	▲3.5	▲3.3	▲18.3	12.1	Q2					
9	3.2	6.7	0.4	3.3	2.0	▲1.8	▲3.3	7.6	16.1	3.1	Q3					
商品在庫率	平成 26 年 9 月	167.5	110.8	193.4	157.2	221.4	321.1	172.6	127.2	98.3	178.5	Q3 2014	Inventory ratio	Inventory ratio		
	12	158.5	99.7	183.6	141.4	209.7	301.3	157.0	123.2	93.3	159.6	Q4				
	平成 27 年 3 月	162.3	97.1	182.9	147.2	204.8	320.4	162.0	129.4	89.8	192.5	Q1 2015				
	6	156.5	107.2	185.9	148.0	187.4	301.0	153.3	123.8	84.1	169.7	Q2				
	9	162.0	116.0	183.5	153.1	207.5	286.1	160.1	131.3	104.3	176.9	Q3				
	前年同期末比増減率 (%)	平成 26 年 9 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			Q3 2014	Percentage change from the previous year (%)
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q4				
	平成 27 年 3 月	20.0	23.1	18.6	15.3	13.5	28.6	27.4	22.3	21.0	10.4	Q1 2015				
6	▲6.9	▲13.8	▲1.8	▲8.5	▲10.2	1.8	▲9.1	▲8.5	▲24.7	7.3	Q2					
9	▲3.3	4.7	▲5.1	▲2.6	▲6.3	▲10.9	▲7.2	3.2	6.1	▲0.9	Q3					

注: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

Note: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

平成 27 年 12 月 10 日

経済団体・業界団体の長 殿

内閣官房内閣審議官(再チャレンジ担当)
(内閣府政策統括官(経済財政運営))

文部科学省高等教育局長

厚生労働省職業安定局長

経済産業省経済産業政策局長

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について（要請）

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が必要不可欠であり、大学改革の取組に加えて、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境を整えるとともに、海外留学からの帰国者の就職環境の改善を図ることが重要です。

こうした観点から、就職・採用活動の開始時期について見直しを行い、取組を進めてきたところ、本年が時期変更の初年度であり、広報活動開始時期を3月1日以降としたことについては多くの企業に御協力いただき、大半の大学生等が、卒業・修了の前年度において、学修時間を確保することができたと評価されています。一方で、採用選考活動開始時期を8月1日以降としたことについては、多くの企業において8月1日より前に選考活動等が行われたこと等により、学生にとって就職活動が3月から8月まで継続するなど長期化し、その時期の学業への妨げになった、早期に就職活動を行った中堅企業等において、内々定の辞退が多くあった等の課題が指摘されました。

こうした課題に対応し、就職活動時期の変更の趣旨である、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくり等をさらに進めるため、企業側、大学側、関係府省において議論を行い、平成 28 年度卒業等予定者について、学生の学業への配慮を十分に行いながら、採用選考活動開始を平成 28 年 6 月 1 日以降に変更することになりました。

平成 27 年 12 月 7 日には、一般社団法人日本経済団体連合会において、「採用選考に関する指針」(別添 1) 及び「採用選考に関する指針」の手引き(別添 2) を改定するとともに、翌 8 日には大学等(就職問題懇談会)においても、「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」(別添 3) を改定したところです。

また、政府においては、経済界及び教育界の取組を支援するため、キャリア教育・就職支援機能の強化、中小企業への就職支援策及び学卒未就職者への就職支援の実施について、引き続き、重点的に取り組んでいくこととしています。

学生が学業と就職活動を両立できる環境を整え、人材を育て、活躍を促進していくためには、就職・採用活動において、企業側・大学側において足並みをそろえた取組が重要です。ついては、以下の点に関して各企業の御理解と御協力を要請いたしたく、各団体から加盟各企業に対して周知いただきますよう、お願いいたします。

- ① 就職・採用活動の日程について、
 - ・ 広報活動開始：卒業年度に入る直前の3月1日以降
 - ・ 採用選考活動開始：卒業年度の6月1日以降
 - ・ 正式な内定日：卒業年度の10月1日以降としていただくようお願いいたします。
- ② 採用選考活動の実施に当たっては、授業、試験、留学、教育実習等、学生の学修や学事日程に十分に配慮しながら、また、大学所在地による不利が生じないように留意しながら行っていただくようお願いいたします。具体的には、面接や試験の実施に際して学生の事情を十分に勘案しながら、例えば、授業、ゼミ、実験、試験、教育実習などの時間と重ならないような設定とすることのほか、事前連絡について余裕をもって行うことや、土日・祝日、夕方以降の時間帯の活用なども含めた工夫を行うことが考えられます。
- ③ 留学中の者あるいは留学希望者において、留学により就職活動で不利になるとの認識が生じることがないように、一括採用とは別に採用選考機会を設けるなどの留学経験者向けの取組を行っている企業は、自社の採用ホームページなどで積極的に周知していただくようお願いいたします。
- ④ 学生等の職業選択の自由を妨げる行為（学生等に対して、内々定を出す代わりに他社への就職活動の終了を迫ったり、内々定段階で誓約書等を要求したりするなど）を行わないなど、公平・公正で透明な採用を徹底いただくようお願いいたします。
- ⑤ インターンシップは就業体験の場であることを踏まえ、インターンシップと称して、広報活動・採用選考活動開始前に、広報活動・採用選考活動そのものが行われることのないようにし、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせることのないよう留意いただくようお願いいたします。
- ⑥ 面接などの採用選考に当たり、大学等における成績証明等を一層活用いただくようお願いいたします。
- ⑦ 採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を行うとともに、その旨を積極的に学生等に示していただくようお願いいたします。

貴団体におかれましては、何とぞ深い御理解を賜り、加盟各企業の皆様に、上記の趣旨・内容を周知いただき、これらを十分に踏まえた就職・採用活動が行われるよう徹底いただきたく、御協力をお願い申し上げます。

(参考)

○広報活動とは

広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報などを学生に対して広く発信していく活動を指します。広報活動の実施に際しては、それが実質的な選考とならないものとするに留意いただく必要があります。

○採用選考活動とは

採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指します。採用選考活動は、広報活動と異なり、学生が自主的に参加不参加を決定することができるものではないため、学事日程に留意いただく必要があります。

採用選考に関する指針

一般社団法人 日本経済団体連合会
2015年12月7日改定

企業は、2017年度入社 of 大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の採用選考にあたり、下記の点に十分配慮しつつ自己責任原則に基づいて行動する。

なお、具体的に取り組む際は、本指針の手引きを踏まえて対応する。

記

1. 公平・公正な採用の徹底

公平・公正で透明な採用の徹底に努め、男女雇用機会均等法、雇用対策法及び若者雇用促進法に沿った採用選考活動を行い、学生の自由な就職活動を妨げる行為(正式内定日前の誓約書要求など)は一切しない。また、大学所在地による不利が生じないように留意する。

2. 正常な学校教育と学習環境の確保

在学全期間を通して知性、能力と人格を磨き、社会に貢献できる人材を育成、輩出する高等教育の趣旨を踏まえ、採用選考活動にあたっては、正常な学校教育と学習環境の確保に協力し、大学等の学事日程を尊重する。

3. 採用選考活動開始時期

学生が本分である学業に専念する十分な時間を確保するため、採用選考活動については、以下で示す開始時期より早期に行うことは厳に慎む。

広報活動 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

選考活動 : 卒業・修了年度の6月1日以降

なお、活動にあたっては、学生の事情に配慮して行うように努める。

4. 採用内定日の遵守

正式な内定日は、卒業・修了年度の10月1日以降とする。

5. 多様な採用選考機会の提供

留学経験者に対して配慮するように努める。また、卒業時期の異なる学生や未就職卒業生等への対応を図るため、多様な採用選考機会の提供(秋季採用、通年採用等の実施)に努める。

以上

「採用選考に関する指針」の手引き

一般社団法人 日本経済団体連合会
2015年12月7日改定

1. 本指針の適用対象者について

指針では、「大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者」が対象となることを明記しているが、その他対象となるのは、短期大学及び高等専門学校卒業予定者である。したがって、大学院博士課程（後期）に在籍している大学院生は対象とはならない。

また、指針の開始時期に関する規定は、日本国内の大学・大学院等に在籍する学生を対象とするものである。

2. 広報活動について

(1) 広報活動とは

企業が行う採用選考活動は、一般に広報活動と選考活動に大別することができる。

広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報などを学生に対して広く発信していく活動を指す。本来、こういった情報は可能な限り速やかに、適切な方法により提供していくことが、ミスマッチによる早期離職の防止のためにも望ましいものである。しかし、早期化ゆえの長期化の問題に鑑み、開始時期以前においては、不特定多数向けの情報発信以外の広報活動を自粛する。

広報活動の実施に際して留意すべきことは、それが実質的な選考とならないものとすることである。また、会社説明会などのように、選考活動と異なり学生が自主的に参加または不参加を決定することができるイベントなどの実施にあたっては、その後の選考活動に影響しない旨を明示するとともに、土日・祝日や平日の夕方開催に努めるなど、学事日程に十分配慮する。

(2) 広報活動の開始時期について

広報活動の開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは就職情報会社の運営するサイトで学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点とする。それより前には、学生の個人情報の取得や個人情報を活用した活動は一切行わないこととする。

また、広報活動の開始日より前に行うことができる活動は、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるPRなど、不特定多数に向けたものにとどめる。なお、広報活動のスケジュールを事前に公表することは差し支えない。

(3) 広報活動であることの明示について

広報活動の実施にあたっては、学生が自主的に参加の可否を判断できるよう、その後の選考活動に影響を与えるものではないことを十分周知する。具体的には、広報活動を行う際の告知・募集の段階と実施時の段階の双方において、当該活動が広報活動として行われる旨を、ホームページや印刷物への明記、会場での掲示や、口頭による説明などの形で学生に周知徹底する。

なお、広報活動であることを示す場合の内容としては、以下のような例が考えられる。

【会社説明会の場合の明示例】

○明示する場面

- ①開催の告知・募集段階
- ②開催当日の案内（口頭、会場における掲示など）

○具体例

例1)「この説明会は、学生の皆さまに今後の就職活動を行う上での参考として、当社や業界の状況をご理解いただくための広報活動の一環として開催するものであり、本説明会への参加の有無が今後の採用選考のプロセスに影響するものではありません」

(あるいは、破線部分に替えて)

に参加しなかったからといって、今後の採用選考上不利に働くことはありません

例2)「この説明会は、広報活動の一環として、当社の事業やCSRへの取り組みなどについて理解を深めていただくために行うものです。説明会への参加は任意であり、参加者の方々を対象に選考を行うことは致しません」

3. 選考活動について

(1) 選考活動とは

選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指す。

(2) 選考活動の開始時期について

選考活動は、活動の名称や形式等を問わず、実態で判断すべきものである。具体的には、①選考の意思をもって学生の順位付けまたは選抜を行うもの、あるいは、②当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものを言う。こうした活動は、時間と場所を特定して学生を拘束して行う面接や試験などの「狭義の選考活動」と、エントリーシートによる事前スクリーニングなど多様な方法を含む「広義の選考活動」に分類することができる。

このうち、ウェブテストやテストセンターの受検、エントリーシートの提出

など、日程・場所等に関して学生に大幅な裁量を与えられている「広義の選考活動」に開始時期の制限を課すことは、効率的な選考に支障が生じることや、学事日程への影響も少ないことなどを考慮すると適当ではない。そこで、開始時期（卒業・修了年度の6月1日）より前に自粛すべき活動は、面接と試験のみとする。

（3）選考活動における留意点

選考活動は、広報活動と異なり、学生が自主的に参加不参加を決定することができるものではないため、今般の開始時期の変更に伴い、学事日程に一層配慮していくことが求められる。

具体的には、面接や試験の実施に際し、対象となる学生から申し出があるケースも想定されるため、事前連絡についても余裕をもって行うほか、当該学生の事情を十分勘案しながら、例えば授業やゼミ、実験、教育実習などの時間と重ならないような設定とすることや、土日・祝日、夕方以降の時間帯の活用なども含めた工夫を行うことが考えられる。

また、大学等の履修履歴（成績証明書等）について一層の活用を検討することが望ましい。

4. 広報活動の開始日より前に実施するインターンシップについて

インターンシップは、産学連携による人材育成の観点から、学生の就業体験の機会を提供するものであり、社会貢献活動の一環と位置付けられるものである。したがって、その実施にあたっては、採用選考活動とは一切関係ないことを明確にして行う必要がある。

企業の広報を含むプログラムを行う場合は、広報活動の開始日以降に実施すべきであり、混乱を避けるためにも、プログラム名としてインターンシップの呼称を使わないことが望ましい。

広報活動の開始日より前に実施するインターンシップは、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（平成26年4月8日一部改正 文部科学省・厚生労働省・経済産業省）」、「インターンシップの導入と運用のための手引き（平成21年7月文部科学省）」等を踏まえ、以下のような条件を満たしたプログラムであることが求められる。

【就業体験としてのインターンシップの在り方】

学生の就業体験の提供を通じた産学連携による人材育成を目的とすることに鑑み、当該プログラムは、5日間以上の期間をもって実施され、学生を企業の職場に受け入れるものとする。

就業体験の提供であることを明確化するために、実施の際には、採用選考活動と関係ない旨をホームページ等で宣言した上で、以下の取り組みを併せて行うことが求められる。

- ・採用選考活動と明確に区別するため、告知・募集のための説明会は開催せず、また、合同説明会等のイベントにも参加しない。また、告知・募集は、ホームページなどウェブ上や、大学等を通じて行う。
- ・募集から実施までを通して、当該活動が就業体験の提供であり、採用選考活動とは無関係である旨の周知徹底を図り、参加する学生から活動の趣旨について書面等での了解を得る。
- ・学生の就業体験の提供を通じた産学連携による人材育成を目的としていることが分かるよう、可能な限り詳細にプログラム内容を一般に公開する。
- ・インターンシップに際して取得した個人情報とその後の採用選考活動で使用しない。
- ・大学等のカリキュラム上、特定の年次に行う必要がある場合を除き、募集対象を学部3年／修士1年次の学生に限定しない。

なお、広報活動開始後に実施するプログラムの場合は、上記の要件を必ずしも満たす必要はない。

5. 広報活動開始前に行われる学内セミナーについて

広報活動開始前に行われる学内セミナーは、学生の職業観を醸成し、職業適性や学生自身のキャリアについて考える機会を提供するものでなければならず、参加対象を特定年次の学生に限定しないプログラムであることが望ましい。したがって、業界情報、企業情報などを学生に対して広く発信する広報活動との区別が曖昧なものについては、採用選考活動の早期化・長期化につながるものが懸念されるため、参加を自粛する。

ただし、以下に掲げる条件をすべて満たす場合に限り、大学が行うキャリア教育に協力していく観点から参加することができる。

【広報活動開始前に行われる学内セミナーへの参加条件】

- ①「企業等の協力を得て取り組むキャリア教育としての学内行事実施に関する申合せ（平成26年9月16日就職問題懇談会）」に基づき、大学が企業に参加協力を求める内容を記した文書等に以下の点が明記されていること。
 - ・大学が責任をもって主催（企画・運営）すること。
 - ・大学が参加する学生に対し、キャリア教育の一環であり、採用選考活動とは一切関係ないことを明示していること。
 - ・大学が参加企業に対し、学生の個人情報を提供しないこと。
- ②参加にあたっては、自社の採用選考活動に関する説明や資料の配付等を厳に慎む。また、学生の個人情報を一切取得しない。

6. 留学経験者などに対する多様な採用選考機会の提供

近年ではグローバル人材を求める観点から、留学経験者を対象に、一括採用とは別に採用選考機会を設けることも少なくない。今般の選考活動開始時期の見直しにあたって、留学すると不利になるといった認識が学生に生じることのないようにする観点から、別途の採用選考機会の設定をはじめ、留学経験者向けの様々な取組みを行っている企業は、自社の採用HPなどを活用しながら積極的な周知を行うことが求められる。

また、最近ではセメスター制からクォーター制に移行する大学があるほか、ギャップイヤーを導入する動きもある。今後とも多様な経験を経た学生が企業社会で活躍する道を開くため、一括採用のほかに夏季・秋季採用をはじめ、様々な募集機会を設けていくことが望ましい。

7. その他

(1) 夏季における服装について

採用選考活動の実施期間において、クールビズ等の取り組みを実施している場合、学生に対して服装の取り扱いを周知する。

(2) 卒後3年以内の未就業者について

卒後3年以内の未就業者の取り扱いについては、2015年10月1日から適用された「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の趣旨を踏まえつつ、自社の実情や採用方針に則り、適切な対応に努める。

(3) 高校卒業予定者について

高校卒業予定者については教育上の配慮を最優先とし、安定的な採用の確保に努める。

(4) 指針及び手引きの見直しについて

採用選考に関する指針及び手引きは、活動の実態や、取り巻く環境の変化等を踏まえて、適宜、必要な見直しを行う。

以 上

《本件問い合わせ先》

採用選考に関する指針及び手引きに関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

経団連労働政策本部

TEL:03-6741-0181 FAX:03-6741-0381 E-mail:koyou@keidanren.or.jp

平成27年12月8日
就職問題懇談会

平成28年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者
に係る就職について（申合せ）

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）は、学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で卒業生・修了生として、グローバル化をはじめ複雑多様化した社会に送り出す社会的使命を負っている。この本来果たすべき使命と責任を十分に認識し、その責務を果たすため、就職・採用活動にあってもその秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが重要である。

特に、学生の就職・採用活動の早期化・長期化の是正については、これまで、国公立大学等で構成する就職問題懇談会において、大学等関係団体の総意として、経済団体等に対し要請を行い、意見交換を重ねた結果、平成27年度卒業・修了予定者から、広報活動の開始時期を卒業・修了前年度3月に、採用選考活動の開始時期を卒業・修了年度の8月に変更することが合意された。

しかし、平成27年度の就職・採用活動が実施され、その検証を行ったところ、就職・採用活動が結果としてなお長期にわたり、特に卒業・修了年度の1学期における学生の学修時間の確保に支障が生じている実態が伺われたため、経済界から採用選考活動開始時期の見直しを求める声が出てきた。そこで、一般社団法人日本経済団体連合会は、大学側の意見も踏まえて学生の学業への妨げにならないよう配慮した上で、平成28年度卒業・修了予定者については、採用選考活動の開始時期を2ヶ月早め、卒業・修了年度の6月とすることを決定した。大学等は、時期変更の本来の趣旨を踏まえ、経済界との協力の下、学生の学修時間の確保や留学などの多様な経験を得る機会を確保するとともに、学生が適切な職業選択を行う機会を確保することを責務の一つとして取り組む必要がある。

以上のことから、就職問題懇談会は平成28年度卒業・修了予定者の就職・採用活動について、下記のとおり申し合わせる。また、各大学等においては、全教職員が協力し、全学的にこれを実行することを確認する。

なお、平成29年度以降卒業・修了予定者の就職・採用活動については、今後、経済団体等と意見交換を重ね、議論を積み上げていくこととする。

記

1. 就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施について

(1) 学生に対する十分な周知

各大学等は、採用選考活動の開始時期の変更により、学生が混乱することのないよう十分に留意すること。そのため、①学生に日程変更を十分に周知すること、②各大学等で実施されている説明会など就職関係行事の開催時期を必要に応じて適切に見直すこと、などについて配慮すること。

(2) 初年次からのキャリア教育・職業教育の充実について

学生の職業観や勤労観を涵養し、個々人の個性や適性に合った職業を学生自ら選択できる能力の育成や学修意欲を高めるため、初年次からのキャリア教育・職業教育の充実を図る。

キャリア教育の実施に当たっては、後述の「企業説明会」とは明確に区分した上で、幅広く企業等の協力を得つつ、積極的な取組を行う。

(3) 「企業説明会」の取扱いについて

卒業・修了前年度3月1日より前は、学内及び学外で企業等が実施する「企業説明会」に対して会場提供や協力を行わない。なお、「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生に発信するための説明会を指す。

卒業・修了前年度3月1日以降、「企業説明会」を大学等の協力の下に実施する場合は、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示する。また、実施に当たっては、土日祝日や平日の夕方以降の実施など、可能な限り学事日程に配慮する。

(4) 学校推薦の取扱いについて

学校推薦は、卒業・修了年度6月1日以降とすることを徹底する。

(5) 正式内定開始について

正式内定日は、卒業・修了年度10月1日以降である旨学生に徹底する。正式内定に至るまでの間においては、複数の内々定の状態が継続しないよう、学生を指導するとともに、9月30日以前の内々定は学生を拘束しないものである旨徹底する。

(6) 就職関連情報の積極的な提供について

学生が進路選択する際の検討に資するため、各大学等の学部・分野別の就職実績等や各大学等の職員採用についての採用方針や採用実績等の就職関連情報の積極的な提供に努める。

(7) 採用選考活動が学業等の妨げにならないために必要な配慮等について

企業等が学期期間中に採用選考活動を実施する場合に以下の配慮を求める。

① 学生の学修に十分配慮した形での採用選考活動の実施

授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合は、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更など必要な対応が明示的に行われること。また、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないように極力柔軟な対応が行われること。

② 採用選考開始日より前に採用選考活動を実施しないよう徹底すること。

2. 就職・採用活動の公平・公正の確保について

(1) 学生の応募書類について

学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』）」とし、企業に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないよう要請する。

(2) 男女雇用機会均等について

就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われる旨を企業側に徹底するよう要請する。特に、総合職採用における女子学生への配慮を要請する。

(3) 職業の選択の自由を妨げる行為やハラスメント的な行為について

必要な人材確保に熱心になるあまり、

- ① 広報活動開始前又は広報活動期間中に早期に内々定を行うこと
- ② 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求めること
- ③ 6月1日以降の採用選考時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること
- ④ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること等の学生の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎むよう要請する。

(4) インターンシップについて

インターンシップとは、一般に「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と捉えられており、その実施にあたっては、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」¹を踏まえ、適切に実施するよう要請する。

そのため、広報活動開始前に「インターンシップ」と称した会社説明会や実質的な採用選考活動とも捉えられるような行事等は慎むよう要請する。

(5) 大学等の所在地等への配慮について

大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などには、それが採用選考において不利とならないよう配慮することを要請する。

3. その他の事項について

(1) 各大学等における職員採用の対応について

企業等への就職・採用活動のみならず、各大学等における職員採用においても、一般の就職・採用時期の変更を踏まえた対応を行う。

(2) 採用選考活動における評価について

就職・採用活動時期の変更の趣旨を踏まえ、企業等に対し、少なくとも卒業・修了前年度までの学業成果（成績や履修履歴等）を採用面接において活用するなど適切に学生を評価することを求める。

(3) 学生の健康状態への配慮について

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を明示するよう求める。

(4) 「申合せ」の内容の周知について

各大学等は、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図り、学生に不安と混乱が生じないよう適切に対応するとともに、企業等に求人依頼文書を発送する際はこの「申合せ」又は「申合せ」の内容をまとめた文書を添付し、若しくは、直接求人依頼を行う際や学内での企業説明会を実施する際に手交するなど、その趣旨の理解を図る。

¹ 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成 26 年 4 月 8 日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）

インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。

インターンシップの推進に当たっての基本的考え方

平成 9年 9月18日

平成26年 4月 8日一部改正

平成27年12月10日一部改正

文 部 科 学 省

厚 生 労 働 省

経 済 産 業 省

1 大学等におけるインターンシップとは何か

大学等におけるインターンシップ（以下、「インターンシップ」という。）とは、一般的には、学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度のことであるが、インターンシップが活発に行われているアメリカにおいては、大学のイニシアチブの有無、実施期間、実施形態等によってインターンシップと称するかどうかを区分する場合もあるとされている。

一方、我が国においては、インターンシップについては、「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」として幅広くとらえられている。

2 インターンシップの意義

インターンシップは、学生を送り出す大学等、これを体験する学生、学生を受け入れる企業等それぞれにとって、様々な意義を有するものであり、それぞれの側において積極的に対応していくことが望まれる。

①大学等及び学生にとっての意義

○ キャリア教育・専門教育としての意義

大学におけるキャリア教育・専門教育を一層推進する観点から、インターンシップは有効な取組である。

○ 教育内容・方法の改善・充実

アカデミックな教育研究と社会での実地の体験を結び付けることが可能となり、大学等における教育内容・方法の改善・充実につながる。

また、学生の新たな学習意欲を喚起する契機となることも期待できる。

○ 高い職業意識の育成

学生が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られる。また、これにより、就職後の職場への適応力や定着率の向上にもつながる。

○ 自主性・独創性のある人材の育成

企業等の現場において、企画提案や課題解決の実務を経験したり、就業体験を積み、専門

分野における高度な知識・技術に触れながら実務能力を高めることは、課題解決・探求能力、実行力といった「社会人基礎力」や「基礎的・汎用的能力」などの社会人として必要な能力を高め、自主的に考え行動できる人材の育成にもつながる。

また、企業等の現場において独創的な技術やノウハウ等がもたらすダイナミズムを目の当たりにすることにより、21世紀における新規産業の担い手となる独創性と未知の分野に挑戦する意欲を持った人材の育成にも資する。

② 企業等における意義

○ 実践的な人材の育成

インターンシップによって学生が得る成果は、就職後の企業等において実践的な能力として発揮されるものであり、インターンシップの普及は実社会への適応能力のより高い実践的な人材の育成につながる。

○ 大学等の教育への産業界等のニーズの反映

インターンシップの実施を通じて大学等と連携を図ることにより、大学等に新たな産業分野の動向を踏まえた産業界等のニーズを伝えることができ、大学等の教育にこれを反映させていくことにつながる。

○ 企業等に対する理解の促進、魅力発信

大学等と企業等の接点が増えることにより、相互の情報の発信・受信の促進につながり、企業等の実態について学生の理解を促す一つの契機になる。これについては、特に中小企業やベンチャー企業等にとって意義が大きいものと思われ、中小企業等の魅力発信としてもインターンシップは有益な取組である。

さらに、インターンシップを通じて学生が各企業等の業態、業種又は業務内容についての理解を深めることによる就業希望の促進が可能となることや、受入企業等において若手人材の育成の効果が認められる。また、学生のアイデアを活かすような企業等以外の人材による新たな視点等の活用は企業等の活動におけるメリットにもつながる。これらの企業等の受入れの意義を大学等及び企業等において共有することが重要である。

3 インターンシップ推進の望ましい在り方

インターンシップの形態としては、おおむね次の三つに類型される。

イ 大学等における正規の教育課程として位置付け、現場実習などの授業科目とする場合。

ロ 大学等の授業科目ではないが、学校行事や課外活動等大学等における活動の一環として位置付ける場合。

ハ 大学等と無関係に企業等が実施するインターンシップのプログラムに学生が個人的に参加する場合。

いずれの類型においても、インターンシップについては、大学等の教育の一環として位置付けられ得るものであることから、大学等が積極的に関与することが必要である。この観点から、事前・事後教育等の機会を提供する等のサポート体制を構築することは、その教育効果を高めると

いう点で有益である。

なお、インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。

このため、インターンシップ等で取得した学生情報の企業等の広報活動・採用選考活動における取扱いについては、別紙の「企業等がインターンシップ等で取得した学生情報の広報活動・採用選考活動における取扱いの考え方について」に基づき、実施時期に応じた取扱いに留意する必要がある。

(1) 大学等における留意事項

① 大学等におけるインターンシップの位置付け

上述の三つの類型は、インターンシップを大学等における単位として認めるか否かに関係し、イの場合には、大学等の教育課程に位置付けられたものとして単位が認定されるが、ロやハの場合には単位として認定されない場合が多い、ということになる。

インターンシップを大学等の単位に組み込むことは、大学等の教育、特に専門教育とのつながりがより明確になることや、インターンシップ・プログラムや事前・事後教育等の体系化及び充実が図られる等、インターンシップの教育効果を高め、学生が大学等における教育内容をより深く理解できるというメリットがあり、望ましいと考えられる。

なお、特に当該単位を学位の構成要件とするに当たっては、教育課程の体系の中に当該単位をどのように位置付けるか十分な検討が必要である。また、単位化を進めんがため、かえって不必要な教育内容を生じさせることのないような工夫が必要である。

一方、ロやハの形態のものであっても、広い意味でインターンシップとしての効果は認められるものも多いと思われる。このため、人材育成の観点から有益と判断されるものについては、大学等の教育課程の中に位置付けていくことを含め、その積極的な評価について検討することが必要である。

② インターンシップの実施体制の整備

企業等との連携を適切に図り、インターンシップを円滑に実施するため、インターンシップの窓口を設けるなど、実施体制の整備が不可欠である。

③ インターンシップの教育目的の明確化等

インターンシップの実施に際しては、インターンシップの教育目的を明確化し、これに基づき、必修か選択か、何年生で実施するか、授業期間中に行うか休業期間中に行うか、期間をどれくらいにするかなど様々な点について、どのように行うのが最も効果的かという観点から検討する必要がある。

また、インターンシップは企業等にとっても大きな負担を伴うものであり、こうした点からも、インターンシップの効果が最大のものとなるよう努力していくことが重要である。

さらに、インターンシップは、学生が自らの専攻や将来希望する職業に関連した職場で業務を体験することを通じ、大学等において自らが学んだ内容と社会との関連性を認識し、今後の主体的な学修への動機付けを強め、専門知識の有用性や職業自体について具体的に理解

することを促す契機となると考えられる。大学等の教育を推進する観点からも、能動的な学修を促す学修プログラムとして提供されるインターンシップの意義が重要である。

④ インターンシップによる学習成果の評価等

インターンシップは大学等の外の場所における学習であり、こうした学習成果について企業等と連携した適切な評価方法について検討し、インターンシップの目的を踏まえながら適切な評価を行っていく必要がある。特に、学生のインターンシップの成果の評価について、企業等にとって各大学等によって異なる対応が必要な現状を改めるため、大学等からの学生の評価書類における要素等の共通化を図る必要がある。

⑤ インターンシップの実施時期、期間等

インターンシップの実施時期については、インターンシップの教育目的、全体の教育課程との関係、企業等の受け入れ可能時期との関係等を検討した上で、適切な時期を選択する必要がある。また、採用・就職活動の秩序の維持にも配慮する必要がある。

さらに、大学院における実施など、多様な時期に実施することについても積極的に検討していくことが望まれる。

インターンシップの実施期間については、現状においては様々であるが、インターンシップの教育目的や教育効果などを踏まえながら、企業等の意見を十分に聞き、適切な期間を定める必要がある。

⑥ 多様な形態のインターンシップ

インターンシップの機会提供にあたっては、短期プログラムの内容の充実を図りながら拡大することはもちろんのこと、教育効果の高い中長期インターンシップや、専門教育との関連付けにより一層効果を発揮するコーオプ教育プログラム（例えば数ヶ月間～数年次にわたり大学等での授業と企業等での実践的な就業体験を繰り返す教育プログラム）、学生の責任感を高め、長期の場合には学生の参加を促す効果が考えられる有給インターンシップなど、多様な形態のインターンシップをその目的に合わせて柔軟に取り入れることが重要である。

⑦ インターンシップの場の多様化

インターンシップの場としては、一般的には企業が考えられるが、インターンシップの目的に応じて、行政機関や公益法人等の団体なども考えられる。また、受入先の企業を選ぶ場合、特定の業種や大企業に偏ることなく、中小企業やベンチャー企業等を含めバランスが保たれるよう配慮する必要がある。

さらに、職業意識を高める観点からは、必ずしも学生の専攻に関連する分野だけでなく、幅広い分野を対象にしたり、また一つの分野にだけ行くのではなく、複数の分野を体験することも有意義であると考えられる。

また、社会や経済がグローバル化する中、世界で活躍する真のグローバル人材を育成する観点から、日本人学生が海外留学中に行う海外インターンシップを推進することや、我が国の成長につながる優秀な外国人留学生を確保する観点から、日本企業による外国人留学生を対象としたインターンシップの実施を促進することも必要である。

(2) 学生を受け入れる企業等における留意事項

① インターンシップに対する基本認識

インターンシップは、社会・地域・産業界等の要請を踏まえ、将来の社会・地域・産業界等を支える人材を産学連携による人材育成の観点から推進するものであり、自社の人材確保にとらわれない広い見地からの取組が必要である。また、こうした観点から、長期的な視野に立って継続的にインターンシップを受け入れていくことが望ましい。

インターンシップの学生を受け入れる企業等において、こうした趣旨を十分理解して対応することが、今後のインターンシップの推進において極めて重要である。

② インターンシップの実施体制の整備

インターンシップは、企業等の場における学生に対する教育活動であり、十分な教育効果をあげるためには、企業等における実施体制の整備が必要である。また、実際の教育・訓練の目的・方法を明確化するとともに、大学等と連携しながら効果的なプログラムを開発することが重要である。

③ 経費に関する問題

インターンシップに関しては、これに要する経費負担や学生に対する報酬支給の扱いなど経費に関する問題がある。

現状においては、こうした経費の扱いに関しては多様な例が見られるとともに、インターンシップの形態には様々なものがあるため、基本的には、個別に大学等と企業等が協議して決定することが適切であると考えられる。

④ 安全、災害補償の確保

インターンシップ中の学生の事故等への対応については、大学等、企業等の双方において十分に留意する必要があるが、インターンシップの現場における安全の確保に関しては、企業等において責任をもった対応が必要である。

また、万一の災害補償の確保に関しても、大学等と事前に十分協議し、責任範囲を明確にした上で、それぞれの責任範囲における補償の確保を図ることが重要である。

⑤ 労働関係法令の適用

インターンシップの実施にあたり、受け入れる企業等と学生の間で使用従属関係等があると認められる場合など、労働関係法令が適用される場合もあることに留意する必要があり、その場合には、企業等において労働関係法令が遵守される必要がある。

⑥ 適切な運用のためのルールづくり

インターンシップにより、企業等と大学等や学生との結び付きが強くなり、採用の早期化、指定校制などにつながるのではないかといった懸念も指摘されている。

このため、インターンシップの実施に当たっては、学生の受入れの公正性、透明性を確保するための適切な運用のためのルールづくりが必要である。

4 インターンシップの推進方策の在り方

インターンシップの円滑な推進のため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が連携しつつ、大学等、企業等の協力を得ながら、以下の施策を積極的に展開することが必要であるとする。

① インターンシップに関する調査研究及び情報提供

インターンシップに関しては、文部科学省において、平成9年より「インターンシップ実施状況調査」を全ての大学及び高等専門学校に対して実施し、大学等が単位認定を行っているインターンシップについて実施状況を把握しているところである。

今後、大学等と無関係に企業等が実施するインターンシップのプログラムに学生が個人的に参加する場合の参加状況等も含め、インターンシップに関する全般的な状況の把握に努めるとともに、先進事例の収集、効果的なプログラムや専門人材の養成手法の開発などについて調査研究を行い、その成果の大学等や企業等への適切な情報提供を図る。なお、大学等と無関係に企業等が実施するインターンシップの学生の参加状況については、国において把握していくとともに、各大学等においても可能な限り把握に努めるよう協力を求める必要がある。

また、インターンシップの意義、メリットなどが十分理解されるよう、様々な広報媒体の活用やシンポジウムの開催などにより、インターンシップの普及啓発を図る。

さらに、このようなインターンシップの推進のための各種施策の実施や指導・助言等を行うための体制整備を図る。

② インターンシップ推進のための仕組みの整備

上記の情報提供に加え、実際に大学等のニーズと企業等のニーズとを効果的に結び付け、より多くの学生の参加機会を確保するため、マッチングが円滑に行われるような仕組みを整備することが必要である。このため、例えば、各地域に企業等、大学等、関係する諸々の行政機関からなる産官学による協議会等の場を活用するなどし、インターンシップに関する情報交換等を図る。

なお、当該仕組みにおけるインターンシップ・プログラムの構築の際、大学等の教育目的と企業等が提供可能な教育資源等の調整を行うなど、大学等と企業等との相互理解を前提とすることによって、より教育効果の高い取組が期待される。

③ インターンシップに係る専門人材の育成・確保

大学等はインターンシップに関する専門的知見を有する教職員の育成を行うとともに、大学等と企業等が協力して、受入れ拡大のためのインターンシップのプロジェクト設計や、大学側と企業側のニーズのマッチング等を行う専門人材（コーディネーター等）の育成・確保が必要である。

④ 大学等及び受入企業等に対する支援

インターンシップの実施は、大学等、企業等にとって、新たな負担が伴うものであり、インターンシップの推進のため、これに積極的に取り組む大学等や企業等に対する適切な支援を図る。特に、資金力や情報力等が十分でない中小企業やベンチャー企業等にもインターンシップが普及するよう適切な支援を図る。

企業がインターンシップ等で取得した学生情報の広報活動・採用選考活動
 における取扱いの考え方について

インターンシップ等の 実施（開始）時期	基本的な取扱い	あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示された場合の取扱い
<p>3 学年次 2 月末まで 広報活動開始時期「前」</p>	<p>学生情報は、広報活動・採用選考活動に使用できない。</p>	<p>広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことはできない。 ※広報活動開始日以前に開始されるインターンシップについては、終了日が広報活動開始日以降であっても、開始時点では趣旨の明示を行うべきではないため、広報活動・採用選考活動としての取扱いは行わない。</p>
<p>3 学年次 3 月 ～ 4 学年次 5 月末まで 広報活動開始時期「後」かつ 採用選考活動開始時期「前」</p>	<p>※広報活動・採用選考活動において、学生が企業に対し自ら提出したエントリーシート、成績表等にインターンシップの参加事実、フィードバック結果等が記載されている場合は、他の成績書類と同様に、これを広報活動・採用選考活動に使用することは差し支えない。</p>	<p>学生情報を広報活動に使用できる。</p>
<p>4 学年次 6 月以後 採用選考活動開始時期「後」</p>	<p>※広報活動・採用選考活動において、学生が企業に対し自ら提出したエントリーシート、成績表等にインターンシップの参加事実、フィードバック結果等が記載されている場合は、他の成績書類と同様に、これを広報活動・採用選考活動に使用することは差し支えない。</p>	<p>学生情報を採用選考活動に使用できる。</p>

注 1) 広報活動 : 採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。

採用選考活動: 採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。

注 2) 本表は、平成 28 年度の卒業・修了生から就職・採用活動開始時期変更後の考え方である。

(※) 本ページの赤字部分が、就職・採用活動開始時期の変更に伴い、規定の改正を行った部分である。

医政経発 1124 第 1 号
平成 27 年 11 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長
（公印省略）

医療用医薬品の流通改善について

医療用医薬品の流通改善については、従前から「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」（以下「流改懇」という。）を開催し、現状の分析を行うとともに公的保険制度の下での不適切な取引慣行の是正等について検討を行っています。

平成 19 年には「医療用医薬品の流通改善について（緊急提言）」が取りまとめられ、流通当事者への流通改善を求めてきました。

さて、本年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（以下「骨太の方針」という。）において、「後発医薬品に係る数量シェアの目標値については、2017 年（平成 29 年）末に 70%以上とするとともに、2018 年（平成 30 年）度から 2020 年（平成 32 年）度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする。」として、後発品の更なる使用促進の方針が示されるとともに、「適切な市場価格の形成に向け、医薬品の流通改善に取り組む」ことが盛り込まれました。

骨太の方針に基づく後発医薬品の急速な伸張など、医療用医薬品の流通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、急激な環境変化を踏まえた流通改善を促進するため、本年 9 月に「医療用医薬品の流通改善の促進について（提言）」が取りまとめられました（別紙参照）。

今後、厚生労働省としては、上記提言の趣旨を踏まえ、後発医薬品の使用促進に伴う流通量の増加に対応する流通の効率化、トレーサビリティの観点から有効期限や製造番号を含んだバーコード表示の必須化などの取組を行ってまいります。

また、我が国の流通体制を将来にわたり持続可能なものとし、安定的な医薬品供給を行っていくため、提言において「先発医薬品のような率ベースでのリピート体系でなく、メーカーと卸売業者の間で金額ベースの形態について検討」が必要とされたことも踏まえ、適正な流通コストの確保に向けた流通当事者の相互理解と課題への真摯な取組を行っていただくことを要請し、流改懇にて定期的に取り組状況をフォローアップしてまいります。

貴職におかれては、あらためて上記の取組をご理解いただくとともに、流通改善の一層の推進にご協力いただきますよう、貴管轄下の各流通当事者への周知徹底及び御指導方、よろしく願いいたします。



平成27年9月1日

医療用医薬品の流通改善の促進について（提言）

～ 後発医薬品の更なる使用促進などの環境変化に対応する持続可能な流通機能の観点から ～

医療用医薬品の流通改善に関する懇談会

1. 経緯

医療用医薬品については、公的医療保険制度の下で公定価格として医療機関・保険薬局への償還価格（薬価）が定められている反面、医薬品メーカーから流通事業者を經由して医療機関・保険薬局に納入されるまでは自由価格とされ、一般消費財同様に市場における自由な競争の下に取引される商品であるという特殊性を有している。さらに、医療機関・保険薬局の購入価格を調査して償還価格が改定される仕組みが採られているため、引き下げられた公定価格を前提に自由価格の価格交渉を再度やり直さなければならないという構造となっている。

このような特殊な構造のため、長期にわたる未妥結・仮納入や総価山買いといった公的医療保険制度下での特殊な流通慣行が存在し、これまでその改善に向けた取組が重ねられてきた。

これまでの流通改善の経緯を見ると、昭和58年3月に「医療用医薬品流通近代化協議会」（以下「流近協」という。）が設置され、昭和62年には取引当事者間の文書契約促進のためモデル契約書の策定等を行った。さらに平成2年には「医療用医薬品の流通近代化と薬価について」のとりまとめを行い、平成3年7月には公正取引委員会が「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を公表するなどの取組が進められた。

これらの取組により、不公正な取引とされた値引補償の廃止と仕切価制への移行など一定の成果がみられたが、未妥結・仮納入、総価山買い、過度なリベートなどが未解決な問題として残ったことから、平成7年2月に流近協メッセージを発信し、継続した流通改善を求めてきた。

平成16年6月には流近協の取組を引き継ぐ形で、厚生労働省医政局長の私的懇談会として本「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」（以下「流改懇」という。）が設置され、その後の医薬分業の進展、卸売事業者の再編・統合、IT化の進展等を踏まえた流通慣行の現状分析と流通改善方策の検討を行い、平成16年12月には「中間とりまとめ」として、取引当事者による取組を再度求めた。

また、中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）においても、薬価調査の信頼性確保の観点から未妥結・仮納入や総価取引等の改善策の取りまとめが求められたことを踏まえ、平成19年9月には、「医療用医薬品の流通改善について（緊急提言）」（以下、「緊急提言」という。）において、一次売差マイナス等の改善、長期にわたる未妥結・仮納入の改善、総価契約の改善の3点について取引当事者が留意すべき事項として取りまとめ、改善に向けた取組を要請したところである。

その後も、緊急提言で指摘を受けた留意事項の改善に向け、議論を継続してきたが、平成24年度からは、更なる課題解決に向けた取組として、流改懇の下にワーキングチームを設置し、取引当事者間での取引の現状及び問題点等について、より具体的な議論、調整を行い、改善に向けた取組を行ってきたところである。

2. 現状

我が国における医療用医薬品の流通は、全国津々浦々の医療機関等において、全ての患者が同様の医療を平等に享受できる体制を支えるシステムとして整備されている。それは先の東日本大震災のような災害時や緊急時において、その流通機能の強靭性が発揮され、必要な医療の提供が行われたことから実証されている。

医療用医薬品の流通を取り巻く諸問題については、これまでの取組により、緊急提言で指摘されている事項について、取引当事者の努力により一定程度の改善がみられてきたところである。（別添1「緊急提言の総括」参照）

緊急提言での指摘事項の一つである「長期未妥結・仮納入の改善」は、緊急提言直後を除き改善が進まなかったが、平成25年度に実施された薬価調査時の妥結率が低調であったことを踏まえて薬価調査の信頼性の確保という観点から、平

成26年度診療報酬改定において、妥結率の低い医療機関等の評価の適正化、いわゆる「未妥結減算制度」が導入されることとなり、その結果、妥結率については大幅に改善したところである。しかしながら、本制度の導入により価格妥結が優先された結果、もうひとつの改善目標であった単品単価取引がやや後退し、個々の医薬品の価値を反映した価格による妥結が減少するといった副作用も発生している。

革新的な新薬の創出や適応外薬の開発等を目的として平成22年度の薬価制度改革により試行的に導入された新薬創出・適応外薬解消等促進加算においては、薬価からの市場実勢価格の乖離率により個別品目への加算の適否を判断している。このように個々の医薬品の価格を医薬品そのものの価値を表す重要な指標として薬価制度が運用されていることから、これまで以上に単品単価取引の重要性が高まっていると言える。

医療用医薬品を取り巻く環境は大きく変化しており、特に後発医薬品の使用促進策による普及拡大は医薬品市場に大きな変革をもたらしている。厚生労働省は、厳しい医療保険財政の下で薬剤費の伸びを抑制するため、後発医薬品の使用促進に力を入れており、平成19年には、「経済財政改革の基本方針2007」において、2012年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上（旧指標）¹とする「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を、平成25年度からは、数量シェアの目標を60%以上（新指標）²とした「後発医薬品の更なる使用促進のためのロードマップ」を発表し、積極的に使用促進を進めてきた。更に本年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」いわゆる骨太方針において、「後発医薬品に係る数量シェアの目標値については、平成29年央に70%以上とするとともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする。」として、更なる使用促進の方針が示されたところである。

後発医薬品の更なる使用促進にあたっては、後発医薬品の安定供給が前提となるが、そのためには、流通・在庫の品目の増加と在庫スペース確保、緊急配送といった流通面での課題の解消も重要となる。

¹ 旧指標：全医療用医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア。平成19年に「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」で定められた目標に用いた指標である。

² 新指標：後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア。「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で定められた目標に用いた指標である。

そのほかにも、昨今の医薬品流通の現状を踏まえ、骨太の方針には、「臨床上の必要性が高く将来にわたり継続的に製造販売されることが求められる基礎的な医薬品の安定供給」、「適切な市場価格の形成に向け、医薬品の流通改善に取り組む。」などの事項が盛り込まれた。

必要な流通コストが含まれた適正な価格により医療用医薬品が取引されることは、市場実勢価格に基づく薬価改定を実施している現行薬価基準制度において、個々の医薬品の価値に見合った単品単価取引と並ぶ非常に重要なものであり、これからも積極的に取り組むべき課題である。

このように、成長戦略に資する創薬に係るイノベーションの推進、後発医薬品の急速な伸張やいわゆる「未妥結減算制度」の導入など、医療用医薬品の流通を取り巻く環境が大きな転換期を迎えた今、平成19年の緊急提言に加え、急激な環境変化を踏まえた今後10年先を見据えた流通改善を促進するための取りまとめを行うこととした。

3. 今後、取り組むべき事項

医療用医薬品の流通は、流通当事者間の相互理解と信頼関係、災害時や緊急時においても的確な流通が可能となるほどの強靱な備蓄・配送体制により成り立っている。このような流通機能のもとで、将来にわたり安定的な医薬品供給を行っていくため、引き続き、

- 1) 適切な価格形成による薬価制度の安定的運営への協力
- 2) 将来にわたる流通機能の安定性の確保
- 3) 流通経費等の負担の公平性の確保

の3点を基本として、以下の流通改善に取り組むべきである。

(1) 医薬品の価値に基づく単品単価交渉の更なる促進

＜医療用医薬品の流通を取り巻く環境変化の中で、今後の流通改善には、これまで以上に単品単価交渉が特に重要＞

- ・ 卸売業者は全国約23万3千軒の医療機関・保険薬局を取引先として、薬価基準に記載されている約1万7千品目もの膨大な医薬品について、単品単価による契約を目指して価格交渉を行っているところである。

- ・ 卸売業者と医療機関・保険薬局との価格交渉は、卸売業者において薬価告示後6月にかけてメーカーから提示される仕切価、割戻し・アローアンス等を考慮して価格設定を行った後、概ね6月頃から本格化するが、その後の後発医薬品や同種同効薬、類似薬等の収載等の市場環境の変化により市場価格は変動するため、双方が合意する価格形成にはある程度の期間が必要である。また、メーカーと卸売業者との間にも、双方が合意する正味仕切価格の形成には相応の時間を要することを考えれば、全ての流通当事者が納得できる適正な市場実勢価格を形成するためには、十分な交渉期間を確保する必要がある。

なお、平成26年12月の流改懇においても、薬価調査・改定の頻度変更については、国民に良質な医療を提供していく観点から考えるべきなどの意見があり、頻度変更は賛成しかねるとの総括であった。

- ・ 銘柄別収載及び市場実勢価格による価格改定を実施している現行薬価制度の趣旨からも、個々の医薬品の価値を踏まえた価格交渉により、販売側・購入側双方が納得する単品単価での取引が最も重要である。
- ・ なお、早期の妥結に向けた現在の取組を更に何らかの制度的強制力をもって進めることは、市場実勢価格を適切に把握できなくなるばかりか、医薬品本来の価値を歪め、部分妥結や総価取引を助長し、流通改善に逆行する恐れがあるため、いわゆる「未妥結減算制度」のあり方については、妥結率と単品単価取引の状況を踏まえて検討が行われることが望まれる。
- ・ また、革新的新薬創出のためのイノベーションを適切に評価する観点から、薬価収載時には、有用性などに基づく加算が行われているが、発売後においても継続したイノベーション評価が行われるためには、流通過程での市場実勢価格が唯一の指標となるため、個々の医薬品の価値が判断できる単品単価取引が極めて重要である。
- ・ さらに、搬送・保管の際に高度な品質管理が必要とされる抗体医薬品、核酸医薬品等のいわゆるバイオ医薬品やウルトラオーファン等の高額な医薬品が増加しており、個々の医薬品毎の価値に見合った単品単価取引は非常に重要となってきている。
- ・ 単品単価取引を一層推進するための方策としては、覚書³締結の更なる促進を図るほか、いわゆる「未妥結減算制度」の導入による市場取引及び価格形成に与えた影響を評価したうえで、診療報酬制度も含め、単品単価取引等の

³ 覚書：取引当事者が締結する取引基本契約の円滑な実施のために取り交わされる詳細な取引条件が記載された書面

適切な価格形成やコスト負担に対する流通当事者の取組への評価の在り方についても検討に値すると考える。

- ・ 医療用医薬品における全ての流通当事者は、持続可能な公的医療保険制度における単品単価取引の重要性・趣旨を理解し、共通認識を持って価格交渉に携わることが求められていることをよく認識すべきである。

(2) 後発医薬品の更なる使用促進を踏まえた流通のあり方

＜まずはロードマップの検証を行ったうえで、医療保険財政の節減に向け、医療の質を落とすことなく、患者の負担を軽減することが出来る後発医薬品が医療現場に安定的に供給され、使用されることが重要＞

- ・ 後発医薬品の更なる使用促進により、医療用医薬品の市場流通の半分程度は後発医薬品が占めることは容易に予想できる。このような市場環境の変化はメーカーのみならず卸売業者にも多大な影響を及ぼすことになるため、後発医薬品の更なる使用促進に際しては、少なくとも平成29年度末までに流通の混乱を避けるための措置が必要である。
- ・ 流通量の増加が見込まれる後発医薬品の使用促進は、同一成分で複数の銘柄が代替可能な製品として存在することも踏まえ、安定供給を前提として実施されるべきである。一方で貴重な医療資源である医薬品が卸売業者、医療機関、保険薬局において不動態のまま破棄されることがないように、地域の医療機関と保険薬局の連携による汎用医薬品のリストの作成と共有化、卸売業者の頻回配送・急配といったコスト高要因を削減するための効率的な在庫管理・配送を行う供給体制、適切な在庫管理・トレーサビリティを確保する観点からの変動情報を含んだ新バーコード表示必須化に向けた工程表の作成、現場の医師・患者の意見を聞きながら更なる一般名処方への推進を図るなどの施策を進める必要がある。
- ・ また、医療費節減の観点からは、低価格で品質の高い後発医薬品を安定的に供給することが必要であり、そのためには、効果額の明確化とともに、現行ルールの見直しの検討も必要である。例えば、
 - 現状では、先発医薬品からスムーズに後発医薬品へ移行できるよう、先発医薬品が揃えている全ての規格を収載することを求めているが、限りある医療資源を効率的に利用する観点から、医療現場において使用頻度の少ない非汎用規格について他メーカーと規格を補完できる規格揃えを認める等の考え方は、後発医薬品の収載数減少も見込まれ、検討に値すると考

えられる。

- 患者情報が正確に把握できない状況の中、先発品との適応症の違いによる医療現場での混乱を避けるため、適応症が一致していない後発医薬品の問題を解消するための措置をとることも検討に値すると考えられる。
- ・ さらに、使用割合の目標が60%から80%以上という後発医薬品の更なる使用促進によって、卸売業者においては、大きな経営資源であった長期収載品のアローアンス等が見込めなくなることによる経営悪化は避けられないことから、先発医薬品のような率ベースでのリベート体系でなく、後発医薬品に関するフランスにおける薬局マージンの算定方法の違いなども参考に、メーカーと卸売業者の間で金額ベースの形態について検討する必要がある。
- ・ 医療用医薬品における全ての流通当事者は、後発医薬品の使用促進が医療の質を落とすことなく、患者の負担を軽くし、医療保険財政の改善に資するものであるとの共通認識を持ち、後発医薬品の適切な安定供給が可能となる流通体制の見直しを行うことが求められていることを認識すべきである。

(3) 市場の変化や社会的要請に対応する流通のあり方

＜公的医療保険制度の安定的な運営のためにも流通改善は重要＞

- ・ 急激な後発医薬品の使用促進及び革新的な新薬の増加などにより、市場環境が大きく変化する中、公的医療保険制度を持続可能なものとするためには、これまでの長期収載品からの収益に依存する体制から、個々の医薬品毎に流通コストが賄える適正な利益が確保でき、流通機能が継続して発揮できるような仕組みを考える必要がある。
- ・ また、医療機関・保険薬局においては、必要とされる医療用医薬品について、通常の配送回数を超えるような卸売業者の急配業務が行われることのないよう、適正な在庫管理が行われることが求められる。
- ・ 一方、医療用医薬品の流通が果たしている安定供給機能を将来にわたり果たしていくためには、その費用負担面における公平性の確保も重要な課題である。この観点からは、個々の医薬品の価値及び費用負担の公平性を無視して利益のみを追求する価格交渉のアウトソーシング等、長期未妥結の原因となりえる行為については慎むべきではないか。(別添2「妥結率推移」参照)
- ・ 科学技術の進歩に伴い、優れた治療効果を持つ医薬品が開発されている一方、臨床上の必要性が高く将来にわたり継続的に製造販売されることが求められる基礎的な医薬品の安定供給についても重要性が再確認されつつある。

これらの基礎的医薬品には、低薬価となり安定供給が困難となっているものも存在することから、個々の医薬品の医療上の必要性を踏まえた継続的な安定供給確保に資するという観点からこれらの基礎的医薬品の扱いについての議論を始める時期ではないか。

- ・ また、急激な後発医薬品の使用促進による取扱量の増加に対応するため、医薬品の元梱包装単位、販売包装単位における製造番号・製造記号及び有効期限といった変動情報を含んだ新バーコード表示の必須化に向けた工程表の作成が必要である。これは、多くの後発医薬品が流通するなか、不良医薬品等の回収等を行ううえで、個々の医薬品毎の適切なトレースという観点からも重要となる。我が国では、平成26年のPIC/S⁴加盟により、PIC/Sに準拠した国内のGDP⁵の策定について検討する必要性が生じているが、これにあわせてトレーサビリティ確保を図る観点から、まずは変動情報を含んだ新バーコード表示を行ったうえで、最終的には全ての医療用医薬品に対する強制力のある措置に基づく必須表示とするなど、適切な流通を確保する等の方策を考えてはどうか。
- ・ 医療用医薬品における全ての流通当事者は、公的医療保険制度の安定的な運営のためにも、上記のような市場環境・社会的要請を踏まえながら、医療用医薬品の流通改善に取り組むことが求められていることを認識すべきである。

4. 最後に

医療用医薬品を取り巻く環境は、成長戦略に資する創薬に係るイノベーションの推進、後発医薬品の更なる使用促進策、いわゆる「未妥結減算制度」の導入など、緊急提言当時から大きな変化が起こってきている。これらを踏まえ、これまでの取り組みに加えて将来にわたって安定的に流通機能を持続可能なものとするためには、覚書の締結を促進し、単品単価取引を一層推進するなどの対応が必要である。

特に後発医薬品の更なる使用促進策による流通への影響が大きいことから、

⁴ PIC/S：各国の医薬品の「製造・品質管理基準（GMP）」と「基準への適合性に関する製造事業者の調査方法」について、国際間での整合性を図る団体（欧州中心に薬事行政当局がボランタリーに参加）

⁵ GDP：医薬品の流通過程における品質の管理に関する基準（Good Distribution Practice）

変動情報を含んだ新バーコード表示の必須化、在庫管理や配送コストのあり方の早急な対応など、流通当事者が共通認識を持って取り組んでいくことが重要である。

今後、我が国の強靱な流通体制を将来にわたり持続可能なものとし、安定的に医薬品供給を行っていくためには、公的医療保険制度の担い手である流通当事者が連携し、来たる後発医薬品時代の到来へ向けて、より一層の相互理解と信頼関係の構築とともに、課題への真摯な取組を求めたい。

医薬品流通に関しては、薬価基準制度等の制度の影響が大きいため、以上のような流通上の必要性を踏まえ、中医協等においても適切な議論が行われることを期待したい。

なお、本提言に掲げた事項については、緊急提言で指摘された留意事項の改善への継続した取組とともに、適切にフォローアップを行っていくことを併せて期待したい。

【別添1】

○ 緊急提言の総括

1. 一次売差マイナス、割戻し・アローアンスの拡大傾向の改善

これまでもワーキングチーム等において検討を行っているが、改善は十分ではない。今後、新薬創出・適応外薬解消等促進加算品や後発医薬品の拡大により、販売促進的なアローアンスはその必要性を失いつつあり、割戻しは卸機能を評価するためのものと考え、仕切価修正的な意味合いのある割戻し・アローアンスは減少傾向になることが考えられる。したがって、今後も継続的に検討を行い、その改善に取り組むべきである。

2. 長期未妥結・仮納入の改善

いわゆる「未妥結減算制度」の導入により、妥結率は大きく改善しているが、早期に妥結させることのみを今以上に強制的に進めることは、市場実勢価格を適切に把握できなくなるばかりか、個々の医薬品本来の価値を歪めてしまい、部分妥結や総価取引を助長し、流通改善に逆行することもあるため、妥結率と単品単価取引をセットで慎重に検討すべきである。

なお、取引当事者において早期の価格交渉・早期の妥結が定着してくれば、現行のいわゆる「未妥結減算制度」はあくまで経過的なものであり、将来的には廃止されるべきと考える。

3. 総価取引の改善

銘柄別収載・銘柄別薬価を基本としている現行の薬価基準制度上、単品単価取引は制度の根幹に係わる重要な問題である。

緊急提言後、流通当事者間の努力により総価取引は減少し、単品単価による取引の割合が徐々に増えてきている。

個々の医薬品の価値に見合った価格交渉により、販売側・購入側双方が納得する単品単価での取引が特に重要であり、今後、高額・高度な医薬品が数多く収載されることが見込まれる中で、イノベーションが更に評価されていくためにも、継続して単品単価取引の促進に取り組む必要がある。

【別添2】

○ 医療機関・薬局区分別妥結率推移

(単位：%)

	妥 結 率											
	平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	H24.6	H24.9	H24.12	H25.3	H25.6	H25.9	H25.12	H26.3	H26.6	H26.9	H26.12	H27.3
病 院 (総計)	22.8	34.9	38.6	84.5	49.2	56.6	57.2	99.0	20.2	88.9	60.7	97.4
200床以上	21.6	31.5	33.4	82.9	41.4	50.2	50.6	99.0	19.3	93.9	58.5	97.4
その他	26.4	47.1	58.0	90.5	78.8	81.7	82.7	99.3	23.5	69.5	69.6	97.6
診 療 所	52.5	74.4	82.5	97.1	94.9	96.1	96.4	99.9	50.9	80.4	86.5	98.9
(医療機関 計)	33.3	48.9	53.7	89.2	65.0	70.4	70.0	99.4	30.4	86.0	69.2	97.9
チェーン薬局 (20店舗以上)	5.8	27.7	18.0	49.1	26.1	51.9	45.2	92.4	19.0	96.7	67.8	94.2
その他の薬局	20.9	42.8	56.3	84.4	80.5	85.3	86.5	99.6	18.6	98.7	88.4	98.1
(保険薬局 計)	17.0	38.8	45.9	75.2	65.2	76.2	74.8	97.6	18.7	98.1	82.1	96.9
総 合 計	24.6	43.5	49.6	81.5	65.1	73.5	72.6	98.4	24.0	92.6	76.2	97.4

* その他の薬局には20店舗未満のチェーン薬局を含む。

○ 医療機関設置主体別価格妥結状況 (対象:200床以上の医療機関)

(単位：%)

設 置 者	妥 結 率											
	平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	H24.6	H24.9	H24.12	H25.3	H25.6	H25.9	H25.12	H26.3	H26.6	H26.9	H26.12	H27.3
病 院 (2,634)	21.6	31.5	33.4	82.9	41.4	50.2	50.6	99.0	19.3	93.9	58.5	97.4
1 国 (厚生労働省) (11)	84.7	98.8	97.8	100.0	98.4	100.0	100.0	100.0	94.0	100.0	100.0	100.0
2 国 ((独)国立病院機構) (134)	97.9	99.3	98.6	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	93.9	99.5	98.8	100.0
3 国 (国立大学法人) (42)	55.7	69.4	60.6	96.3	55.0	66.8	62.2	100.0	34.3	96.9	48.2	99.2
4 国 ((独)労働者健康福祉機構) (31)	26.8	88.7	91.6	98.3	96.8	98.3	98.5	100.0	83.7	96.0	91.1	99.8
5 国 (国立高度専門医療研究センター) (8)	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0
6 国 ((独)地域医療機能推進機構) (40)	-	-	-	-	-	-	-	-	83.5	97.3	99.6	100.0
全社連	69.5	88.3	87.9	97.7	95.2	95.4	93.5	100.0	-	-	-	-
厚生団	0.0	0.1	0.1	25.6	1.2	1.1	2.0	100.0	-	-	-	-
船員保険会	0.0	0.0	0.0	47.2	18.4	17.7	19.0	100.0	-	-	-	-
7 国 (その他) (6)	89.6	100.0	94.3	100.0	96.6	100.0	90.0	100.0	45.7	100.0	77.6	100.0
8 都道府県 (111)	31.7	54.6	42.2	97.3	39.9	53.7	44.7	100.0	27.7	98.1	56.3	99.2
9 市町村 (254)	13.4	25.5	24.5	94.3	27.1	37.9	34.5	98.6	12.3	95.1	46.8	99.1
10 地方独立行政法人 (67)	15.0	36.7	35.0	96.6	21.9	41.0	39.9	100.0	24.0	94.7	53.3	99.8
11 日 赤 (69)	0.7	1.8	1.6	73.4	10.9	11.1	12.9	97.8	1.6	93.3	27.6	94.7
12 済生会 (49)	1.5	2.9	3.9	62.5	7.9	24.5	29.9	95.4	1.5	96.0	49.6	88.5
13 北海道社会事業協会 (6)	12.5	11.5	8.1	42.4	34.6	42.1	34.0	100.0	12.1	100.0	65.2	100.0
14 厚生連 (75)	0.7	1.1	1.8	51.7	5.2	9.0	11.3	99.1	1.7	87.1	20.9	96.8
15 健保組合・その連合会 (2)	42.8	10.8	17.5	100.0	53.3	43.0	50.7	100.0	27.2	76.1	65.1	100.0
16 共済組合・その連合会 (34)	0.1	0.6	0.7	98.6	68.7	66.8	73.5	98.4	2.4	98.6	86.2	99.9
17 国民健康保険組合 (1)	0.0	0.0	2.5	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	97.1	97.1	100.0
18 公益法人 (183)	10.6	12.8	20.8	69.3	43.1	49.1	52.0	98.2	7.9	97.2	67.5	95.8
19 医療法人 (1,299)	16.4	32.3	46.4	87.6	63.8	70.9	73.0	99.7	12.5	92.9	74.9	98.4
20 学校法人 (81)	1.8	7.6	10.0	61.8	23.9	33.3	38.6	98.6	1.8	90.7	53.6	94.0
21 会 社 (19)	23.1	33.1	44.0	96.6	34.5	56.6	63.0	100.0	21.2	94.5	71.8	97.6
22 その他の法人 (83)	16.2	20.8	28.2	75.2	40.6	55.3	55.2	97.1	7.4	82.1	58.4	94.1
23 個 人 (29)	23.4	59.3	78.3	97.7	91.8	93.1	95.9	100.0	24.0	99.4	97.2	99.2

協会ホームページについて

- 標準 EDI(流通 BMS)業界標準導入プログラム- 差し迫る流通 BMS の導入時期と 導入のポイントについて - 標準 EDI(流通 BMS)業界標準導入プログラム説明用 PDF データをアップしました。
- 第 11 回セルフメディケーションアワード作品募集開始
募集期間2015年10月1日(木)~2016年1月15日(金)(必着)。

事務局だより

- ・11月26日に、政治連盟特別講演&ドラッグストア業界研究レポート報告会が開催されました。ご参加いただきました皆様、斡旋販売にご協力をいただきました皆様、本当にありがとうございました。今回も多くの業界関係者に参加いただきました。事業活動にプラスとなるものが何かしら提供できれば幸いとの思いです。
来年度に関しましても、できるだけ多くのドラッグストア業界関係者にお声かけし、ご参加いただけたらと思います。
- ・スマイルケア食のシンポジウムで和歌山会場に行ってきました。関心の高い方々が50名ほど参加され、アットホームな感じで、パネルディスカッションを行い、その後、研修会を行いました。熱心なメーカーの方々が試食販売を行っており、その柔らかさ、飲み込みやすさを感じました。加齢による老い、機能の低下は仕方のないものですが、健康寿命延伸に向けた努力は大事なことと思えました。
在宅介護の方向性に沿って、65歳以上人口の中で、在宅介護者はますます増えていきます。身近なドラッグストアが品揃えを強化すべき時がすぐ、そこまできていると思います。
- ・税金問題に関わったのは初めてですが、軽減税率の導入や医薬品の特別所得控除で、どう決着を見るのか、大変、興味深く見守ってきました。毎朝、朝刊で記事がないかを必ず見て、ファイルするのが日課となりました。与党の2016年度税制大綱でセルフメディケーション推進に向けた制度化になることを期待します。
- ・2015年の協会報はこの12月号をもって、一区切りです。4月からウェブ版といたしました。冊子としてお配りしていたものから、ウェブ版となりまして、いかがだったでしょうか。次回の1月号は冊子印刷してお配りいたします。JACDSとJACDS政治連盟の年頭所感を掲載し、常任理事の皆様から新年の抱負をいただきます。どうぞ、ご期待下さい。

発行日 平成 27 年 12 月 15 日 発行

発行所住所

発行人 青木 桂生

〒222-0033

発行所 JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN
DRUG STORES

神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階

日本チェーンドラッグストア協会

TEL: 045(474)1311 FAX: 045(474)2569

HP: <http://www.jacds.gr.jp>

e-mail: sec@jacds.gr.jp